

## ◆暮らし・コミュニティ（環境衛生、税金、住まい、住民登録・戸籍・証明 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和3年4月	障害者専用の結婚相談所を作ってほしい	はばタン(ひょうご出会いサポートセンター)では、なかなか婚活は難しいです。 障害者専用の結婚相談所作ってほしいです。	明石市としましては、今のところ、結婚相談所をつくる予定はございませんが、市内には兵庫県が設置する東播磨出会いサポートセンターがございます。 結婚相談所等で、障害が理由で困ったことや、嫌な思いをしたときは、担当窓口(障害福祉課障害者施策担当)にお気軽にご相談ください。	障害福祉課/078-918-1344
2	令和3年4月	明石市市民参画条例の改正及び市民参画の運営の見直しについて	明石市市民参画条例の見直しを提案します。 1、意見公募手続については、政策等の立案の初期の段階から、市長等は、政策等の立案にかかる課題及び趣旨等について公表し、当該課題等に対する市民の意見を公募する。 2、意見公募手続と審議会等手続を併用する場合は、審議会等が意見公募手続の規程を準用して市民の意見を公募することを可能とする。 3、審議会等の委員の選任においては、男女同数とする原則を明記し、これが困難な場合は、男女別の数のいずれもが委員総数の4割を下回らないようにすることを規程する。 4、審議会等の開催予定を公表する場合には、開催する例が増加するものと思われるが、その場合の会議の公開の方法(傍聴についての手続)について定める。	同条例の施行以降、実情を加味した運用の見直しは行ってきておりますが、いただいたご提案内容も参考に、今後も適切な運用へ向けて検討してまいります。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
3	令和3年4月	簡易マップについて	伊丹市では、スクスクマップというマップを幼稚園、保育園、小学校や市役所を通して無料で配っていました。 スクスクマップには、伊丹市内の名所や大小さまざまな公園の名前と簡易マップがありました。明石市でもその様なマップを作っていただきたい。	明石市では、ホームページ「あかし子育て応援ナビ」及びスマートフォンアプリ「あかし子育て応援アプリ」で、市内の子育て支援センター、幼稚園、保育施設、公園等を紹介した「施設マップ」を掲載しています。 「施設マップ」では地図上での位置の案内に加えまして、ルート検索や各施設概要についても紹介しています。 また、出産後の保健師等による新生児訪問の際には、マップを含む子育てに関する様々な情報を掲載した冊子「こんにちはあかちゃん」をお配りしています。 「あかし子育て応援ナビ」において、妊娠期、乳幼児期、学童期など、お子様の状況に応じた情報を検索できます。また、「あかし子育て応援アプリ」でも、その時々の子育て支援情報をお届けしています。ぜひご利用ください。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
4	令和3年4月	市営住宅の駐車場使用料	兵庫県県営住宅は著しく所得が少ない体に障害がある方の駐車場使用料が免除になりますが、明石市市営住宅はありません。所得が少ないので家賃は減免していただいておりますが、どうしても身体に障害があり車が必要で駐車場使用料がかなり負担になります。県営住宅と同じように免除してほしいです。せめて半額でも。よろしく願い致します	現時点での市営住宅の駐車場使用料に係る基本的な考え方は以下のとおりです。 公営住宅は低廉な家賃の賃貸住宅の供給を目的としていますが、これは公営住宅本体及びその付帯施設について当てはまるもので、駐車場の設置及び供給、また使用料の低廉性を保障しているものではないとの観点から、本市では、家賃を世帯収入に応じて減免する制度とは異なり、駐車場使用料の減免は行っておりません。 ただし、公営住宅の共同施設としての用途を踏まえ、駐車場使用料については、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、設定することで低廉性の確保に努めているところです。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	住宅・建築室住宅課/078-918-5076

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
5	令和3年4月	喫煙の規制について	西明石駅周辺と上ヶ池公園で歩きタバコやベンチでタバコを吸われる高齢の方がとても多いです。夜間ならまだしも日中に吸いにいられているので、子どもを遊ばせにくいです。全面禁煙にするか喫煙スペースを設けてもらえませんか。	<p>西明石駅周辺で「歩きタバコやベンチでタバコを吸われている高齢の方が多し」また「全面禁煙にするか喫煙スペースを設けていただけませんか」について、ご説明させていただきます。</p> <p>西明石駅周辺で「歩きタバコやタバコを吸っている高齢者が多い」ということは確認しております。西明石駅では、人の往来が多い時間帯ではなく、昼間に歩きタバコ等をする高齢者がいると他の市民の方からも情報をいただいております。そのため、西明石駅周辺では、昼間から午後にかけて、職員による声掛け及びアナウンスによる啓発業務を実施しております。</p> <p>また、「全面喫煙か喫煙スペースを設ける」ことにつきましては、昨年、本市が管理する駅前喫煙所を統合及び再整備いたしました。西明石駅前では2箇所(南側・北側)あった喫煙所が、現在では北側喫煙所の1箇所となっております。以降、駅周辺で路上喫煙及び歩きタバコ等をする方には、職員による声掛けを行い「たばこは喫煙所で」と説明したうえで誘致も行ってまいります。今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>環境室環境保全課</p> <p>上ヶ池公園内での喫煙について、緑化公園課が管理する公園では、令和2年4月1日より全面禁煙となっております。</p> <p>この度、公園を確認したところ喫煙者を発見することはできませんでしたが、受動喫煙を防止するためにも、禁煙看板を設置し啓発してまいります。また、巡回の際に喫煙者を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。</p> <p>これからも、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>都市整備室緑化公園課</p>	<p>環境室環境保全課 /078-918-5030</p> <p>都市整備室緑化公園課 /078-918-5039</p>
6	令和3年4月	犬のフン	朝、道路で男性が手ぶらで犬の散歩をしており、実際にフンを放置していました。手ぶらで散歩をする時点で何らかの重い罰則をもうけて取締を強化して下さい。	<p>明石市では平成11年に「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定しており、飼い主は飼い犬が公共の場所においてふんをした場合は、当該ふんを放置してはならないと定められています。</p> <p>犬の飼い主が糞の放置をしているとの相談があり、その飼い主が特定されている場合は、直接飼い主に散歩の状況、状態を確認して糞の放置など不適正な散歩であれば改善するようにお話します。また、飼い主が不特定多数の場合は自治会回覧、現場広報パトロールなどで地域の啓発を実施しております。</p> <p>今回については特定の飼い主であるため、情報を教えて頂ければ飼い主宅を訪問して、散歩の状況を聞きとり、糞の放置など不適正な散歩であれば改善するようにお話することができます。飼い主の情報をあかし動物センターにご連絡をお願いします。</p>	環境室あかし動物センター /078-918-5797
7	令和3年4月	動物の死骸	JR朝霧駅南側近くの大蔵海岸付近の国道28号の歩道脇の溝に動物の死骸を少し前に見つけました。適切な処理をお願いします。	4月20日午前道路整備課が現地にて小動物の死骸を回収し、午後収集事業課において死骸を収集・処理しましたのでご報告します。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
8	令和3年5月	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度における子どもの意思の扱いについて	<p>明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は「2者のほかに家族として暮らしている子ども(未成年)がいる場合で、子どもを含む家族の関係を届け出てもらった場合には、合わせて証明」とのことですが、要綱や様式、ガイドブック等を拝見すると、子どもの同意は不要、子どもの意思は無関係の制度になっているように見受けられます。</p> <p>民法上の養子縁組では15歳以上であれば子の同意が必要ですが、市の制度においては、そのような線引きもないのでしょうか。</p> <p>「子どもに関する届出もする場合には、子どもも一緒に来庁をお願いします」と市ホームページに掲載されていますが、窓口で子どもが拒否の意思を示しても無関係に証明書は発行されるということなのでしょうか。</p> <p>また、本件は制度利用、および制度について考えるうえで、非常に重要なことからであるため、市ホームページのパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関するページに具体的に明記していただきたいです。</p>	<p>本制度における「子の届出」では、「パートナーシップ関係にある2者が、『2者にとって子どもを含めたファミリーを営んでいる』ことを届出する」ことができます。そのため、子どもの同意までは必要としていません。子どもの同意を要しない点は民法の養子縁組と同じ(15歳未満の場合)と言えます。ただし、本市では制度の運用において、「子の届出」に際しては子どもも年齢に関わらず一緒に来庁いただき、パートナーのお二人と共にお話をお伺いし、子どもが字が書ける年齢ならば、届出に署名いただくようにしています。また、子どもが証明書から氏名を削除することを希望する場合は、申出により対応します。</p> <p>本制度は書面審査ではありますが、面接等での聞き取りを重視しています。「子の届出」においても、子どもの意思を汲みながら、「まずは(届出者)お二人のみが届出を行い、『子の届出』はもう少し時間をかけて検討しては」と案内するなど、柔軟な対応を行うこととしています。また、制度利用者の方には、届出後も制度を利用して良かった点や困った点をお知らせいただくとともに、生活全般においてお困りのことがあれば随時ご相談くださいとお願いしているところです。</p> <p>家族に関する考え方は時勢等により変化しており、本市では利用される方のニーズに合わせて本制度も随時更新していきたいと考えています。今後ともご意見等ございましたらお寄せくださいましたら幸いです。</p>	SDGs推進室/078-918-5010
9	令和3年5月	大久保寺の上市営住宅	<p>市営住宅の南側は改善傾向だが、コミセン側に草木がたくさん生えており、中学生の姿が見えず危ないです。</p> <p>雑草を放置して見えにくくして、近隣に迷惑かけているだけの花壇なら、私達からすれば迷惑です。もう少し通りやすくしてほしい。</p>	<p>現地を確認し、人、車両の視認障害となっている樹木につきましては伐採を行いました。</p> <p>今後も市営住宅施設の適正管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	住宅・建築室住宅課/078-918-5044

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
10	令和3年5月	インクルーシブ条例について	<p>令和4年4月の施行を予定して検討が進められているインクルーシブ条例については、これまでの検討の成果を障害者配慮条例の改正として結実させることを提案します。</p> <p>検討委員の構成、取り扱ったデータや資料及び会議の記録並びに示された素案のいずれもほぼ障害者に関する内容です。ジェンダー平等、性的少数者及び在住外国人に関するテーマが検討された事実はありません。また、貧困者、介護者(ヤングケアラーを含む)及びデジタル弱者が取り残されることのない社会の実現に関心が向けられていません。つまり「障害者」という字句を「障害者等」に置き換えただけでインクルーシブとしているように見えます。</p> <p>条例検討委員会は、障害者への差別や障害を持たない人との格差の解消に向けた様々な検討や行動を重ねていき、障害者が置かれている厳しい現状の早急な改善を最優先として、これまでの検討の成果を障害者配慮条例の改正として結実させてはどうでしょうか。</p> <p>インクルーシブ社会の実現においては、障害者だけではなく、全ての住民に関する差別や格差の解消という視点で広範囲の分野の現行条例を見直し、その結果に基づいて一括して複数の現行条例を改正するインクルーシブ条例を制定してはどうでしょうか。</p>	<p>(仮称)あかしインクルーシブ条例(以下「この条例」といいます。)では、障害者だけでなく日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者を「障害者等」と定義し、その理念に基づき各施策を進めることで、誰一人取り残さないインクルーシブ社会を目指そうとしています。</p> <p>障害者が置かれている状況のみの改善であれば、ご意見のとおり「障害者配慮条例」の改正は有効な方法ですが、障害者を起点として対象を広げ、インクルーシブ社会を目指すこの条例の目的を考えると、十分とは言えません。</p> <p>もちろん検討過程で、障害者配慮条例の今後の改正につながる論点もあります。条例検討会では、庁内オブザーバーとして所管部署にも出席いただいているところです。</p> <p>障害者を起点とした検討を進めている理由は、本市のまちづくりが障害者配慮条例の制定に伴う合理的配慮の提供支援、当事者参画の推進など、障害者施策をきっかけとして積み上げられてきたこと、また障害者が抱える困りごとには多くの人々の困りごとと共通する点が多く、障害者権利条約にある「他の者との平等」の理念が困りごと解消の基礎となると考えているからです。</p> <p>また、参加者の属性がどれだけ多様であっても、潜在的な課題や将来起こり得る不確実な問題など想定しきれない課題が必ず残ることに鑑み、これまで積み重ねてきた取組の延長線上に市のあるべき姿を見据え、その後押しとなる指針を作ろうとしているのが検討趣旨です。</p> <p>そしてこの条例検討の過程は、現行条例や個別施策の見直しを図るといった作業的なプロセスではなく、様々な当事者に参画してもらい、ニーズを把握しながら理念を整理するとともに、市の各部署の職員が様々な気づきを得ながら意識を変えていく契機とする参加型の政策形成プロセスと捉えています。</p> <p>今とりまとめようとしているインクルーシブ社会の実現に向けた理念は、すべての市の施策等に通底するものであり、各部署が施策を進める際の拠り所となりますので、この条例自体やその検討過程がきっかけとなり、現行条例等の見直しがなされることも考えられます。</p> <p>検討段階から参画を得て実践し、ときに間違えては話し合うといった、市民とともに積み重ねていくまちづくりの先に、インクルーシブ社会があると考えています。</p> <p>現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療従事者や罹患した方への差別など、差別や分断が社会問題となっています。こうした状況からもこの条例を制定する意義は高まっており、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	SDGs推進室/078-918-5010
11	令和3年5月	市民参画条例第13条の規定について	<p>市民参画条例第13条(審議会等の会議の公開等)の規定を、審議会等の開催がウェブにより行われることも想定した規定に改めることを提案します。</p> <p>同様に、傍聴についての手続においても、会議室等の傍聴席で傍聴する方法とウェブ配信によって傍聴する方法を規定すべきです。</p>	<p>このたびは、市民参画に関するご提案をいただきありがとうございます。いただきましたご提案を参考に、今後、検討してまいります。</p>	市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
12	令和3年5月	野良猫への餌付け	野良猫に餌付けを行っている方がいます。紙皿や飲み水用の空き缶を置いていたり、野良猫の増加に伴う猫の糞害などで近隣住民も困っています。餌付けを止めるよう警告の看板を設置していただきたい。	あかし動物センターでは、近隣で野良猫にエサを与えることにより、猫が増え近隣住民に糞尿等の被害がある場合は、エサを与えている方に直接お話をしして状況を確認し、エサを与えるのであれば不妊手術やトイレの設置等、近隣住民に迷惑が掛からないようにすることが必要であることをお伝えしています。 今回ご相談の地域についても以前よりエサを与えている方に話をしているところではありますが、再度状況等確認し、エサを与えている方についても可能性のある方にお話できました。話をした方に関しましては以前より不妊手術をした上でエサを与えている方です。この方には再度、エサを与えるときには残ったエサは片づけること、人の迷惑になるようなことはしないことをお願いしました。 こちらで調べた情報によりエサを与えている方とお話しましたが投書の方とは違う可能性もあります。もし、エサを与えている方の名前、住所等がわかればお話をすることが出来ますのでご連絡をお願いします。 また、「残ったエサはすぐに片づけましょう」、「フンの始末をしましょう」など野良猫にエサを与えている人に対する啓発看板を作成しております。所有者(管理者)等の権限ある方の許可を得て自己責任において設置をすることを条件にお渡しすることが出来ますので必要があればご連絡ください。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
13	令和3年5月	生ごみの分別収集、リサイクルについて	ニュースで、「生ごみ出しません袋」「燃やすすかないごみ」年間2兆円のごみ処理減らす自治体の取り組みという記事を読みました。端的に言うと、生ごみはリサイクル化し、焼却ゴミを減らす取り組みをしている自治体の紹介記事です。明石市でも生ごみの選別収集・リサイクルに取り組んでみてはどうでしょうか。明石市は「SDGs未来都市」に選定されたとのことですので、ぜひこのようなゴミ処理についても前向きに検討いただけたらと思います。	ご意見頂きました「生ごみの選別収集、リサイクル」についてですが、明石市では生ごみ処理機に対する助成制度を平成19年度まで実施し、平成24年度から生ごみ減量大作戦としてご家庭で手軽にできる段ボールコンポストの資料無料配付や、生ごみの水切り用具等の紹介、各自治会等に出向いて行う出前講座等で、生ごみの減量に関する啓発などを行ってきております。また、毎年5月30日(ごみゼロの日)には、民間業者のご協力を得て新聞紙の広告欄にごみの減量化・再資源化に関する記事を掲載しております。他都市と同じ手法を用いることが可能かも含め、今後も明石市の実情に合った生ごみのリサイクルについて検討し、生ごみを含めた排出されるごみ全般の減量化・再資源化を目指してまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。	環境室資源循環課/078-918-5794
14	令和3年6月	ごみステーション	近所にあるごみステーションに高さ1.5m程度の壁があり、子どもが登って遊ぶと落ちて大怪我をする危険性が高い。また、壁の裏側に用水路があり、隠れて用水路を堰き止めたりして水路が詰まったりする。壁を低くするか、危険喚起看板を設置するなどの措置や子ども達への周知をしてほしい。	この度のご指摘を受けまして、危険喚起の看板を設置するとともに、区域の小学校へ連絡し、子供たちがごみステーションの壁に登って遊ばないように指導してもらうことで安全性を確保してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課/078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和3年6月	通園路における受動喫煙について	通園路に会社の喫煙所があり、そこを毎日通る度、4、5人の煙が匂ってきます。 喫煙所の場所を変えてもらうなどにはできないでしょうか。 宜しくお願いいたします。	ご意見を受け6月11日に現地へ出向き、敷地内の道路に近いスペースに喫煙場所が設置されていることを確認しました。 すぐに事業所の責任者と面会し、道路を通行する方から苦情が寄せられていること、事業者として通行する方が受動喫煙にさらされない対策が必要であることを説明しました。 また、受動喫煙の防止等に関する条例のパンフレットをお渡しし、ご確認いただくよう伝えております。 責任者の方からは検討する旨の回答がありましたので、後日改めて確認することをお伝えしました。  その後、6月15日に現場確認を行ったところ、喫煙所の場所を道路から離れた位置へ移動されておりました。 状況をご確認いただき、改善がなければ再度指導を行うなど、継続して対応を行ってまいりますのでご理解のほどお願いいたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
16	令和3年6月	市民参画条例第12条について	市民参画条例第12条(審議会等の委員の選任等)を改正して、委員の男女の比率を原則として同じようにすること及び特別な事情がある場合においても男女の比率のいずれもが4割を下回らないようにする規定とすることを提案します。	このたびは、市民参画に関するご提案をいただきありがとうございました。 本市としても検討しているテーマですので、いただいたご意見も参考にさせていただきます。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
17	令和3年6月	ペットも避難可能な避難所を	ペットも避難可能な避難所をしっかりと検討していただきたいと思います。 年老いた両親と老犬がいるので心配です。 その際の規約や、ホームページの掲載など充実させていただきたいと思います。	明石市では、災害発生時の避難所として、市内小中学校を指定しております。避難所におけるペット対応については、現在、施設管理者である小中学校と対応方針を調整しているところですが、避難所では動物が苦手な人や動物アレルギーを持った人など様々な人が集まる場所ですので、避難所の居室内への同伴は原則禁止とし、敷地内の屋外等に飼育専用スペースを設置する方向で検討しております。 対応方針等が決まりましたら、市ホームページ等で周知したいと考えております。 ご不明点などございましたら、お手数ですが下記までご連絡願います。 よろしくお願いいたします。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
18	令和3年6月	ごみ出しルールについて	決められた日にごみを出さない人。夜に出すのが当たり前の人。 自分の自治体と異なる場所に出す人。粗大ごみとわかって夜中捨てる人。 市政便りに、ごみだしルールを徹底し、啓発していただきたいです。 今は小学生でも親と一緒に夜にゴミ出ししています。	ご提案のありました「広報あかしを活用したごみ出しルールに関する啓発」に関するのですが、広報あかしの担当部署にごみ出しルールに関する記事の掲載を依頼いたしましたので、よろしくお願いいたします。 また、近隣ごみ置場のごみ出しルールなどでお困りでしたら、該当するごみ置場への啓発看板設置や、自治会内での啓発チラシ回覧など、自治会と調整の上で対応することもできますので、収集事業課までご相談ください。	環境室収集事業課/078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
19	令和3年6月	歩きタバコについて	コロナ禍でもマスクをずらして、路上でタバコを吸いながら歩いている人が多すぎます。ポイ捨てをする人もおり迷惑です。 市として、なんらかの規制はないのでしょうか。 ポスターや張り紙では誰も見てないし、ほとんど効果はありません。 通勤・通学時間帯だけでも、集中的に、歩きタバコ撲滅キャンペーン等を行ってもらえませんか。	ご指摘の「路上でタバコを吸いながら歩いている」「家の前にポイ捨てをする人もおり迷惑」「何らかの規制」については、人の往来が多い駅周辺では、市条例による「散乱防止重点区域」定め、更に区域内には「喫煙防止・マナーアップ区域」を設定しております。この「喫煙防止・マナーアップ区域」では喫煙所以外での喫煙を自粛していただくことで、路上喫煙や歩きタバコの防止に取り組んでいるところです。 「通勤・通学時間帯に集中して、歩きタバコ撲滅キャンペーン等の実施」につきましては、主要駅などについて、早朝の8時前後の通勤時間帯に啓発業務(声掛け及び喫煙所への誘導)を日々実施しております。さらに啓発業務終了後には、公用車による啓発アナウンスも実施しており、喫煙マナーの向上について取り組んでおります。 また、昨年9月頃に明石駅を中心に「喫煙防止・マナーアップ強化月間」としてキャンペーンを実施しており、今年度についても検討しているところです。今後、市民の方からの要望により、他駅についても啓発業務の実施を検討してまいりたいと考えております。 本市では、タバコを吸う人にとっても、吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現を目指しており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
20	令和3年6月	CO2削減と騒音対策	CO2削減と騒音対策の為に、新聞配達やデリバリー配達のバイクをEVバイクに順次導入を行うように各業者に奨励を行って下さい。 EVバイクに導入を行う業者には補助金の交付を行って下さい。	EVバイクを含む次世代自動車の普及促進は、脱炭素社会実現に向けた重要な取り組みです。普及促進にあたっては、市民や事業者に対して、EVバイクを含む次世代自動車の利用啓発を行うとともに、購入に関する補助などの支援があわせて必要と考えております。 現在、国において、個人や法人が電動の原動機付自転車を導入する際の支援制度(補助金)があります。市内の事業者の皆様にも、こうした国等の補助制度を積極的に活用いただけるよう周知するとともに、EVバイクを含む次世代自動車の積極導入など脱炭素化に資する取り組みの啓発をあわせて行ってまいります。	環境室環境総務課 /078-918-5029
21	令和3年6月	西新町駅前広場の餌やり	以前にも1度連絡させて頂き、対応してもらったのですが、最近また高齢のグループの方が夕方に駅前広場で集まって、また鳩に餌をあげているのを見ました。 餌やりで鳥が集まってフン害になるのがとても不安です。 ご対応をお願いします	平素は本市道路事業にご協力をいただきありがとうございます。 お問い合わせをいただき、現場調査の後、餌やりを行う方へ直ちに止めていただくよう注意しました。 また、過年度から同様の餌やり行為が続いていることから、付近に餌やりを禁止する旨の掲示を行いました。 今後とも、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
22	令和3年7月	犬の糞の放置の看板をつけて欲しい	山陽西新町駅から林神社南までの山電高架下は犬の散歩道になっていますが、特に車の通らない高架下南側の道路に犬の糞の放置がよく見受けられます。歩道上でありますので、必ず処理するように警告の看板をつけていただけたらと思います。	飼い主は、飼い犬のふんを放置してはなりません。明石市では、犬のふんの放置でお困りの地域の皆様に啓発用の看板等を配布しております。 ご希望の方は、環境保全課までご連絡ください。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
23	令和3年7月	野焼きを禁止してください。	火事かと思うような大量の煙が道路にまで漂って、酷い時には濃霧の様に視界の妨げになってます。 また、バイクで走行中などは車と違って外気を遮断出来ない為、煙を直に浴びる事になり、臭いだけではなく目に染みたりして非常に危険です。 速やかに野焼きを禁止して、焼却処理をしたいなら然るべき施設へ持ち込み処理する様にしてください。	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却や軽微な火がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、認められた焼却については、強制的にやめさせることはできないため、周辺に配慮して実施するようお願いしています。違法行為であるかの判断は、現場を確認しない限り出来ませんので焼却の現場を確認された場合はご連絡ください。また、ご指摘の通り、情報発信も重要であると考えており、今後も市民への周知を図ってまいります。何卒、ご理解賜りますようお願い致します。	産業振興室農水産課 /078-918-5017、 環境室環境保全課 /078-918-5030、
24	令和3年7月	地域猫活動	明石動物愛護センターのホームページでネコの殺処分を減らすために地域ネコ活動の紹介がありますが、地域でネコ嫌いの住人もいます。 また、野良猫が庭に糞をするので大変困っております。 ネコに餌をやっている人は、糞のことなど知らん顔です。 地域ネコ活動の内容は、きれいごとを並べて糞の始末もネコが嫌いな住民にも押し付けているのではないのでしょうか。	あかし動物センターのホームページ掲載の地域猫についてお答えします。 地域猫活動については増えすぎる猫のトラブルを減らすための対策の一つとして紹介しているものです。決してどんな野良猫にもエサを与えても良いというような内容ではありません。猫嫌いの方も好きな方も一緒に考えていく活動です。 また、あかし動物センターでは、近隣で野良猫にエサを与えることにより、猫が増え近隣住民に糞尿等の被害がある場合は、エサを与えている方に直接お話をさせて頂いています。ご理解の程よろしくお願い致します。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
25	令和3年8月	コミセンの部屋使用予約キャンセルについて	コミセンの部屋を使用している団体だが、蔓延防止措置がだされた6月、7月にキャンセルした時は、予約金が全額返金された。 しかし今回の蔓延防止措置では、8月5日・12日・19日・26日をキャンセルしたら5日は返金なし、12日・19日・26日は半額返金になった。 何故か、以前と同様にすべきだ。	ご指摘のとおり8月2日からのまん延防止等重点措置適用期間中のコミセンについては、開館時間等を変更していないため、使用を取り消しても施設使用料の全額の還付はしておりませんでした。今回再検討し、まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、全額を還付することに変更しました。 また、今後の感染状況等によっては使用制限や還付等の取り扱いを変更する可能性があります。ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
26	令和3年8月	生ゴミ収集場所のネット(網)設置について	自宅近くの生ゴミ収集場所にカラスや猫等によるゴミ荒し防止用ネット(網)の設置をお願いしたい。 ごみ荒しに困る事も多々あります。ネットは市から提供ですか。	ごみ置場のネットは、鳥獣被害防止や清潔保持を目的に設置・利用されておりますが、市から提供しているのではなく、ごみ置場の管理主体である自治会や利用者などがご用意されております。 つきましては、自治会長や隣保長・班長などにご相談いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
27	令和3年8月	マイナンバーカードでコンビニで証明書を取得できるようにしてほしい	マイナンバーカードでコンビニで証明書を取得できるようにしてほしいです。 以前住んでいた神戸市ではできており、気軽に使えたので便利でした。 早めに行えるようにしてほしいです。	コンビニ交付の導入につきましては、本市コンピューターの移行期間である令和3年度末までの期間を活用し、本市の対応をしっかりと検討していくこととしております。 現在、コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの交付率は、本市におきましても約30%と低い状況から、コンビニ交付を導入した場合の利用率は低いことが見込まれ、加えて導入するためには、本市のシステムとコンビニエンスストア等との間で証明書情報を連携するシステムの構築が必要であり、その初期投資や維持費用もかかります。導入することで、市側の負担が大きいため、導入を見合わせております。 しかしながら、コンビニ交付の導入については、コロナ下での感染症防止対策についても有効な手段であることや、徐々にではありますが、マイナンバーカードの交付率も上がっていることからしっかりと検討してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。	市民生活室市民課 /078-918-5020
28	令和3年8月	EV車普及促進	EV車普及促進の為に、マンションやアパートや集合住宅の駐車場にEV充電スタンドの設置を行う事業者に補助金の交付を行って下さい。	EV車の普及促進のためには、充電スタンドの整備が必要と考えております。充電設備の設置については、市内においては、大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園など設置が進んでいます。また、マンション等の集合住宅への充電設備の設置については、国において補助金制度が設けられ、設置の促進が図られているところです。今後も、国等の補助制度を積極的に活用いただけるよう周知するとともに、国の支援や普及の状況を見極めながら、市としても効果的な普及方法について検討してまいりたいと思っております。	環境室環境総務課 /078-918-5029
29	令和3年8月	ヒートアイランド抑制対策	ヒートアイランド抑制対策に、明石市内全ての公立学校の屋上を庭園化と芝生化に順次行って下さい。	現在、明石市内の各小中学校につきまして庭園化若しくは芝生化している屋上はございません。理由としましては、屋上の防水面への影響や荷重増による校舎への影響など設置に係るものや、庭園や芝生を維持・補修していく費用などがあります。 更新を行う屋上改修の工事につきましては遮熱性や断熱性を考慮した改修工事を行っております。 今後についても費用対効果等考慮しながら、判断してまいります。ご理解の程、よろしくお願いいたします。	学校管理課/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
30	令和3年8月	住民票等の交付場所の拡大	<p>証明書のコンビニ交付に慎重な理由は、マイナンバーカードの普及率が低いために限られた市民しか利用できないことです。この理由はなかなか解消しないものと考えます。</p> <p>そこで証明書の交付を地域総合支援センター(6ヶ所)及び小中コミセン(41ヶ所)で実施することを提案します。市民が証明書の交付を必要とする頻度を考えると利便性は十分に向上します。</p>	<p>地域総合支援センターや小中コミセンでのインターネットのテレビ会議機能の活用による証明書交付の実施につきましては、新たに証明書等を発行するための通信システムを構築する経費及び対応する職員の配置等の課題がありますが、実施している自治体もあり調査研究してまいります。</p> <p>また、徐々にではありますが、交付率が上がってきているマイナンバーカードを利用するコンビニ交付の導入も含め、市民のみなさまの利便性向上に向けて検討してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	市民生活室市民課 /078-918-5020
31	令和3年8月	神奈川県横須賀市の「私の終活登録」ですが	<p>神奈川県横須賀市に「私の終活登録」という制度がありますが、明石市もそういう制度がありますか。</p> <p>また、無い場合、制度を作っていただきたいです。</p> <p>私は子どもがいませんし、親戚に世話になりたくないのです。</p>	<p>横須賀市が行っている「私の終活登録」制度についてお問い合わせいただきましたが、明石市において現段階でそのような制度はございません。</p> <p>しかし、高齢者の方が安心して暮らしていただけるように「あかし版 高齢者 暮らしの応援安心手帳」を発行し、明石市内各市民センター及びサービスコーナーで配布しております。また、インターネット等で「明石市 高齢者暮らしの応援安心手帳」で検索いただけますと、終活に必要な「万が一に備えて終活を」の案内ページもございますので、必要に応じた項目をご覧ください、これからの暮らしにお役立てくださいますようお願いいたします。</p>	市民相談室/078-918-5050
32	令和3年8月	ハトの糞の清掃について	<p>魚住センターロードの高架下ですが、鳩対策で手前はプラスチック針を施しているが、奥の部分は何の施しもしていないため、鳩の格好のすみかとなっている。</p> <p>早急に現地視察を行ってください。階段はさび穴が空いてるし高架のすき間は空きカンの捨て場所と化している。</p> <p>現在工事してるのだから一緒に行くと効率的だと思う。工事は品質と美化が両輪であることを肝に命じてほしい。</p>	<p>魚住センターロードの高架下ですが、鳩のすみかとなっていることを認識しております。</p> <p>また、階段のさび穴についても、現場を確認しております。</p> <p>魚住センターロードの高架橋は、今後も複数年にわたり工事が続きます。鳩の糞対策および階段のさび穴の補修については、今後の工事の中で実施を計画しております。</p> <p>なお、鳩対策につきましては、現在実施しますと、これから行う耐震化工事作業の支障となりますので、今後の工事も含めた仕上げの段階で実施する予定です。</p> <p>ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
33	令和3年9月	路上喫煙について	店が歩道上に喫煙スペースを設けています。多くの方がそこで喫煙していますが、交差点の近くで信号待ちをしている間や前を通ったときに受動喫煙してしまいます。 小さな子どもも多くいる場所ですが、市として何か対策はしているのですか。また、どのような指導を行ったのか回答してください。子育てに力を入れているなら、受動喫煙対策もしっかりしてほしい。	ご意見をいただきました場所については、令和元年11月に、歩道上に灰皿を設置していることの違法性や受動喫煙防止の配慮義務があることについて指導を行いました。 その後、敷地内に灰皿が移動されていることを確認し、付近の調査時にも利用状況の確認を行ってまいりました。 この度のご意見を受け、9月3日に現地へ出向き、状況確認及び経営者への指導を行いました。長時間にわたって灰皿撤去などをお願いしましたが、経営者からは、たばこの販売業者であること、撤去による歩きタバコの増加や歩道上へのたばこのポイ捨てが増えることを理由に撤去はできないとの回答でした。 敷地内の灰皿については、県条例等に照らしても強制的に撤去させることまでは難しく、当課においても対応に苦慮しているところです。その中で今回、灰皿を利用する喫煙者に対して、受動喫煙防止に配慮を求める張り紙の設置をお願いし、9月8日に設置してまいりました。 引き続き、対応等を検討してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
34	令和3年9月	インクルーシブ社会実現市民会議の設置について	総務常任委員会資料の条例案には、条例制定後のインクルーシブ社会に向けた条項として、当事者参画、情報の利用及び関係機関等の連携・協力が示されています。 この実行を確実に担保する規定として、インクルーシブ社会実現市民会議の設置に関する条項をあかしインクルーシブ条例に規定することを提案します。	ご意見の「当事者参画」、「情報の利用」及び「関係機関等の連携・協力」については、いずれも大切なテーマであると認識しているところです。 条例制定後にこれらのテーマを含むインクルーシブ施策を進めていくためにも、その実効性を担保することは非常に重要であり、手段については現在事務局でも検討中です。 ご提案のような会議の設置を含めて、(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会の委員の皆さまからもアドバイスをいただきながら、引き続き検討を進めてまいります。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	SDGs推進室/078-918-6037
35	令和3年9月	タバコのポイ捨て禁止、歩きタバコ禁止を強化してほしい	我が子のように大切にしているトイブードルがいますが、なんでもかんでも口に入れてしまう傾向があります。 先日、散歩中に火のついたままのポイ捨てされたタバコの吸殻を口に入れてしまい、犬が口の中を火傷しました。 以前から思っていたが街中の歩道にはタバコの吸殻が大量に落ちています。歩きタバコをしている人もよく見ます。 明石駅近くをよく散歩していますが観光地である魚の棚商店付近の歩道には今日も大量の吸殻が落ちており、目の前にいた男性が平気な顔でポイ捨てをしていました。 何度か歩きタバコについてできる限り早急に取り組んでいただければと思います。	本市では人の往来が多い駅周辺には、市条例による「散乱防止重点区域」を定め、更に区域内には「喫煙防止・マナーアップ区域」を設定しております。この区域では喫煙所以外での喫煙を自粛していただくことで、路上喫煙及び歩きタバコによるポイ捨て等を防止に取り組んでいます。 さらに、職員による巡回パトロール(声掛け・誘導)も実施しており、駅前周辺の環境美化に努めているところです。 タバコのポイ捨て等については、喫煙者のマナーによる意識が非常に重要であり、マナー向上の取り組みとして、職員による声掛け及び公用車による啓発アナウンス等が効果的ではないかと考えております。駅周辺以外にも、市民の方からの要望により、適宜、ポイ捨て等を防止するための啓発業務の実施及び啓発看板等の提供等も行っています。 今後もより一層、喫煙者のマナー向上の取り組みを推進するとともに、効果的な路上喫煙等の対策について検討してまいります。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
36	令和3年9月	マイナンバーカードの交付について	<p>娘のマイナンバーカード交付のためWebから申し込みをしたところ、土曜日の予約がいっぱいの事。なかなかつながらないコールセンターに電話をしても同様で、10月分は9月半ばから予約開始ですが、予約日時、予約開始日も未定との事。10月の土曜日は数少ないと思うので、9月の今時点で受付が一切できないのは非常に困ります。</p> <p>早急な予約開始をお願いします。また、開始日がWeb等見た者だけが情報を受け取れるというのは不公平だと思いますので、仮予約をして、メールで知らせるという形でもう少し市民に寄り添った柔軟な対応をしてください。</p> <p>あかし総合窓口で、遅い時間でも交付できるような体制を取るとか、いくらでも方法があると思います。交付のために子どもを休ませるわけにはいきませんので改善を強く求めます。</p>	<p>この度はスムーズにご予約いただけず、ご迷惑をおかけしておりますことお詫びいたします。申し訳ございません。</p> <p>臨時開庁は、土曜日に市役所及びあかし総合窓口を開庁していますが、たくさんのご予約をいただいております。9月も既に予約枠が一杯の状況です。10月の予約につきましては、国政選挙日程が定まらないことやスタッフの確保などの都合で、お電話いただきました時点では臨時開庁日のご案内ができませんでした。</p> <p>この度、調整が整い、市役所は2日、16日の土曜日、あかし総合窓口は、毎週土曜日臨時開庁します。予約は、コールセンターにて、9月13日から受付します。</p> <p>臨時開庁日は通常1か月前には確定して、交付通知にご案内を同封し、Webまたはコールセンターですぐにご予約いただけるようにしておりますが、10月は上記のような事情でご案内できなかった次第です。</p> <p>コールセンターも電話が混み合い申し訳ございません。恐れ入りますが、しばらく時間をおいておかけ直してください。特に午前中と月曜日は非常に混み合い、火曜日から金曜日の13時から15時は比較的つながりやすい状況です。</p> <p>小中学生の受け取りにつきましては、本人かつ法定代理人との対面交付が国で定められておりますので、土曜に臨時開庁日を設けるとともに、夏休みや冬休み期間に予約枠数を拡大して、対応しています。</p> <p>今後ともスムーズな交付に努めてまいりますので、ご理解たまわりますようお願いいたします。</p>	市民生活室市民課 /078-918-5020
37	令和3年9月	野鳥(ムクドリ)に対するお願い(相談)	<p>ここ数年、夕方の野鳥(ムクドリ)の飛来が増えてきています。</p> <p>伐採等で対策しているかとは思いますが、ここ最近ではひどくなる一方です。</p> <p>鳴き声がうるさく、道路は白い糞だらけ、木の葉は枯れています。</p> <p>一度、夕方ごろ現地で見たいと思います。</p> <p>野鳥の捕獲にはいろいろ規制があるようですが、何かの対策をお願いいたします。</p>	<p>ムクドリ対策としては駆除することができないため、道路管理者としては、まずは街路樹を剪定することで、ムクドリが木にとまることへの対策を図って参ります。</p> <p>当該箇所(JR大久保駅から国道250号までの間)の街路樹は、令和3年9月14日に剪定を終えています。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
38	令和3年9月	ごみの不法投棄	<p>魚住のドラッグストアの前、浜国をはさんだ草むらの中と溝の中に大量の空き缶や生ゴミが捨てられていました。</p> <p>スーパーの駐車場の両脇の隣の空き地に大量の空き缶や生ゴミが捨てられていました。</p> <p>魚住から東二見までの浜国の歩道に、大量のタバコや空き缶、コンビニのパンや弁当の殻のポイ捨てがありました。</p> <p>一体誰がこんなことをするのでしょうか理解に苦しみます。</p> <p>どうかごみの撤去とごみの不法投棄及びポイ捨てを厳重に取り締まって頂けますでしょうか。</p>	<p>ご意見の場所ごとに番号を振って、それぞれに回答させていただきます。</p> <p>① 魚住のドラッグストアの前、浜国をはさんだ草むらの中と溝の中</p> <p>② 魚住のスーパーの駐車場の「東側」の隣の空き地</p> <p>③ 魚住のスーパーの駐車場の「西側」の隣の空き地</p> <p>④ 魚住から東二見までの浜国の歩道・横断歩道</p> <p>①②里道と水路を管理する明石市道路整備課及び海岸・治水課が、現地確認、草刈り、ごみの撤去を行うこととなりましたので、いましばらくお待ちください。</p> <p>なお、市管理地に関する不法投棄防止対策等につきましては、他所においても同様の要望が多数寄せられていることから、地域の総意のもと代表者様を通じ、ご要望いただくようよろしくお願いいたします。</p> <p>③情報収集に時間を要しており、対応までにお時間いただくこととなります。何卒、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>④管理者は兵庫県であることから、ごみの撤去や管理につきましては、お手数ですが以下にお問い合わせさせていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p><b>【県道の管理者】</b> 兵庫県 東播磨県民局 加古川土木事務所管理第1課 電話番号：079-421-9372</p> <p>①②④収集事業課・③環境保全課</p>	<p>環境室環境保全課 /078-918-5030、 環境室収集事業課 /078-918-5780</p>
39	令和3年9月	明石市立図書館の2階返却ポストについて	<p>パピオスあかしの2階にある返却ポストへの、返却可能時間が決められています。図書館開館中も利用できるようにしてほしい。</p> <p>買い物などのついでに返却がし易くなり、とても助かる利用者は多いと思います。ぜひご検討いただければ幸いです。</p>	<p>パピオスあかし2階の返却ポストの設置の目的といたしましては、図書館の閉館時間中に図書が返却できるように設置しております。</p> <p>閉館時間中に返却ポストを利用できるようにしますと、中には、先に2階の返却ポストで返却を行い、用事を済ませるなどした後に、4階の図書館で本を借りるという場合も想定されます。</p> <p>返却ポストに本を投入しただけでは、返却手続きのデータ処理は完了しないため、カウンターでの貸出の際に、返却しているかどうか確認に時間がかかるなど、ご迷惑をおかけしてしまうおそれがあることから、返却ポストの運用は、図書館の閉館時間中のみとさせていただいております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の図書館運営の参考にさせていただきます。</p>	<p>本のまち推進室/078-918-5209</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
40	令和3年9月	コンビニエンスストアにおける各種証明書等の交付について	コンビニエンスストアに備え付けられているコピー機で住民票の写しを交付されたい。 窓口発行においては、請求日時に制限があるほか、交付時間が著しく長い ため、不便である。 近隣の自治体の多くがこれを実現している中、人口増加の著しい明石市 のみが実現できていないことについて甚だ疑問である。	コンビニ交付の導入につきましては、本市コンピューターが新しいシステムに 移行する予定であったこと、また、コンビニ交付に必要なマイナンバーカード の交付率が本市におきましては30%程度と低く、コンビニ交付を導入した場 合の利用率が低いことが見込まれておりましたことから、これまで導入を見 合わせておりました。 しかしながら、マイナンバーカードにつきましても、国における普及促進キャ ンペーンの効果もあり、普及が進んできたことから、コンビニ交付導入のメリ ットが高まってまいりましたので、来年度途中からの導入に向け、準備を進 めることとしているところです。 今後も、市民の皆様の利便性の向上に向け、取り組んでまいりますので、よ ろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。	市民生活室市民課 /078-918-5020
41	令和3年9月	清掃活動	今月いっぱい緊急事態宣言が解除され、来月さっそく自治会の側溝の 掃除があります。去年も同時期に行われましたが、コロナ禍で家族全員 が参加し小さい子はマスクもしていませんでした。 今年は家族代表者1名等の対策をしていただきたいです。	自治会主催の活動については各自治会の判断となりますが、緊急事態宣言や まん延防止等重点措置期間中、また解除後においても感染再拡大防止の ため、自治会活動の開催の有無やその方法について十分ご協議いただくよ う、書面や市ホームページにて各自治会・町内会長へ注意喚起を行っており ます。 また、開催される場合は、基本的な感染対策を徹底いただくようお願いして おります。 各自治会の活動内容においては、その地域にお住まいの皆様で決めていた だくことであり、自治会長や役員の方へ参加人数の制限について相談又は 要望していただきますようお願いいたします。 なお、問合せがあった旨を、該当の自治会長へお伝えすることは可能です。 ご希望であれば、ご住所を教えていただくか、自治会名と自治会長名を再度 ご連絡いただければ幸いです。 今後も必要に応じて注意喚起をまいりますので、ご理解いただきますよ うお願いいたします。	市民協働推進室コミュ ニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
42	令和3年10月	計画素案に対する意見公募手続の実施について(提案)	<p>現在、明石市ではあかしSDGs推進計画及びあかしSDGs戦略計画について策定が進められています。</p> <p>10月17日に開催された第3回明石市SDGs推進審議会において配布された策定スケジュールでは、意見に対する審議会の委員の意見を答申案に反映する時間的な余裕がありません。</p> <p>審議会では、パブリックコメントをを基にした審議を行うのが審議会の本来の役割です。</p> <p>学識経験者、各組織の代表又は公募の市民で構成される審議会であっても、審議会の委員個人の知見や経験だけを基に審議するのは市民主体の計画づくりとは言えません。</p> <p>早急に、あかしSDGs両計画の素案に対する意見公募手続を実施することを提案します。</p>	<p>(仮称)あかしSDGs推進計画等については、市の最上位計画である総合計画として策定するものであり、その策定においては、市民意識調査、タウンミーティングを経て、構成案を策定し、条例で設置される学識経験者、関係団体、公募市民などで構成するあかしSDGs推進審議会で審議を進めており、そのほかにも、高齢者、子育てモニター及び若者との意見交換会、特別委員会を含んだ市議会との意見交換等を行ってきたところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、審議会の開催や市民との意見交換を行うことが困難な中でも、審議会委員とは書面による意見聴取を行うとともに、計画の内容について、推進計画骨子案及び前期戦略計画の構成案の段階から市民から幅広く意見をお聞きする意見箱を設置するなど、これまで取組を進めてきたところです。</p> <p>こうした取組により、いただいた多数のご意見については、審議会委員には情報を共有しながら、今年度には、審議会を2回開催するとともに、市長との意見交換を行うなど、今年度末の策定に向けて、審議を進めているところです。また、計画の内容や策定状況については、市議会の特別委員会にも報告する中で、スケジュールをお示し、ご理解をいただきながら進めているところです。</p> <p>パブリックコメントの時期については、現行の日程で進めていく予定ですが、いただいた意見は、改めて審議会にも報告し、必要に応じて修正等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	SDGs推進室/078-918-5010
43	令和3年10月	明石駅北側喫煙所について	<p>明石駅北側の歩道を通学路として利用しておりますが、そこに設置してある喫煙所からの臭いがとても不快に感じております。通勤時間帯は特に喫煙所を利用している人が多く、臭いもとてきつく感じられます。</p> <p>喫煙所を移動していただくか、収煙機を設置していただくなどして、臭いが周りに漏れないようにしていただきたいです。</p>	<p>昨年、明石駅前にあった3箇所の喫煙所を現在の場所(北側)へ一箇所に統合したうえ利用面積も拡大してご利用いただいております。喫煙所は一定基準以上の構造及び設備となっており、尚且つ、パーテーションの高さが2.7mもあることから、周辺に臭い等が流れにくい構造となっております。また、喫煙所内に一定数以上のご利用者がいる場合には、喫煙所の外で待っている方もおられ、喫煙者のマナーも向上しております。なお、相談内容について、詳細が不明ですので直接ご連絡いただければ幸いです。</p>	環境室環境保全課/078-918-5030
44	令和3年10月	ムクドリをどうにかしてください	<p>うるさくて迷惑なムクドリを何とかしてください。</p> <p>街路樹の枝を切り落としたら、今度は電線に止まる。</p> <p>ニュースで名古屋で拍子木を叩いたらいなくなったそうです。いちごっこかも知れませんがお願いします。</p>	<p>ムクドリについては、初夏から秋にかけての苦情は多く寄せられます。</p> <p>ムクドリは、電柱の電線や建物、港湾の街灯などにも転々と群れを成して周回します。</p> <p>以前、明石市内で鷹匠によるムクドリ対策が行われましたが、完全に戻らないような改善はありませんでした。</p> <p>名古屋市で行われたご提案の拍子木についても、日本野鳥の会によりますと「拍子木の高い音などが無くなれば戻ってくる可能性はある」とのこと。</p> <p>明石市に於いても野生鳥獣であり生態系の一部であるムクドリが集まらないようにする決定的な駆除対策はなく苦慮しております。</p> <p>市道におけるムクドリによる糞害にお困りの場合は、本市において清掃を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
45	令和3年11月	コミセンのサークル登録人数について	70代の高齢者です。長年にわたりコミセンでサークル活動をして知力、体力を楽しみながら鍛えてまいりました。その活動の場が10人以上でないと登録できない決まりがあり、人数が足りないと言うことでことごとくサークルがつぶれ、高齢者の行く場所がありません。コロナで在宅が多くなり認知症が増えたと聞きます。高齢者の行き先確保のため、どうか人数制限を5人以上に緩和をお願いします。	中学校コミセンの登録につきましては、生涯学習振興、コミュニティ活動及び地域貢献などの公益的な活動を積極的に推進できる団体が、コミセンにおいて継続的に有意義な学習活動やコミュニティ活動が進められるように設けた制度です。登録されたサークルは、年間を通じて週一回、コミセン内の同じ施設を使用可能となります。ただし、限られた施設でより多くの市民の方が活動できるようにとの観点から、登録の要件として10名以上の会員で構成される団体としておりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、10名未満で構成される団体であっても、コミセンを使用することはできません。年間を通じた使用申請・許可や、施設使用料の減免はありませんが、通常の申し込みでご使用いただけますので、そちらもご検討ください。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
46	令和3年11月	公園のゴミのポイ捨てについて	二見小学校の近くの公園で遊ぶ小学生が、お菓子やジュースのゴミを公園にそのままポイ捨てしていることがよくあります。小さな子がそれを手に取ってしまうこともあり衛生的に良くありません。ゴミ箱の設置となると家庭ゴミの持ち込みなどの点からも難しいとは思いますが何か対策をしていただけないでしょうか。学校からの呼びかけや注意をお願いします。	東二見海の子公園でのゴミのポイ捨てについてですが、現地を確認しましたところ、捨てられたゴミが見受けられましたので“ゴミは各自で持ち帰りましょう”の啓発看板を設置いたします。また、小学校へもゴミをポイ捨てしないなど、公園の利用マナーを守る指導をしていただくよう依頼しました。これからも、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。緑化公園課  ゴミのポイ捨てや衛生面での不安等、ご心配・ご迷惑をおかけしております。近隣の小学校に本件を情報提供し、公園等、公共施設の使い方・マナーについて子どもたちに話をするよう伝えました。よろしく願いいたします。学校教育課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039、  学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
47	令和3年11月	生ごみ処理機の助成金制度について	明石市に転居を予定しており新居で生ごみを削減するためにコンポストを購入しようと検討しています。明石市ではなぜ生ごみ処理機の助成制度を設けていないのでしょうか？理由と将来的なお考えをお知らせください。	明石市では平成12年(2000年)から平成19年(2007年)3月末まで、生ごみ処理機の購入助成(20,000円を限度に販売価格の1/2)を行っており、累計865基に対して助成を行いました。当初は生ごみ処理機に対しての市民の意識も高く、処理機の販売価格が高額のため購入助成を始めましたが、平成16年(2004年)より「紙類・布類の分別収集」を始めたこと、年々助成金申請件数が減少したこと、処理機の販売価格が下がってきたこと等で助成制度を廃止いたしました。なお、平成24年(2012年)度にご家庭で生ごみのたい肥化が手軽にできる「段ボールコンポスト」の無料配付を行い、以後出前講座等で啓発を行っております。また、段ボールコンポストの基材をご希望の市民には無料で提供しております。(明石クリーンセンターまでご来場いただける方、郵送等は行っておりません。)生ごみ処理機に対する将来的な考え方としては、段ボールコンポストを啓発・推進していること、生ごみ処理機に対するニーズが少ないこと等から助成制度を設ける予定はございません。今後とも、ごみの減量を目的とする中で手法については様々な方法、明石市の現状を検討しながらその時代に合ったごみの減量方法を啓発・推進してまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
48	令和3年11月	マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスの導入要望	マイナンバーカードによるコンビニ交付サービス(住民票等の各種証明書)の導入を希望します。住民票1枚発行するためにいずれかの窓口まで行く必要があるのは前時代的で面倒ですし、コロナ禍での外出自粛や、リモートツール普及に相反していると思います。市の休日・時間外窓口の人員や設備稼働も減らせると思います。	コンビニ交付の導入につきましては、今年度9月議会において市長が答弁いたしましたとおり令和4年10月ごろの実施を予定しております。現在、市全体のシステム改修が行われており、引き続き、コンビニ交付の実施に向けた準備を進めていきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
49	令和3年11月	地域支え合い推進ネットワークの設置について	「生活支援コーディネーター」の名称を「地域支え合い推進員」に改めるとともに、地域支え合い推進ネットワークを設置することを提案します。地域総合支援センター内の小学校区毎に「地域支え合い推進協力員(ボランティア)」として、高齢者分野のスタッフ、障害者分野のスタッフ、子ども・子育て分野のスタッフの3名を委嘱します。「地域支え合い推進協力員」3名と「地域支え合い推進員」1人がクルーを組みます。「地域支え合い推進協力員」は「地域支え合い推進員」の大きな支えになります。このクルーの活動をサポートする「地域支え合い活動サポーター」を募集します。年に数回クルー全体会議を開催し、各小学校区間の情報交換や共通する課題の解決策について意見交換します。各小学校区に設置されている協働のまちづくり推進組織の地域支え合い活動を支援し、推進組織の活動の不足部分を補います。	本市においては、これまでも生活支援コーディネーターの名称で地域づくり等を担っており、さらに地域福祉計画等においても生活支援コーディネーターの名称で市民等に対し説明してきた経緯があり、生活支援コーディネーターの名称と役割に対する地域住民や関係者の理解は一定程度得られているものと考えています。また、地域における支え合いの体制づくりにおいては、協働のまちづくり推進組織をはじめとする地縁団体等との連携・協働が重要であり、生活支援コーディネーターを中心に関係機関のネットワーク化、地域における課題の把握と解決策の検討を進めているところです。今後も本市の既存の枠組みや地域の実情等を踏まえ、効率的かつ効果的な体制の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	地域共生社会室共生社会づくり担当/078-918-5292

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
50	令和3年12月	生ゴミ処理機の助成	生ゴミ処理機を購入した際の助成金制度を作っていただきたいです。生ゴミ処理機の購入を検討していますが、高すぎて買えません。ゴミの量を減らすことはもちろんのこと、堆肥に変えて野菜を作りそのゴミがまた堆肥になるという循環を子供に教えることができ、ゴミ問題を考えるきっかけになると思います。	「生ゴミ処理機購入の際の助成」について、明石市では平成12年(2000年)から平成19年(2007年)3月末まで、生ゴミ処理機の購入助成(20,000円を限度に販売価格の1/2)を行っており、累計865基に対して助成を行いました。当初は生ゴミ処理機に対しての市民の意識も高く、処理機の販売価格が高額のため購入助成を始めましたが、平成16年(2004年)より「紙類・布類の分別収集」を始め、平成20年(2008年)には雑がみを「雑誌・雑がみ」として収集品目加えたこと、ごみの分別の徹底を啓発してきたこと等、ごみの減量に関する様々な手法を行って行く中で、生ゴミ処理機の助成金申請件数が年々減少したことも含め、助成制度を廃止といたしました。なお、平成24年(2012年)度にご家庭で生ごみのたい肥化が手軽にできる「段ボールコンポスト」の無料配付を行い、以後出前講座等で啓発を行っております。また、段ボールコンポストの基材をご希望の市民には無料で提供しております。(明石クリーンセンターまでご来場いただける方、郵送等は行っておりません。)生ゴミ処理機に対する将来的な考え方としては、段ボールコンポストを啓発・推進していること、生ゴミ処理機に対するニーズが少ないこと等から助成制度を設ける予定はございません。今後とも、ごみの減量を目的とする中で手法については様々な方法、明石市の現状を検討しながらその時代に合ったごみの減量方法を啓発・推進してまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
51	令和3年12月	明石市委託のゴミ収集車について	狭い道路で道を塞ぐように作業をするゴミ収集車がありました。収集車が動き出したので道を融通してもらおうとしたら、少し進んで私の前、道の真ん中で停車。車を寄せて欲しいと伝えたところ、高圧的に反論されました。その後、バックして戻ろうとしたら、歩行者の多い道にも関わらず、道をあけるよう急かされました。車には一般廃棄物明石市許可の文字があり会社名は不明ですが、非常に不快でした。	明石市一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。)は、主に市内の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集運搬作業を行っております。これまでも一般廃棄物の収集運搬業は、公共性が非常に高い事業であり、常に市民の皆様の目線に立ち業務を行うよう指導を行ってきており、収集運搬作業におきましては、安全の徹底について注意喚起しているところでございます。いただいたご意見を真摯に受け止め、市民の皆様の安全確保等に努めるよう許可業者(従業員)に周知するとともに、道路交通法等関係法令の遵守、運転マナーの向上に一層努め、交通事故、作業事故防止に万全を期してまいります。今後とも、皆様のご意見を賜りながら環境事業に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室資源循環課 /078-918-5794
52	令和3年12月	西江井ヶ島駅前の歩きタバコについて	山陽西江井ヶ島駅前では、歩きタバコをする人が多いです。私はタバコの煙を吸うと頭が痛くなる体質です。疲れて仕事から帰ってきて地元の駅を降りてほっとしたところ、男性が毎日必ずといっていいほど歩きタバコをしていて、嫌気がさします。副流煙は健康を害します。路上喫煙は禁止にする、禁止にできないのであれば防犯カメラを設置して、路上喫煙を控える啓発物を貼るなど。何か対策を講じていただきたいです。	ご指摘の「西江井ヶ島駅前の歩きタバコ」についてですが、現在、健康増進法や兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例などにおいて、歩きタバコを禁止する規定がなく対応に苦慮しております。今回お聞きしました状況を踏まえ、すぐに山陽電気鉄道株式会社と協議を行い、受動喫煙防止を呼びかけるポスターを駅構内や周辺フェンスへ掲示させていただくこととなりました。引き続き、副流煙などによる健康被害防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
53	令和4年1月	広報あかし、ごみカレンダーの配布先について	明石市内に住んでいますが、広報あかしやごみカレンダーが配布されていません。新聞をとっていないともらえないのでしょうか。できれば配達して頂けるとありがたいです。	<p>広報あかしは、毎月1日と15日に新聞折り込みで市内各世帯にお配りしており、新聞をお取りになっていない世帯などには、ポスティングサービス(無料)で配布しています。お手数ですが以下のサイトでお申し込みをお願いいたします。</p> <p>【広報あかしポスティングサービス登録フォーム】  <a href="https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=kouhouakashiposting">https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=kouhouakashiposting</a>  シティセールス推進室広報課</p> <p>ごみの分別カレンダーと年末年始のお知らせに関しましては、各自治会の代表者様宛に発送をしています。したがって、当地域の自治会員である場合は、自治会長や隣保長にご確認ください。自治会員でない場合は以下の場所で配布していますので、ご都合のつく際にお立ち寄りください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市民センター(大久保、魚住、二見)</li> <li>・各サービスコーナー(明舞、西明石、高丘、江井島)</li> <li>・あかし総合窓口(明石駅前パピオス6階)</li> <li>・行政情報センター(本庁舎1階)</li> </ul> <p>また、市のホームページにごみ分別カレンダーのPDFデータがございます。以下のURLからご確認くださいませのでご利用ください。よろしくお願いたします。</p> <p>ごみの収集日について  <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/kankyoushuushuu_jigyoku_kurashi/gomi/shuushuubi.html">https://www.city.akashi.lg.jp/kankyoushuushuu_jigyoku_kurashi/gomi/shuushuubi.html</a>  環境室収集事業課</p>	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001  環境室収集事業課 /078-918-5780
54	令和4年1月	飼い猫の放し飼い及び妊娠について	近隣住人が屋外で飼っている猫が2匹ほど妊娠しているようで、さらに放し飼い猫が増えそうで危機感を感じています。糞尿被害やベランダへの侵入があり、生活が脅かされています。市からは避妊助成などの対応をされるようですが、既に妊娠している猫や産まれた子猫の保護はしてもらえないのでしょうか。自治会から猫のエサやり防止のピラを入れてくださっていますが、何の効果もありません。放し飼い家庭に何らかの指導や取り決めを促すような働きかけはしてもらえないのでしょうか。	あかし動物センターでは飼い主のいない猫(野良猫)がみだりな繁殖により増加し、糞尿等で困っている市民に対して、飼い主のいない猫を対象に避妊・去勢手術の一部を助成しています。猫を飼われている方には、飼い主責任として、他人に迷惑をかけることなく、終生飼養をしていただくことをお願いしておりますので、ペットの保護は行ってありません。猫の飼い主のマナーが悪い、近隣住民の方が迷惑されているとの相談を受けた場合は飼い主に直接飼い方等を確認し不適正な飼い方であれば改善をお願いしておりますので、飼い主の情報をあかし動物センター(電話番号: 918-5797)まで、ご連絡いただくようお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
55	令和4年1月	建築工事の作業音	11月頃から太寺一丁目で建築工事が行われております。事前の説明では「17時までの作業・祝日は休止」という説明でしたが、最近では17時を越えても作業が続いており、作業音が気になっております。祝日にも作業しており、工事看板も掲げられていないため不信感が強いです。行政からの指導をお願いしたいです。	太寺1丁目周辺の建築現場を確認してまいりました。建築工事等は行われておりましたが、環境保全課業務に係る法令規制の対象工事ではないため、市から改善するよう指導することはできませんでした。現場監督の方が不在でしたが、数名の職人のかたに、「最近では17時を超えても作業が続いている」「祝日にも作業している」などの苦情内容を説明したうえ、近隣に配慮するようお願いしてまいりました。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
56	令和4年1月	粗大ごみ受付センターについて	粗大ごみ受付センターが繋がりにくく、人員の関係でこれは仕方がないと思っています。しかし混み合っている際も、毎回自動応答で取られるため、電話代がかかって仕方ありません。コール状態のほうが助かります。	ご指摘いただいております「自動応答」については、電話受付開始当初はなく、「コール音が鳴っているのに電話を取らない。」「繋がったらずぐ切られた。(空き回線がなく全回線が話中の場合、固定電話では話中音が鳴るが、携帯電話は接続が切断される場合があり、このようなご意見となっております。)」といった苦情が数多く寄せられる事態を招いておりました。そこで、不案内な状態を解消するため、粗大ごみ受付センターが混雑している状況や営業時間の案内を行う「自動応答」の導入に至ったという経緯があります。近年は、コロナ禍の巣ごもり(片付け)の影響で、粗大ごみの予約が増加しており電話がつながりにくくなっており大変申し訳ございませんが、特定のタイミング(午前中や年末)は非常に多くのお電話をいただいております。連続してかけられてもつながらない可能性が高いことから、比較的空いている午後(14:00～19:00)をご活用いただき、間隔をあけてお電話いただけますようお願い致します。(混雑状況については、ホームページにグラフもあげておりますのでご参照ください。)ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
57	令和4年1月	野良猫への餌付けについて	数年前から野良猫に餌付けを常時行っている方がおり、近隣住民が迷惑しています。餌用の紙皿や飲み水用の空き缶を置いています。近隣住民がそれらを片付けても翌日には紙皿や空き缶が置かれています。餌付けが原因で付近で野良猫の増加に伴う猫の糞、夜間における猫の鳴き声、野良猫の住居侵入、ごみステーションのごみを猫が漁るなど衛生上好ましくない事例が発生しており近隣住民も困っていますので、餌やり禁止の看板設置や置き餌の撤去をしていただきたい。	あかし動物センターでは、近隣で野良猫にエサを与えることにより、猫が増え近隣住民に糞尿等の被害がある場合は、エサを与えている方に直接お話をしして状況を確認し、エサを与えるのであれば不妊手術やトイレの設置等、近隣住民に迷惑が掛からないようにすることが必要であることをお伝えしています。今回ご相談の地域については以前よりエサを与えている方に話をしているところであり、状況等により該当者と思われる方(不妊手術をした上でエサを与えている方)にはエサを与えるときには残ったエサは片づけること、人の迷惑になるようなことはしないようお願いしています。また、市有地に関しましては立ち入り禁止の看板を設置するよう担当部署にお願いしております(餌付けの許可はしておりません)。こちらで調べた情報によりエサを与えている方とお話しましたが投書の方とは違う可能性もあります。もし、エサを与えている方の名前、住所等がわかればお話をすることが出来ますのでご連絡をお願いします。また、「残ったエサはすぐに片づけましょう」、「フンの始末をしましょう」など野良猫にエサを与えている人に対する啓発看板を作成しております。所有者(管理者)等の権限ある方の許可を得て自己責任において設置することを条件にお渡しすることが出来ますので必要があればご連絡ください。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
58	令和4年1月	住民票を24時間コンビニで発行して欲しい	不妊治療の助成金申請のために住民票が毎回必要です。共働きのため、毎回窓口での発行は負担が大きいため、他の市と同じように住民票を24時間コンビニで発行できれば、職員の負担も市民の負担も減るので是非検討してほしい。	コンビニ交付の導入につきましては、令和4年10月ごろの実施を予定しております。現在、市全体のシステム改修が行われており、引き続き、コンビニ交付の実施に向けた準備を進めていきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
59	令和4年1月	粗大ゴミの申請をwebで完結してほしい	現在粗大ゴミの申請は受付センターに平日午前9時から午後7時に電話する必要あり、共働きのため平日のこの時間に連絡するのが難しい。他の自治体のようにwebで申し込みを完結してほしい。	ご指摘のとおり、他都市においてweb予約を行っていることを踏まえ、従前より、本市においてもweb予約導入に向けて検討を重ねているところです。しかしながら、未だ導入には至っておりませんが、引き続き検討を重ねて参りますのでご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
60	令和4年1月	歩きタバコについて	子どもをつれて魚の棚に行くことがあるのですがその付近ではまだ歩きタバコをする人が多くいます。子どもがタバコの煙を吸わないか心配です。子どもに手厚い市が歩きタバコを許していいものなのかと思ひまして意見させて頂きました。	現在、受動喫煙の防止を目的とした規制につきましては、国の健康増進法や兵庫県の受動喫煙防止条例において、学校や病院などは原則敷地内禁煙、飲食店や職場等では原則屋内禁煙などが規定されています。一方、屋外については一部を除き、規制の対象外となっているのが現状です。そのような中で本市においては、市民の方からの情報をもとに現地へ出向き、店舗前の灰皿撤去の要請や事業者と交渉を行い受動喫煙防止のポスターを掲示いただくなど、個々の対応を行う中で屋外での受動喫煙防止に取り組んでいるところです。今回、魚の棚商店街付近の歩きタバコのご意見でしたので、魚の棚商店街へ受動喫煙防止対策協力の依頼を行ったところ、ポスターの掲示や商店街の放送で受動喫煙防止を呼び掛けるなどの対策を理事会で検討いただけたとの回答をいただきました。引き続き、受動喫煙防止について周知・啓発を進め、住みよい環境づくりに繋げてまいります。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
61	令和4年2月	缶・ビン・ペットボトルのポイ捨て防止案	市内でのポイ捨て防止やゴミの分別促進のために、空の缶・ビン・ペットボトルのバーコードなどを読み取り、市内で使用できる割引チケットなどを発券する機械を設置することは可能でしょうか。 北欧では、使用済みのペットボトルなどを専用の機械に返却すると1つにつき数十円相当のレシートが割引券として還元される仕組みになっています。割引券は国内のスーパーマーケットなどで使用できます。 明石市の美化・分別の促進、割引券による市内での消費促進のメリットがあります。	本市のポイ捨て防止の取組については、市域の良好な環境美化を確保するため、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき、人の往来の多い駅周辺を散乱防止重点区域として指定し、たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨てに対して、日々パトロールを行うなどの啓発活動に取り組んでおります。 また、ポイ捨て等でお困りの自治会等に対しては啓発看板の配付を行うなど、地域と共に環境美化活動を推進しております。 分別促進については、ごみ焼却量を減らすことにより、焼却コストの削減や最終処分場の延命化、さらにはCO2排出量の削減につながることから、ごみの減量化を図ることが重要と考えております。 そのため、心がけひとつで実践できるごみの発生抑制を最優先とし、次に再使用・再生利用を図るなど、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進を基本としたごみ減量施策を展開しております。 中でも、プラスチックごみによる海の汚染が世界規模で問題となっています。このことから、特にペットボトルの使用を抑制するため、マイボトル普及に向けたステンレス製ボトルの市民配布を行い、プラスチック使用削減に向けた啓発を進めております。 国では令和4年4月より、プラスチックの資源循環を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」の施行を新たに予定しており、一層、プラスチックごみの循環利用を促進することとしております。 このことを受け、本市におきましても、ごみ減量施策と分別収集の取組を推進することで、資源ごみの有効及び循環利用の促進を図っていくことが重要と考えております。 ご提案の内容につきましては、ペットボトル飲料等の販売事業者をはじめとした多くの関係者の協力や、多方面の機関との制度整備が必要になることから、導入への課題も多いと考えますが、いただきましたご意見を参考に他都市における様々な事例も調査しながら、「ポイ捨て防止やごみの分別促進」につながる施策について、今後も検討していきたいと考えております。	環境室環境総務課 /078-918-5029
62	令和4年2月	謄本や印鑑証明について	各種証明書をコンビニで発行できるようにしていただきたいです。 マイナンバーカードがあるのに、それを生かしきれていないのはもったいないと思います。 仕事場は他市にあるのでコンビニなどで、気軽に取得できるようにしてください。	コンビニ交付の導入につきまして、住民票の写し、印鑑証明書及び所得証明書は令和4年10月ごろの実施を予定しております。 なお、戸籍証明書につきましては令和5年度に法改正があり、どの自治体からでも証明書が発行できるように、国全体でシステム改修される予定のため、本市での戸籍証明書の導入については検討中です。 住民票の写し等のコンビニ交付に向けた準備を進めていきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
63	令和4年2月	鳥のフンの清掃について	明石駅前のドラッグストア前の道の鳥のフンの掃除をお願いします。	当該箇所の清掃については、令和4年2月17日に完了しております。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
64	令和4年2月	喫煙禁止の看板について	野々池中学校の校門付近に中学校周辺や通学時間帯の通学路での喫煙を禁止する旨の看板があります。それ自体は問題ないのですが、通学路と通学時間帯の定義がないので、明記頂きたいと思えます。また、看板のサイズが小さく、周辺に小学校や幼稚園もありますが、その周辺でこのような看板を見かけたことがないので、大きくしてもう少し数を増やして周知してもらえればと思います。また、罰則規定に過料があることもあまり知られていないと思うので看板に明記頂くと効果的かと思えます。公園等に既にある看板などにも更新時に追記して頂ければと思います。	ご指摘の通学路と通学時間帯の記載についてですが、兵庫県に確認しましたところ、明確に規定しているものではないとの回答をいただいております。また、逆に時間などを指定することでそれ以外の時間については、喫煙が可能と解釈されることもあることから具体的な明記を避けております。看板のサイズや罰則規定の記載も含め、より市民の方の目に留まりやすい効果的なものとなるよう、県や他都市の取組を調査していきます。なお、学校周辺の看板については、現在、幼稚園などに同様のポスターの配付を進めているところです。引き続き、学校への協力を呼び掛けてまいります。今後も受動喫煙防止の取組にご理解・ご協力お願いいたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
65	令和4年2月	週末の朝8時の町内放送について	週末の大音量の町内放送が以前から気になっています。ゆっくりしたい土曜、日曜のまだ早い時刻、いつもだいたい8時です。お掃除や定期的の集まりなどのお知らせの放送が遠くからでも響き渡ります。静かに週末の朝を過ごしたいです。他の伝達方法が、現代ではあるのではないかなと思います。	自治会の放送設備につきましては、地域住民への日常連絡や緊急連絡のために設置されているもので、各自治会において管理・運用されています。そのため、市としては強制的に使用方法を制限するなどの指導を行うことはできず、対応としては、発生源に対して苦情が発生している旨を伝え、近隣に配慮して使用するようお伝えすることになります。お住まいの自治会長へ確認したところ、当自治会では放送設備はなく、放送していない。放送している自治会は不明、とのことでした。このたびの放送を行った自治会が特定できないことには、市としましても対応をいたしかねます。放送のなかで自治会名が流れていましたら聞き取っていただくなど、自治会が特定できる情報をお寄せいただければ、該当の自治会長へご意見をお伝えさせていただきます。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
66	令和4年3月	犬の散歩時のマナー	犬の散歩時に、ペットボトルに水を入れて持ち歩いている人を見かけた事はありません。電柱や道路、民家の塀やマンション敷地内の商業施設の柱等、お構いなし。ペットボトルに水を入れて、犬の尿を流す習慣が行き渡るようにしてほしい。	犬の糞の放置禁止については、条例等で規定しておりますが、犬の尿の放置については特に規定はなく、犬の飼い主のマナーの問題であり、尿の後始末についての認識が様々あるのが現状です。あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発を行っております。今後も啓発を行っていきたくと考えておりますので、よろしくごお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
67	令和4年3月	喫煙問題に対する取り組みについて	過去の回答では、「たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても安全で快適な駅周辺環境の実現」を目指しているとありましたが、相変わらず改善されていません。	本市においては、国の法律に妊婦や20歳未満の方に関する規定を上乗せした兵庫県受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでおります。本条例においては、屋内における受動喫煙の防止を目的としており、一部を除き屋外は規制の対象外となっているのが現状です。そのような中で、本市においては、JR駅周辺を喫煙防止・マナーアップ区域に定め、山陽電鉄駅周辺では受動喫煙防止ポスターの掲示、学校や幼稚園のフェンスに「通学路は禁煙」のポスターを設置するなどの取組を実施しています。また、市民の健康増進の観点から、保健所内に禁煙相談窓口の設置や事業所への禁煙外来設置医療機関のポスター配付、世界禁煙デーに合わせた禁煙と受動喫煙防止の展示を実施してまいりました。以上のような取組を積み重ねていくことで、喫煙習慣のない方が望まない喫煙被害を被ることのない、住みよい環境づくりに努めてまいります。ご理解ご協力よろしくお願いたします。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
68	令和4年3月	市税の支払方法について	固定資産税、都市計画税、市県民税、軽自動車税の支払方法にクレジットカード払いを追加して欲しいです。他の地方公共団体でクレジットカード払いができる所もあるので中核都市のサービスとして取り入れていただきたいです。	クレジットカード払いにつきましては、他の収納手段との均衡を保つ観点から、手数料の一部を利用者に負担していただく必要がございます。また、導入時の初期費用やランニングコストに加え、既存システムの改修費など、相応の費用を要するため、これらを総合的に判断し、現在のところ導入には至っておりません。しかしながら、時代のニーズとしてキャッシュレス化の推進が高まる中、既存の収納手段に加え2020年度よりLINE Payを、2021年度からはPayPayを、2022年度からはd払い、auPayなどによる請求書支払いの導入を随時実施しております。今後もサービスの向上に向けた納付環境の整備につきましては、必要性、費用対効果等を含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。	税務室納税課/078-918-5016
69	令和4年4月	受動喫煙防止の推進(広報あかし等で)	コロナ禍における換気の重要性は国などから指摘され推奨されていますが、マンション隣人のベランダでの喫煙による煙の侵入のため、定期的な換気の実施が難しいです。喫煙者は自室の窓を閉めて喫煙していると思いますが、周辺の部屋に煙が侵入してきます。今の季節、定期的に気持ち良く換気できればと思います。広報あかしなどで受動喫煙防止のマナーを知らしめ、守っていただくよう啓発の実施をお願いいたします。	本市においては、国の法律に妊婦や20歳未満の方の受動喫煙防止の規定を上乗せした兵庫県条例に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでおります。この条例は、人が多く集まる場所における受動喫煙被害の防止を目的としており、マンションや戸建住宅のようなプライベート空間は規制対象外となっているのが現状です。そのため、禁煙の推奨と受動喫煙防止の両方の観点から普及啓発活動を行うことにより、プライベート空間や屋外での受動喫煙被害防止意識を高めるよう取り組んでいます。今年度は、広報あかしにおける啓発や、健康増進に係る地域団体との会議など様々な機会を捉え、普及啓発等を検討・実施してまいりたいと考えております。引き続き、受動喫煙防止について着実な活動を積み重ね、住みよい環境づくりに繋げてまいりますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
70	令和4年4月	雨水タンク助成金	南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況下、広域での被災が予測され、生活用水の確保は命を守るため必須です。各家庭での雨水タンクの設置、各自治体でのRO膜浄水器設置が早急に検討されるべきだと思います。雨水タンク設置の助成金復活を強く希望致します。	明石市下水道室では、雨水貯留の一環として平成22年度から平成25年度の3か年に『雨水貯留タンク設置助成制度』を設け、水資源の有効活用、浸水対策、環境・防災への意識啓発などを行ってまいり、一定の目途がたったことから、現在は制度を廃止しており、財政面からも復活は困難な状況にありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 (下水道室下水道総務課/078-934-9620)	下水道室下水道総務課 /078-934-9620
71	令和4年4月	喫煙所設置	日頃からマナーを守りつつ明石駅北側に設置された所を使用していますが、他地域に比べあまりに喫煙所が少なすぎる。吸わない人の気持ちも理解しますが、たばこを吸う人の権利も考えてほしい。	明石駅前周辺では、過去に数カ所の駅前喫煙所がありましたが、設置場所や設備に問題があり苦情等が多く周辺には適当な代替地が見当たらないという課題がありました。また、喫煙設備も古い仕様のものでありましたので、令和2年度に北側1箇所へ統合し、喫煙設備も新しい仕様にて現在もご利用いただいております。今後、更に駅前喫煙所を設置するということは、現実的に困難であると思われれます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
72	令和4年4月	工場の騒音について	工場から休日や深夜、操業もしていない時間帯でさえ昼間と同様の騒音がします。それが毎日に大きくなっているようで耳障りでなりません。また、換気扇から黒煙もあり、隣接する公園で遊ぶ子どもの人体に有害かどうか、ぜひ、調べていただけないでしょうか。	4月12日(火)午前11時頃、工場への立入を実施いたしました。事業所責任者に対し、近隣住民より苦情が発生している旨を説明し、工場から発生する騒音等について、近隣への配慮及び規制基準の遵守をお願いしております。今後、騒音等の発生状況に変化がない場合は、お手数ですが環境保全課までご連絡をお願いいたします。なお、公害苦情に対応するためには、状況を詳細に聞き取り確認する必要がありますので、今後、ご連絡いただく際は、下記連絡先へお電話いただくと幸いです。	環境室環境保全課 /078-918-5030
73	令和4年4月	コンビニ交付について	なぜ対応していないのか。今後、対応の予定はないのか。住民サービスが対応市町に比べて遅れている。	コンビニ交付の対応については、令和4年10月の実施を予定しており、住民票及び印鑑証明書、所得証明書が発行できるよう、現在準備を進めているところです。ご迷惑をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきますよう、ご理解のほどよろしくお願い致します。	市民生活室市民課 /078-918-5020

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
74	令和4年4月	ゴミの収集を午前中に	西島のゴミの収集が遅すぎます。午後になっても収集が行われず、鳥避けネットをカラスがはがしてゴミを荒らしています。せめて生ごみの日くらいは午前中のうちに収集を終わらせてください。	明石市内には4,000ヶ所以上のごみステーションがあり、通常は朝8時から15時頃まで安全かつ効率に配慮して収集作業を行っています。 なお、当課の所有するごみ収集車の台数と積載量には限りがありますので、すべての地域を同一時間帯でごみを収集することは物理的に不可能です。 また、ごみ収集車の増車で同一時間帯に収集することは、効率・コストの観点から現実的に厳しいと考えています。 これらの事情により収集時間の変更に関する要望はお応え致しかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、カラスなどの鳥獣対策ですが、十分な大きさの防鳥ネットを利用し、ごみ全体を隙間なく覆う(ごみの下にネットを挟み込む、ネットの端をおもしなどで押さえるなど)ことで概ね被害を防止することができます。そのためには防鳥ネットの適正な利用について、市民のみなさまのご協力が必要であると考えています。	環境室収集事業課 /078-918-5780
75	令和4年5月	固定資産税通知書	紙のサイズをA4にして欲しい。特異なサイズで整理し辛いし、明細書も文字が小さすぎて読みにくい。	納税通知書については、毎年5月中旬に一斉送付しておりますが、そのために一定の期間内で10万通以上の封筒を用意する必要があり、納税通知書をA4サイズに変更する場合は、サイズや枚数の異なる納付書と組み合わせると同封する作業が発生しますので、本市においては、費用対効果及び誤封入防止の観点から、導入が困難であると判断しております。 また、納税通知書の様式につきましては、皆様にとって、より見やすく分かり易いものとするために毎年内容を見直しており、令和4年度におきましても、文字サイズの拡大及び刷色の変更による視認性の向上並びに各種案内の拡充等を行ったところです。 しかしながら、ご意見をいただきましたとおり、明細部分については、従前と比べ文字が小さくなりましたので、令和5年度以降に向けて改善を検討します。	税務室資産税課/078-918-5015
76	令和4年5月	届け出について	離婚に伴い様々な届け出を市に対して行わないといけないと思いますが、神戸市では『離婚に関する届』という、いつまでにどこに何を提出しなければいけないという一覧があります。とてもシンプルで分かりやすいので、スケジュールを立てて戸籍謄本や住民票など必要なものをまとめて取得することができました。ぜひ、明石市でも作成頂けたらと思います。	本市におきましては、離婚届の用紙をお渡しする際に、離婚に関連する届出書やパンフレットをお渡ししています。 離婚に伴う様々な手続きにつきましては、ご家庭の事情により、ご案内する届出内容が異なるため、離婚届を受理する際に、ご家庭の状況に応じた担当窓口をご案内させていただいております。 いただいたご意見も参考にさせていただき、引き続きご利用される皆様の利便性向上に努めていきたいと考えております。	市民相談室/078-918-5188

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
77	令和4年5月	難病の子どもが利用できるショートステイ施設について(要望)	子どもが難病の受給者証を所持しており、ショートステイを利用したいが、施設が神戸市など遠方ばかりである。私は車を運転できないので、送迎が出来ず全く利用できない。明石市内に施設を整備して欲しい。市民病院でレスパイト入院ができると聞き、相談したところ、医療ケアが必要ない場合は受入れできないと言われた。対象を拡げて受け入れて欲しい。	<p>誰もが住み慣れた地域社会の中で生活できるよう、安心してサービスをご利用いただけることは重要だと考えております。</p> <p>障害者手帳をお持ちの方、難病をお持ちの方等につきましては、年齢や医療的ケアの有無に関わらず、障害福祉サービスの支給申請を行い、受給者証の交付を受けることで、短期入所や施設入所支援等をご利用いただくことができます。</p> <p>しかしながら、明石市内の福祉施設等において、未就学で障害をお持ちのお子さまを受け入れできる施設が不足しており、近隣の市町の施設を利用せざるを得ない状況となっております。原因として、看護師等医療職の配置、医療機関との連携、緊急時の対応策の周知等、安全面の確保が課題となっているものと思われまます。明石市では、福祉施設等において障害をお持ちのお子様を受け入れるための整備が進むよう、さらなる情報収集に努め、課題解決に向けて今後も取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>生活支援室障害福祉課</p> <p>難病のお子様をお預かりする施設が近隣になくお困りとのこと、ご家族様におかれましては、大変なご不便を感じておられることと拝察いたします。明石市立市民病院については、独立行政法人により運営されているところでございますが、レスパイト入院については、医療機関であるという性質に鑑みて、現在のところは、呼吸器管理や経鼻経管栄養など医療的措置が必要であるために、一般的なショートステイが利用できないお子様を対象としての運用となっております。</p> <p>市といたしましても、障害福祉部門との連携のもと、それぞれのお子様の病状や状況に合わせて、レスパイト入院を必要とされる方が利用しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>あかし保健所保健総務課</p>	<p>生活支援室障害福祉課/078-918-1344</p> <p>あかし保健所保健総務課/078-918-5414</p>
78	令和4年6月	図書館の飲食可能場所	明石市図書館の勉強スペースいつも使わせていただいています。1日中勉強することがあるのですがお昼ご飯を食べられる場所がなく、1度外に出て、飲食店に行かないといけないのが不便に思います。明石公園内の図書館には飲食可能なスペースがあるので、本館にも設置して欲しいです	あかし市民図書館及び西部図書館では、食事による食べこぼし、周囲への臭い、咀嚼音などが発生することから、本の汚破損や他の利用者の迷惑につながる可能性があるため、閲覧席をはじめ、館内における食事を禁止しております。また、エリアを区切った専用スペースについては、館内の敷地面積の制約などから設置は難しい状況です。また、現在、明石公園内にある図書館は兵庫県立図書館となります。食事スペース確保については、ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
79	令和4年6月	市県民税の通知書について	<p>毎年5月に市民税課から送られてくる給与所得等に係る通知書を会社から貰いますが、裏面の説明の字がとても小さい上に緑色でとても見にくいです。</p> <p>他市の通知書は少しサイズが大きく、字も茶色で見やすかったです。もう少し見やすい物に変更できないでしょうか。</p>	<p>本市では、地方税法等により規定されている「給与所得者等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」の様式及び規格に則りつつ、用紙の大きさについては電算出力システムの改修費用の抑制及び機械による封入封緘業務の影響を考慮しながら決定しているほか、用紙色・印刷色については同時期に通知する書面との近似色を回避すること及び各納税義務者様が長年見慣れている配色から大きく変更しないこと等の観点から、現行の様式を採用してきた経緯があります。</p> <p>「裏面の説明の字がとても小さい上に緑色でとても見にくいです。」「もう少し見やすい物に変更できないでしょうか?」等のご指摘、ご要望を受けまして、担当者複数名により近隣各自治体が採用している様式との比較を行いましたところ、貴方様のご意見を当然のこととして認識したところでございます。</p> <p>本年度の使用見込み分につきましては既に納品済でありますことから、令和5年度使用分から、用紙色・印刷色について改善すべく各自治体採用分を参考にしながら検討を進めてまいります。</p> <p>なお、様式の大きさにつきましては、前記の2つの理由により変更が困難であると認識しているところでございます。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	税務室市民税課/078-918-5013
80	令和4年6月	個人市民税、県民税の納入書について	<p>特別徴収にて明石市在住の従業員の市民税、県民税を支払う際、納入書に金額が書いておらず、銀行窓口で難儀しました。</p> <p>弊社の他市在住の従業員の納付書には金額が記載されています。</p> <p>明石市でも、金額を書いてもらえるとても助かります。</p> <p>もうひとつは、対応する銀行に横浜銀行を加えていただけるとさらにうれしいです。ご検討、お願いいたします。</p>	<p>一点目の特別徴収の納入書の金額の記載につきまして、特別徴収の納入金額は納入回数が年に12回と多いことから、従業員の退職や所得額・所得控除額の修正等により税額変更が発生することに伴い、頻繁に月毎の納入金額に変更が発生していると認識しています。</p> <p>本市が納入金額を印字する方式を採用するとすれば、変更の都度新しい納入書を発行することとなり、かえって煩雑になると考えています。</p> <p>また、他の自治体においては、印字した金額を事業所様が訂正することも可能であるとの判断を示されていると認識しているところですが、本市としましては、訂正された納入書を受領する金融機関側の手間等を勘案しますと、得策ではないと判断しているところです。</p> <p>このようなことから、本市では特別徴収の納入書に金額を記載しないこととしています。</p> <p>二点目の納入場所の金融機関追加につきまして、本市では電子納税(ネットバンキング等)の普及を踏まえ、公金の納付納入については金融機関窓口以外でも可能であることから、現時点では他の金融機関を追加する予定はございません。</p> <p>なお、特別徴収に係る本税の納付につきましては、地方税ポータルシステム(eLTAX)によりお手続きいただくことも可能です。金融機関の窓口に出向くことなくインターネットを通じて行うことができますので、ぜひご検討いただければと存じます。</p> <p>【参考】地方税ポータルシステム(eLTAX) URL: <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>          ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	税務室市民税課/078-918-5013

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
81	令和4年6月	明石本庁とパピオスの連携をお願いします。	<p>本庁の市民課にて、母のマイナンバーカードの住所変更の際、暗証番号を間違えてロックしてしまい、再設定をしに、委任状を持ちパピオスの出張所に向いたところ、本庁で手続きされているので本庁に行ってくださいとのことでした。</p> <p>パピオスでできると聞いたのですが、と尋ねたところ、一回目の手続きをパピオスでやった場合のみできるとのことでした。私が勘違いしていたのです。</p> <p>パピオスから本庁まで行く時間が取れず、母(要介護5で動けず)のマイナンバーカードは残念ながら失効することになります。</p> <p>パピオスは本庁ともしっかり連携して、本来の、本庁まで行かなくても手続きできる場所となることを希望します。</p>	<p>この度は、ご不快な思いをされましたこと、申し訳ございません。</p> <p>当初対応した本庁職員に確認しましたところ、「ご本人様がお越しいただけるなら、本庁に限らず、明石駅前をあかし総合窓口でもマイナンバーカードの暗証番号再設定ができる」旨を説明したとのことでした。</p> <p>そのため、「本人が来れない照会回答手続きも、あかし総合窓口でできる」と誤解を招いたと思われます。いただいたご意見を窓口担当職員に共有し、今後は誤解を招かない案内を行うよう注意していきます。</p> <p>また、マイナンバーカードにつきましては、暗証番号が分かることで、インターネット等で様々な電子手続きが可能となるため、暗証番号を忘れていた場合は、本人が来庁いただいた場合のみ、即日再設定できるものとなっております。</p> <p>本人が来庁できない任意代理人の場合、本人に対して照会書を発送し、回答書兼委任状を持参いただいて(同じ窓口にて2度来庁いただいて)、初めて再設定ができる厳格な手続きが定められています。</p> <p>そのため、当初の窓口(本庁市民課)と同じ窓口にて「回答書兼委任状」と「お母さまのマイナンバーカード」を持参いただいて、初めて暗証番号再設定手続きができるものとなります。</p> <p>転入届出後90日以内に暗証番号を入力してマイナンバーカードの継続処理をしないと、自動失効してしまいます。ご足労をお掛けしますが、本庁市民課に再来庁いただきますよう、お願いいたします。</p>	市民生活室市民課 /078-918-5020
82	令和4年6月	大久保駅周辺のムクドリ大群の駆除について	<p>大久保駅周辺のムクドリの大群がうるさいのと糞などの衛生面でも困っております。自治会では対応出来ないもので市の方でなんとかしてもらえないでしょうか。年々ひどくなっています</p>	<p>初夏から秋にかけてムクドリの苦情は多く寄せられますが、野生鳥獣であり生態系の一部であるムクドリは駆除することができません。</p> <p>これまで、市道の街路樹を低く剪定するなどの対策を行いましたが、集まらないようにする決定的な対策はなく苦慮しております。</p> <p>ムクドリによる糞害につきましては、土地の所有者、または管理者が対応することになります。</p> <p>個人所有の土地の場合は、市が対応することはできませんが、市道など市の管理地における糞害にお困りの場合は、市が清掃を行いますので、具体的な場所につきましてご連絡ください。</p> <p>ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	市民相談室/078-918-5050
83	令和4年6月	犬の放し飼いについて	<p>近所の男性が、毎日大型犬を放し飼いして散歩しています。</p> <p>家の前の住宅街の道路ではいつもリードをはずし、小さな子どもを含む住民に犬が近づいてきて大変怖い思いをしています。</p> <p>飼い主は、犬が人に近づいても遠くから「こら」と言うだけで何もみません。</p> <p>特定の個人のことですので、市から直接本人に注意してほしいです。</p>	<p>あかし動物センターでは犬の飼い方について相談があった場合は、飼い主宅を訪問して犬の飼い方を確認し不適切な飼い方である場合は改善をするように指導しています。</p> <p>今回の相談についても犬の飼い主宅を訪問して聞いたところノーリードで散歩をしている事実が確認できたため、飼い主に対して他人に迷惑をかけないように指導を行うとともに条例でも禁止されている旨を説明しリードを繋いで散歩をすることをお願いしました。</p> <p>犬のノーリードでの散歩は兵庫県条例で禁止されていますので見かけられましたら警察へ通報若しくはあかし動物センターへご相談ください。</p>	環境室あかし動物センター/078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
84	令和4年7月	自治会に土のうを備蓄することはできますか	大雨になると民家に雨水が入り込み困っているという相談が自治会に数件ありました。明石市から自治会に土のうをもらえますか。	土のうをお渡しすることは可能です。実際に市役所で土のうを受け取り、大雨に備えておられる自治会もごさいます。 お手数ですが、市役所まで自動車などで取りに来ていただくことと、受け取られた土のうについては明石市が回収を致しませんので、不用になった場合は各自で処分をお願いしているところです。 土のうは市役所横の倉庫に保管しておりますので、受取りの希望日時を調整させていただいて、積込み場所まで誘導させていただきます。 以上、よろしくお願い致します。 ※土のうは1個あたりの重さは10～15kg程度でございます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
85	令和4年7月	住吉公民館の迷惑駐車	選挙投票で大勢の方が利用されるのにスタッフの車が停まっている。以前も投稿しましたが停めてないとの返答でしたので、この度は、車番を投稿します。マナーが悪すぎます。駐車場が3台しかないの、有権者を優先すべきです。 公民館利用時は、近隣に不法駐車が多くなり危ない状態です。駐禁対策の警備員かスタッフを付けるよう要望します。	市選挙管理委員会では、高齢者や障がい者など、様々な方が投票に行ってくださいよう、各投票区の中で地域に密着した公共的な施設を選択し投票所としております。投票所には十分な駐車スペースがない場合もあり、非常に苦慮しているところです。 市民の声にお寄せいただいた「住吉公民館の迷惑駐車」についてですが、ご指摘のとおり、1名の従事者が駐車しておりました。次回以降は、事務従事者が選挙当日に駐車しないように指導を徹底してまいります。 また、路上駐車禁止の貼り紙を公民館の敷地内に掲示するなど注意喚起を更に行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062
86	令和4年7月	生ごみ処理機の助成	生ごみ処理機購入助成金制度を導入して欲しいです。 兵庫県内の自治体の約半数は導入しています。	明石市では平成12年(2000年)から平成19年(2007年)3月末まで、生ごみ処理機の購入助成(20,000円を限度に販売価格の1/2)を行っており、累計865基に対して助成を行いました。 当初は生ごみ処理機を普及するため、また、処理機の販売価格が高額のため購入助成を始めましたが、平成16年(2004年)より「紙類・布類の分別収集」を始めたこと、年々助成金申請件数が減少したこと、処理機の販売価格が下がってきたこと等で助成制度を廃止いたしました。 なお、平成24年(2012年)度にご家庭で生ごみのたい肥化が手軽にできる「段ボールコンポスト」の無料配付を行い、以後出前講座等で啓発を行っております。 また、段ボールコンポストの基材をご希望の市民には無料で提供しております。(明石クリーンセンターまでご来場いただける方、郵送等は行っておりません。) 生ごみ処理機に対する将来的な考え方としては、段ボールコンポストを啓発・推進していること等から助成制度を設ける予定はございません。 今後とも、ごみの減量を目的とする中で手法については様々な方法、明石市の現状を検討しながらその時代に合ったごみの減量方法を啓発・推進してまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
87	令和4年7月	外来種 ヤンバルトサカヤスデの発見	先日大量のヤスデのような虫がいました。普段よく見るヤスデとは何となく違い、ネット等で検索をし写真を見たところ、外来種の【ヤンバルトサカヤスデ】にそっくりで、調べると、日本南の方や関東地方で発見されてるとの事。 放っておくと、大量に増え続け、住宅にも大量に侵入する不快害虫であるそうなので、殺虫などの指導が必要であればと思い、報告致します。	この度、情報提供をいただきましたヤンバルトサカヤスデについて、いただいたメールでは、ヤンバルトサカヤスデであるかどうかの判断を行なうことは困難であります。実際の個体を撮影した写真があれば専門家へ同定の依頼をすることも可能となりますので写真があればいただけないでしょうか。 ヤンバルトサカヤスデは外来種であり不快害虫とされ、鹿児島県等では駆除を呼び掛けています。しかしながら、特定外来生物や緊急対策外来種には指定されていないことから対策を講じる優先順位は低い状況です。現時点では、情報を集める段階であります。 今回いただいた情報については、今後の参考とさせていただきます。	環境室環境創造課 /078-918-5786

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
88	令和4年8月	住所について	家の周りには、住所が全く同じ地番の家が何軒かあります。その中には空き家もあり、慣れない宅配の方が右往左往する場面がよくあります。最後に帯をつけられませんか。	近隣建物と同じ住所の場合、建物の使用者から住所番号の変更申出をしていただくことで、住所番号に枝番を付定することができます。(変更後例:○町○番○—○号) 変更を希望される場合は、運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類をご持参の上、明石市役所市民課①番窓口にお越しください。 上記申請により住民登録上の住所変更はされますが、運転免許証、ガス、電気その他の住所変更手続きはご本人様にて別途必要となりますのでご注意ください。	市民生活室市民課 /078-918-5020
89	令和4年8月	明石市立高丘西小学校の夜間照明について	最近、明石市立高丘西小学校の廊下や渡り廊下が夜間に照明がついたままになっています。今夜は渡り廊下の照明がついていました。これは防犯対策なのでしょう。それとも職員の消し忘れでしょうか。税金の無駄遣いにしか思えません。	この度、小学校の廊下、渡り廊下の照明が夜間に点灯し続けていたことについて、ご指摘いただきありがとうございます。早速学校及び関係機関に調査しましたところ、消灯の確認不足によるものと判明しました。 当該学校及び関係機関には、消灯の確認を徹底するよう厳重に注意したところです。	教育企画室学校管理担当 /078-918-5197
90	令和4年8月	電柱周りの草刈り	電柱の周りとマンション前の歩道の境、ガードレール裏に雑草が生えています。一部の心無い飼い主の犬のトイレ代わりになっています。特に電柱周りが酷く、以前は目立つ草だけ刈ったりしていたのですが、犬の糞が転がっているのを見せまうと流石に躊躇してしまいます。定期的なパトロールと草刈りをしていただけないでしょうか。犬の飼い主への注意喚起の看板等も設置して頂きたいです。	ご連絡いただいた箇所につきましては、8月12日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っていますが、ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしく願いいたします。 道路安全室道路整備課  本市では、犬のふんの放置でお困りの地域の皆様に啓発用の看板等を配布しており、看板の設置はしておりません。管理も含め申請された方をお願いしておりますので、ご希望の方は環境保全課(TEL:078-918-5030)までご連絡ください。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  環境室環境保全課 /078-918-5030
91	令和4年8月	近隣のブロック塀、境界線の件について	茶園場町に使われていない古い建物があるのですが、ブロック塀が傾いていて、大変危険です。大きな柿の木があったり、雑草の手入れがされおらず、ごみの散乱も見受けられます。市から管理の注意を促せないものではないでしょうか。また、駐車場と市道の境界線のブロックが古く、壊れかけています。傾斜のあるコンクリートのものに変えていただきたいと思います。	ご連絡いただきました空き家の敷地内における危険なブロック塀、立木の繁茂、ごみの散乱については、職員が現地確認を行い、所有者に対して適正に維持管理するよう文書で通知し、指導を行いました。 住宅・建築室建築安全課  駐車場の出入りのための乗入れ用縁石ブロックへの改修については、受益者である駐車場の管理者にて、道路総務課へ工事施工承認(道路法第24条)手続きの後、実施してもらう必要があります。 ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。 都市局 道路安全室 道路総務課	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046  道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
92	令和4年9月	戸籍謄本もコンビニ交付してください	10月から各種証明書がコンビニ交付できるようになると聞いていますが、検討するまでもなく戸籍謄本も取れるようにしてください。今後、高齢者の死亡が増加する中、遠方の親族が財産のことで戸籍謄本が必要になります。郵送や当該市まで出向くのはかなり不便です。	各種証明書のコンビニ交付については、令和4年10月1日からの実施を予定しております。 ご指摘の戸籍証明書につきましては、令和5年度に法改正があり、どの自治体の窓口からでも証明書が発行できるよう、国全体でのシステム改修が行われる予定のため、本市のコンビニ交付への戸籍証明書の導入については検討中です。 なお、コンビニ交付に戸籍証明書を導入している場合であっても、取得できる戸籍証明書は、本人及び同一戸籍に記載のある方の現在のものに限られますので、相続などで必要となる、亡くなった方の除籍や改製原戸籍などについては、従来どおり窓口又は郵便で申請いただくこととなります。 住民票の写し等のコンビニ交付に向けた準備を進めておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	市民生活室市民課 /078-918-5020
93	令和4年9月	喫煙者のマナーについて	JR明石駅南口前の広場付近で、喫煙している人を見かけることが多いです。バスを待っている間、副流煙を吸い込んでしまい、受動喫煙の被害が心配です。 喫煙所での喫煙を徹底していただきたいです。	本市では、JR明石駅前周辺において、駅利用者が混雑する時間帯を中心に職員による啓発業務を日々実施しております。路上喫煙者には職員自ら声掛けを行い注意喚起したうえで駅前喫煙所に誘導しています。また、公用車からのアナウンスによる啓発パトロールも実施しております。 ご指摘の「JR明石駅南口前の広場付近で、喫煙している人を見かける」ことにつきましては、喫煙者のなかに少数ではありますが、マナー違反をする方がおられます。引き続き、明石駅周辺の環境美化の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
94	令和4年9月	猫の放し飼いについて	お婆さんが猫を複数放し飼いにしています。猫が他人の庭・家の中・車庫・ベランダ・畑に勝手に侵入し、糞尿や体毛を撒き散らし、物を破壊、汚すなどします。突然道路に飛び出すので、自転車の小学生が転けて怪我をしていました。夜中の2時でも3時でも、外で猫が騒ぐので眠れません。大きな事故になる前に、市からも対応をお願いします。	あかし動物センターでは猫の放し飼いについて相談があった場合は、飼い主宅を訪問して猫の飼い方を確認し放し飼いをされている場合は、不妊手術など繁殖制限の確認と近隣住民への迷惑防止と飼い猫の健康面から室内で飼うようお願いをしています。 今回の相談についても猫の飼い主宅を訪問して聞いたところ外に出している事実が確認できたため、飼い主に対しては、不妊手術など繁殖制限の確認と他人に迷惑をかけないように室内飼いをお願いしました。また、近隣の方にも最近の猫についての問題等の状況を確認しました。 ペットを飼う場合は他人に迷惑をかけないように飼う必要があります。猫の飼い方について問題等ありましたらあかし動物センターへご相談ください。	環境室あかし動物センター /078-918-5797
95	令和4年9月	行政からのお知らせに市外局番をつけて欲しい	明石市から発行の掲示物やチラシ、ゴミの分別表などに問い合わせ先の電話番号が書いてあるが市外局番が書かれておらず携帯から問い合わせできず不便です。早急に改善してほしいです。	いただきましたご意見につきましては、関係課に情報提供するとともに、庁内システムに登録し庁内で情報共有をさせていただきます。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
96	令和4年9月	市内の駅周辺の受動喫煙防止対策について(2回目)	市内の駅周辺の喫煙所の縮小に伴い、特に通勤時間帯での喫煙所以外の喫煙がとても多く、タバコの臭いで私はとても迷惑をしています。	本市では、人の往来が多い駅周辺に「散乱防止重点区域」を定め、更に区域内には「喫煙防止・マナーアップ区域」を設定しています。この区域内では駅前喫煙所を設けており、駅前喫煙所以外で喫煙される方には職員による声掛け(啓発業務)を行い、区域内の説明と再発防止のための注意喚起等をしたうえ駅前喫煙所へ誘導しております。主にJR明石駅など利用客が多い駅では、ご指摘のあった通勤時間帯に職員による啓発業務を実施しておりますが、喫煙される方のなかで一部ではありますがマナー違反をする方がおられます。さらに、詳しい内容を確認したいと思いますので、直接、環境保全課(連絡先:078-918-5030)までご相談ください。 駅前周辺の環境美化の観点により、引き続き、啓発業務等を実施してまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
97	令和4年9月	本人に無断で役所職員が住民票をNHK職員に渡した件について	本人(世帯主である私)に無断でNHKの職員に役所職員が私の住民票を渡したのは何故でしょうか。 うちは遅くとも5年前からTVを所持していませんのでNHKの集金人が来られる度に、その旨お伝えしました。 今後、世帯主に無断で他人に個人情報を知らせるのはやめて下さい。	住民票の写し等につきましては、本人および同一世帯員の他、住民基本台帳法第12条の3第1項の規定に基づき、次の場合に、法人等の第三者が交付請求可能となっております。 ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合 ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 ・その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合 このような交付請求の受理にあたって各市町村は、請求者に対し、住民票の写し等を必要とする理由を明らかにさせ、また必要に応じて資料を提示または提出させることによって事実確認を行い、正当な理由が認められるかどうかを審査した上で、交付の可否を判断しております。 つきましては、NHKが上記のいずれかの理由により以前の住民登録地で「住民票(除票)の写し」の交付を受け、転出先として明石市内の住所を確認し、本市にて住民票の写しを請求したことも考えられます。本市においてご自身の住民票の写しをNHKが請求したかどうかにつきましては、ご自身の個人情報の開示請求を行うことにより確認することができます。 明石市の個人情報開示請求は「明石市行政情報センター(TEL078-918-5003)」で受け付けております。手続きにつきましてはお問い合わせください。	市民生活室市民課 /078-918-5020
98	令和4年9月	犬散歩中の糞害	門柱に犬の糞害が頻繁にあり、学校の通学路であるため対応に困っています。	犬の糞の放置禁止については、条例等で規定しておりますが、飼い主のマナーの問題であり飼い主が分かっているならば、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。 この度の相談では、飼い主が分からないことから、現場に行く際など、啓発パトロールを行い、必要であれば自治会名での啓発回覧を作成させていただきます。 また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行ってまいります。 今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。	環境室あかし動物センター /078-918-5797

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
99	令和4年9月	マイナンバーカードのデータ保存活用方法	<p>市独自のマイナンバーカードの活用を提案したい。マイナンバーカードをデータ保存して、本人確認証明として活用する。火災や風水害などにより、免許証やマイナンバーカード、保険証などの本人確認書類が消失した場合に、市役所にマイナンバーカードのデータがあれば、本人が来訪すればカードの写真と見比べて、本人であるという事が瞬時に確認出来ます。</p> <p>マイナンバーカード付きの証明書を発行して、火災保険や災害証明など保険会社などの本人確認書類として直ぐに活用できます。</p> <p>その為には、マイナンバーカードのデータアクセスは、限られた人達が複数で認証しなければアクセス出来ないようにして、ダブル認証時に、アクセス理由を確認するなど厳重にする。</p> <p>マイナンバーカードのデータ保存によって、本人が市役所に来れば本人確認が簡単にできるようにする事が本当の意味でのカード価値になる。ポイントで作成させるよりもカードの利用価値をアピールして、作成した方がいいと感じてもらおう。</p>	<p>マイナンバーカードの利活用につきましては、国や地方公共団体、また民間において、様々な研究や取り組みが進められているところです。</p> <p>ご提案いただきましたカードの申請情報の活用につきましては、カード申請情報は国(委託先の地方公共団体情報システム機構)が管理しており、市町村にはございませんので、申請時の写真データを含め申請情報を市町村で独自利用することはできません。</p> <p>しかしながら、災害時の被災者支援におきましては、国において自治体基盤クラウドシステムの導入が始まっており、また民間事業者においても、マイナンバーカードを活用した様々なシステムが開発されております。</p> <p>こうした状況を踏まえつつ、ご提案いただきましたように、カードの利用価値をしっかりとご説明しながら、マイナンバーカードの普及を進めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。</p>	市民生活室市民課 /078-918-5266
100	令和4年10月	あかし総合窓口のセキュリティについて	<p>総合窓口にてマイナンバーカードの電子証明が切れているということで再登録を案内していただきました。</p> <p>ここで驚いたのが、暗証番号を入力するにも関わらずセキュリティになにも配慮がされていないことです。隣の窓口の人も後ろの待機スペースにいる人にも入力画面が丸見えになっています。</p> <p>パーテーションを設けるなど、早急の対応をお願いします。</p>	<p>ご指摘をいただいた窓口につきましては、窓口間の仕切りや暗証番号入力用タッチパネルの位置を変更するとともに、パーテーションを設置して、隣の窓口や後方から入力画面が見えないように対応いたしました。</p> <p>引き続き市民の皆さまに安心して、お手続きいただけるよう、窓口を運営して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	あかし総合窓口/078-918-5645
101	令和4年10月	歩きタバコポイ捨てについて	<p>工場勤務の男性が毎日歩きタバコ、火がついたままポイ捨てをしています。個人のマナーの問題ではありますが、大変不快ですし、通学路にもなっていますのでやめてほしい。</p> <p>市から会社へお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>ご依頼のあった内容について、企業側へ連絡し、歩きタバコ及びポイ捨て等を防止するための注意喚起をお願いしました。</p> <p>企業側からは、「社員が500名以上いるため、ポイ捨てをした社員を特定することはできませんが、朝礼時に全社員へ注意喚起を行い、今後、このような事が無いよう再発防止に努めていきたい。」という回答を頂いております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	環境室環境保全課 /078-918-5030
102	令和4年10月	マンション内の騒音	<p>マンション内で下の階からの騒音に悩んでいます。管理会社に言っても直る気配がありません。自治体によっては騒音測定器を貸し出してくれるところもあるようですが明石市にはありますか？</p>	<p>本市では、公害防止等を目的に騒音計を貸出しております。詳細については、環境保全課までご連絡ください。よろしくお願いいたします。</p>	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
103	令和4年10月	グリストラップ設置の勧告	1Fが店舗になっているマンションの居住者です。1Fの飲食店にグリストラップが設置されておらず、排水管が油污れ状態となっております。明石市の条例では飲食店はグリストラップを設置する義務があると思いますが、どうなのでしょう。マンションの管理組合では、過去に何度も飲食店のオーナーに直接設置を依頼しましたが、聞き入れてもらえません。明石市の担当者から「設置勧告」をしていただけないものかどうか、お尋ねしたく、ご相談させて頂きました。	10/11(火)に現地調査を行い、グリストラップの設置勧告を行いました。ただし、現段階では強制的に設置させることはできません。以下、回答の根拠を記載いたします。  ・グリストラップ設置の義務に関して 明石市下水道条例8条の2で、除害施設(グリストラップ等)の設置義務に関する基準を定めております。基準に関しては、店舗から排出される汚水の水質、飲食店の場合は主に油の濃度によって、設置する義務があるかを判断しております。そのため、飲食店すべてに設置義務があるわけではございません。  ・現地調査の結果 10/11(火)に当該店舗の立入調査を実施いたしました。店舗オーナーに確認したところ、油を多量に使用するメニューはなく、発生した油もふき取っており排水していないとのことでした。実際に店舗の汚水ます、マンションの汚水合流ます、マンホール等を確認したところ、油による汚染は見られず、きれいに清掃されておりました。  上記の理由より、現段階では店舗にグリストラップの設置を強制することはできません。再度、配管が油で閉塞するようであれば、明石市下水道施設課(078-934-9901)までご連絡ください。	下水道室下水道施設課 /078-934-3425
104	令和4年10月	魚の棚のベンチについて	パピオスから魚の棚につながる階段を下りた付近にベンチがあります。「みんなのベンチ」とありますが、朝や昼に喫煙している方が多くみられます。ここは禁煙にできないのでしょうか。タバコの煙が非常に不快です。	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例では、多くの喫煙禁止場所が規定されていますが、屋外は一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。現地を確認しましたが、ベンチが設置されている場所は規制対象外となります。しかしながら、現地が歩道に面していることや魚の棚商店街の入口であることなどから、「受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを主たる目的として行われるもの」という条例の基本理念に基づき、ベンチ設置場所の施設管理者から許可を受け次第、ポスターを掲示して喫煙の自粛を促したいと考えております。引き続き、受動喫煙の防止に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	あかし保健所健康推進課 /078-918-5657
105	令和4年10月	早朝の塵芥車について	毎日朝04:45-0530頃に塵芥車が家の前を通過していきます。走行音やブレーキの鳴きでいつも目が覚めて正直迷惑しています。明石市指定の朝8時までのゴミ出しルールを鑑みても、早すぎる作業開始だと思います。市からも、委託業者への通達告知等の対応をお願いしたいです。	早朝に収集運搬を行っている塵芥車は、事業活動に伴って生じた廃棄物等を収集運搬しているものと推測いたします。明石市内で事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、明石市が収集運搬業を許可した業者(以下、「許可業者」という。)が排出事業者と契約し収集運搬しております。これまでも一般廃棄物の収集運搬業は、公共性が非常に高い事業であり、常に市民の皆様が目線に立ち業務を行うよう指導しているところでございます。いただきましたご意見を真摯に受け止め、許可業者へ収集・運搬の作業時の騒音・振動等の防止・減次に努めるよう、改めて注意喚起を行ってまいります。今後とも、皆様のご意見を賜りながら環境事業に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
106	令和4年10月	材木町公園での喫煙について	<p>公園内で喫煙をする方が目立ちます。子どもたちが遊具で遊んでいるとたばこの臭いが酷く、妊娠中の自分にも子どもにも受動喫煙の影響が気になり、早々に帰宅するしかありませんでした。材木町公園では喫煙が許可されているのでしょうか。公園には喫煙禁止の看板や貼り紙もなく、喫煙者のみなさんは子どもが数人遊ぶ中、堂々と吸われていました。</p> <p>明石市は受動喫煙についての対策が弱いように思います。パチンコ屋の前でもパーテーションを設置しているのにわざわざ歩道まで出て来てタバコを吸う人が目立ちます。歩きタバコや自転車タバコもよく見かけますが、もっと路上喫煙、歩きタバコの対策を強化して頂きたいです。</p>	<p>材木町公園に限らず、市が管理する公園は、令和2年4月1日より全面禁煙となっております。つきましては、受動喫煙を防止し妊婦さんや子どもが安心して公園を利用できるよう、「公園内全面禁煙」の看板を設置し啓発してまいります。また、巡回の際に喫煙者を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。</p> <p>これからも、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>都市整備室緑化公園課</p> <p>県の受動喫煙の防止等に関する条例では、パチンコ店を含む多くの人が利用する施設の建物内は禁煙と定められていますが、屋外に関しては一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。</p> <p>しかしながら、ご指摘いただいているように施設の利用客による路上喫煙のため、当該パチンコ店に出向き、ご指摘の状況を説明し、施設管理者として条例の趣旨に沿って利用客への注意喚起等の改善を実施していただくよう依頼しました。</p> <p>施設管理者からは、利用者の路上喫煙についてはやめていただくよう声掛けを実施し、路上での喫煙をしないようにポスター等の掲示による告知も行う。との回答をいただきました。</p> <p>引き続き受動喫煙防止の取り組みとして、情報をいただいた店舗に直接出向いて指導や協力をお願いするとともに、市のHPや広報紙等を活用した啓発活動を実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>あかし保健所健康推進課</p>	<p>都市整備室緑化公園課 /078-918-5039</p> <p>あかし保健所健康推進課 /078-918-5657</p>
107	令和4年11月	喫煙場所について	<p>明石公園前の交差点で信号待ちをしていると、東側にある喫煙所からタバコの臭いがしてきました。子連れだったのでとても不愉快な思いをしました。</p> <p>休みの日だったので、喫煙者も多く、また壁の外に出て喫煙している方もいました。</p> <p>大きな公園で、子連れも多く駅までの通り道と言うこともあるので、あの場所の喫煙所はふさわしくないと感じました。また、目隠し程度の壁で、天井、入口、足元は抜けてるので、そばを通るだけでも、とても臭いです。場所の移動や撤去をご検討ください。</p>	<p>「喫煙所のそばを通るだけで、たばこの臭いがしてきた」とのことですが、喫煙者のなかで少数の方ではございますが、マナーを守らず喫煙所の外で喫煙される方がおられます。そういう方には、直接声掛け等の注意喚起等を日々実施しております。今後も喫煙者のマナー向上に向けた取り組みを実施してまいります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>環境室環境保全課 /078-918-5030</p>
108	令和4年11月	西二見駅周辺の喫煙	<p>西二見駅周辺で喫煙、歩きタバコをしている人を多くみかけます。駅周辺には高校や商業施設、保育園があり、学生、子どもが多い地域ですが、喫煙者はお構いなしです。</p> <p>吸い殻を側溝に捨てる人も見かけます。</p> <p>過料を科すなどの罰則を作るか、人を置いて注意するとか、警察に見回りしてもらうとか、具体的な対策をしてください。</p> <p>あるいは隔離された喫煙スペースを作って、喫煙者の行き先を作ってください。</p>	<p>本市では市内の6箇所に散乱防止重点区域と定め、地域住民や各種団体とともに、清掃活動や喫煙者への声掛け等を行いマナーの向上に取り組んでいます。</p> <p>西二見駅周辺はこの区域ではございませんが、関係団体及び近隣自治会に情報提供し、「地域に貢献できるよう協力する」と回答をいただいております。今後も喫煙者のマナーを向上するための取り組み等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>環境室環境保全課 /078-918-5030</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
109	令和4年11月	不必要になった文房具について	自宅の整理をしていた所、未使用の文房具や鉛筆、習字筆などが出てきました。数量としては少ないですが、コロナ禍でお子さんを抱えて大変な世代の方に渡せたらなと思います。スーパー等にはSDGsの一環で、消費期限が近いがまだ食べられる食品回収ボックス、小型家電リサイクルボックスもあり、このような感じで集める事が出来ればいいなと思いました。	本市の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である循環型社会を構築するためには、3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用])が不可欠であり、2Rを重視したライフスタイルの変革として、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の取り組みがより進んだ社会システムの構築を目指しております。本市では、リユースの取り組みといたしまして、市民の皆さんが排出された粗大ごみの中から、再利用が可能なものをピックアップし、同センター内のリサイクル家具工房にて修理等を行い市民の方へ提供しております。ご提案いただきました、文房具等のリユース[再使用]の取り組みにつきましてもご参考にさせていただき、リユース促進に向けての必要な施策を実施してまいります。今後とも、皆様のご意見を賜りながら環境事業に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
110	令和4年12月	受動喫煙について	毎日通勤でJR明石駅の新快速を使用しておりますが、駅の北側(明石公園側)の喫煙スペースからの煙がホーム上に流れ込んできており、非常に困っております。小学生含め学生等が受動喫煙にさらされている状況です。特に冬場が北からの風向きになりますので、連日臭いや煙がきつい状況です。ご確認の上、喫煙所の閉鎖若しくは、煙がホームに届かない様に設備の改修をお願いします。	令和2年度に、複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所に統合しました。その際、屋外分煙施設の技術的留意事項を考慮した喫煙所の改修等を行い、現在も市民の皆様にご利用いただいております。ご指摘の「喫煙スペースからの煙がホーム上に流れ込んでいる」について、実際にJR明石駅ホームにて確認を行ってまいりましたが、臭いや煙等を確認することはできませんでした。喫煙される方のなかに少数ではございますが、喫煙マナーを守らず喫煙所の外で喫煙をされる方がおられます。風向きにより周囲に臭いや煙等が流れる可能性があるため、職員による声掛けを行い注意喚起したのち喫煙所へ誘導する等の啓発業務を日々実施しております。本市では、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでおります。今後も引き続き、喫煙者のマナー向上に向けた取り組み等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
111	令和4年12月	路上喫煙を禁止に	路上喫煙を禁止にしてください。喫煙コーナーのみ可能で、それ以外の場所は全面禁煙のルールを作ってほしいです。公道には、妊婦・乳幼児・喘息・アレルギー・健康を目指している人・禁煙を頑張っている人がたくさんいます。歩き煙草をする人達が毎日吸い殻を道に捨てています。火もついたまま、悪質で危険です。毎日大量に拾い続けても無意味です。同時に、唾を道に吐くのも禁止にしてほしいです。子どもに優しい街づくりの為にお願いします。	本市では、令和2年度に複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所に統合し、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでおります。ご指摘のとおり、駅周辺歩行者の一部に、ごみ等のほい捨てに対するマナーを守らない人がいるため、職員等による啓発業務を日々実施し、ごみ等のほい捨てに係るマナーの意識向上等に取り組んでいます。場所が特定されておらず、詳細等も分かりかねますので、申し訳ございませんが、直接環境保全課までご連絡いただきますよう、よろしく申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
112	令和4年12月	犬のフンの放置について	家の前に犬のフンを放置されて困っています。少し前から週に1度の頻度で、放置されています。ホームセンターで買った、犬や猫を寄せ付けられないものを撒いたりしたのですが、雨などで流れてしまうのか、効果はなく変わらず今日も放置されていました。監視カメラはなく、誰が放置したのかわかりませんので、泣き寝入りするしかないのでしょうか。監視カメラの設置などは費用がかかるので、何か対策していただけると助かります。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。この度の相談については、現場確認をおこない、道路わきの糞を確認いたしました。糞の形状等より猫の可能性もあると思われます。猫の場合はセンターで超音波等の猫除け器具をお貸しすることが出来ますのでご連絡頂ければと思います。また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的として行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行ってまいります。今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたく考えておりますので、よろしくお願いたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
113	令和5年1月	ゴミ収集車について	ゴミ収集車がゴミを回収に来る時にゴミステーションの前ではなく、ゴミを投入口に入れやすいように少し通過して自宅前でゴミを投入している時があります。ゴミ袋が圧縮された時にパーンと凄い音がして以前からたまに飛散液が門や庭に飛んでいる事があり掃除していました。回収している者はあれだけ飛び散っていたら飛んでいるのを認識しているはずで。ゴミはゴミステーション前で回収してパンパンのゴミ袋は投入前に穴を開ける等、ゴミが飛散しないように対策をとって欲しいです。	ごみ収集作業の際にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今回のことを受けて、ごみ収集車の投入口がごみ置場の前に位置するように停車することを収集作業員に周知しました。また、ごみの飛散は投入口にゴミを容量以上に積み込むことが主な原因ですので、収集作業時に容量以上に積み込まないよう徹底しましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課/078-918-5780
114	令和5年2月	電気自動車補助金制度	電気自動車の購入を考えていますが、他市には補助金の制度があるのに明石市には一切ありません。また、電気自動車充電できるスタンド等がないからでしょうか、他市よりエコカー補助金制度、クリーンエネルギーへの取り組みが遅れているように思います。EV車はかなり高額ですので、これから需要が増えるであろうEV車への補助金を考えていただきたいです。市民が増え、若い世帯の人口も増えていますので、これからのEV車への切り替えを明石市でも考えて欲しいです。	クリーンエネルギー(再生可能エネルギー)の取組としまして、現在、市では太陽光発電設備・蓄電池等、住宅への補助を実施しているところですが、電気自動車の市の補助制度は、今のところございません。電気自動車の充電スタンドにつきましても、市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状であることは認識しています。今後、ご意見のありましたとおり需要が見込まれる電気自動車をはじめ、再生可能エネルギー等の普及につきまして、国・県等の取組状況を踏まえ、市としても効果的な取組について検討してまいりますのでよろしくお願いたします。	環境室環境創造課/078-918-5786
115	令和5年2月	あかし総合窓口業務の改善について	明石市において、コンビニにおける住民登録、印鑑登録、戸籍及び市税関係の証明書等の自動交付が始まっています。手数料金は100円です。郵便局や銀行においては、相当以前からATMを設置して、カウンターにおける対面手続よりも手数料を低額にしています。あかし総合窓口においても、コンビニと同様な自動交付機を設置して手数料金も100円とすることを提案します。また、現在、市税等の納付相談は市役所の担当課へ行かなければならないことから、あかし総合窓口にも、市役所の担当課とオンラインで納税相談ができるように、タブレットを備えた防音ブースを設けることを提案します。ICTの導入によって取り扱う窓口業務を増やすことは可能です。あかし相談窓口にも、タブレット等を活用して新たな取り扱い業務を導入することを提案します。	ご提案いただきました、窓口でコンビニ交付と同様な自動交付機を設置する場合がありますが、機器の導入費をはじめ、マイナンバーカード等による認証機能など、セキュリティ要件を満たすシステム構築が必要となるため、多額の費用負担が生じることとなります。また、タブレットの活用には、AI導入やセキュリティをはじめ、防音ブース等の環境整備などの課題があります。つきましては、今後も引き続きご提案いただいた内容を参考に関係各課と調整しながら、市民ニーズに即したサービスを提供できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	あかし総合窓口/078-918-5645

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
116	令和5年2月	飼犬の糞尿被害について	近隣の方の飼育されている犬が毎日の如く、私共の家の前で糞尿をしていくため頭を痛めています。 防犯カメラ等もあり証拠は残っているのですが、市のホームページを閲覧し対応策を確認すると、【啓発看板を貸し出す】としか明記がありません。憲法の定める公共の福祉の観点から、積極的な行政介入も含めもう少しまじめに取り組んでもらいたい。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導をおこなっているところです。 この度の相談についても、飼い主の住所、名前等の情報を教えて頂ければ訪問して状況等の確認をしますのであかし動物センターまで連絡ください。 また、あかし動物センターでは、犬の飼い主に対して、「犬のしつけ方教室」を開催しており、その中で、犬の散歩時におけるマナーについては、周囲の環境に配慮できるよう、可能な限り自宅のトイレで済ませ、散歩は運動を目的と行うことが理想的であり、外で犬が尿をした場合は、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、尿を流すように啓発も行っております。 今後も飼い主のマナーについて啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
117	令和5年2月	コミセンの運営	各コミセンによってルールが違うのでしょうか。 スポーツクラブ21に所属しており、日曜日は、コミセンの運営時間開始の9時から学校内に入り活動を始めています。 ただ、同じ明石市内の別の小学校へ対外試合に赴くときは、9時前から試合会場となる学校へ入場や会場設営が始まっております。 子どもが利用するコミセンに、同様に9時より前に開けてほしい旨の依頼をしたところ、不可であるとのことでした。 さらには、昨年から祝日についてもコミセンが閉所とのことで全ての活動ができなくなり、活動機会が減る一方です。 祝日もコミセンが開いていなくても学校のグラウンドで活動させてほしいです。また、指定した日は事前に相談した上で開所時間前からの活動を認めてほしいです。	使用時間につきましては、すべてのコミセンにおいて、使用許可時間内で準備や片づけを行っていただくようお願いしているところでして、9時より前に学校内に入ることは可能ですが、9時以前に準備を始めることは、お断りしております。 他のコミセンでは早く準備を始めているとのことですが、改めて全コミセンにおいて、使用許可時間の徹底をはかって参ります。 なお、9時から学校内に入れるとのことでしたが、二見北小コミセンに確認したところ、職員出勤時には学校門を開け、その後、使用される方は学校内に入って待機されているとのことでした。 次に、祝日の使用につきましては、以前より、月曜日・祝日・年末年始はコミセンの休館日であることから、コミセンにおいて使用の可否の判断はできず、別途学校施設の使用許可が必要となりますので、学校にご相談ください。 なお、スポーツクラブ21の活動については、学校から許可されたコミセン開館時間内で行っていただくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 以上、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004
118	令和5年2月	消防中崎分署の外階段下の猫の餌やりについて	午後6時前後に頻繁に猫の餌やりを行っているようです。 外階段下には地震計のようなものも設置されており、そこに立ち入ることも良くないと思います。 猫の寝床なのか、発泡スチロールも設置されています。 猫の餌やりを禁止していただくようお願いいたします。	市有地内での猫の餌やりについては、ふん尿等による来庁者への影響や、消防車両出勤時による接触事故等も考えられるため、決して容認できるものではありません。そのため、以前お問い合わせいただいた日以降、階段下に放置されていた発泡スチロールを撤去しております。 さらに、中崎分署に勤務する職員に対し、猫に餌やりをする方を見かけた場合は、注意するように周知するとともに、中崎分署庁舎外壁に注意喚起の張り紙を掲示いたしました。今後も、適切な公共施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	消防署/078-918-5273
119	令和5年3月	自転車ヘルメット購入補助金希望	明石市がヘルメット購入補助金を交付することでヘルメットの着用率も向上すると思うので、是非検討していただきたいです。	本市では現在「自転車乗用ヘルメット」の購入助成は行っておりませんが、貴重なご意見として承ります。	道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
120	令和5年3月	野焼き	何度注意しても家の前で野焼きをする方がいます。洗濯物も布団にも匂いがつくのでなんとかして欲しいです。	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、稲わらや刈り取った草のみを燃やしている場合は、強制的にやめさせることはできず、周辺に配慮して実施するようお願いしています。違法行為であるかの判断は、現場を確認しない限りできませんので焼却の現場を確認された場合には下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
121	令和5年3月	西新町駅周辺の環境について	西新町駅前の広場で、タバコの吸い殻やアルコールの空き缶が捨てられているのをよく見ます。決めつけたくはないのですが、すぐ横に病院があり、その患者と思われる方々がお酒やタバコを吸われているのをよく見かけます。あの辺りは再開発されたことで綺麗になり、住みやすくなり、子どもも増えたのに少し残念です。何か対策をしていただけないでしょうか。	ご指摘のあった、西新町駅周辺の病院へ連絡し情報提供を行いました。「たばこや飲酒によるポイ捨て等について注意喚起等を行います」という、回答をいただいております。また、本市の対応としては、ポイ捨て等を防止するためのパトロール等を定期的実施してまいります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
122	令和5年4月	公園での喫煙について	よく材木町公園に子どもと遊びに行くのですが、タバコを片手に公園に入ってきて、堂々とタバコを吸っている方を何度も見かけました。公園内には全面禁煙の立札が1つありますが、小さくてあまり効果がないと思います。もう少ししなにか対策など出来ませんかでしょうか。	市が管理する公園は、令和2年4月1日より全面禁煙としており、全面禁煙を働きかける看板を公園内に3箇所設置し、啓発しているところです。しかしながら、看板が小さくあまり効果がないとのご意見を踏まえ、新たに2箇所、現状よりも大きな看板を設置することといたしました。また、公園の清掃や除草などの日常管理をお願いしております公園愛護会に公園内は全面禁煙であることを周知していただくよう、お願いをいたしました。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
123	令和5年4月	小学校周辺の喫煙について	市内の学校に喫煙所はないのでしょうか。週末に小学校でサッカーや野球などの練習をしています。保護者や指導者らしき大人が小学校の敷地を出たところで喫煙しているのでやめてほしいです。授業参観や運動会などでも同じようなことがあります。喫煙所が作れるなら作っていただきたい。作れないのであれば、ルールの周知や張り紙等で注意喚起していただきたい。以前市内の小学校で「学校周辺は禁煙です」という張り紙を見たことがあるのですが、通学路でも歩きたばこをよく見かけますので小学校周辺の自治会と協力して通学路にも掲示してはいかがでしょうか。	明石市立学校では、喫煙所を設置しておりませんが、学校敷地内や学校周辺での禁煙については、看板等で注意喚起し、ご理解・ご協力を賜っているところでございます。今後におきましても、地域住民の方々にご迷惑をおかけしないよう、関係機関と連携して注意喚起してまいります。何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
124	令和5年4月	香害について	<p>香害について知ってください。調べてください。アナウンスしてください。全国自治体で動き出しているところは増えています。現在、明石市の多くの施設、屋外においても香料や消毒などの化学物質の被害があります。大蔵海岸では道行く人の使用する合成香料臭、スポーツクラブや温泉施設からの塩素やシャンプー臭で浜も歩けません。</p>	<p>化学物質過敏症は、生活の中で広く一般的に使用される合成洗剤や柔軟剤、化粧品等に含まれる化学物質(香り)が原因で、頭痛、吐き気、めまいなどの症状があらわれる疾患です。本疾患について、一般にはあまり知られておらず、自身の衣服等の香りにより健康被害を起こす方が周囲にいることについて、多くの方が気づいていない現状があります。このような状況を踏まえ、明石市では、厚生労働省等5省庁が作成したポスターのほか、市独自で作成した化学物質過敏症に関する啓発ポスターを市役所やあかし市民広場、市民センター等の施設に掲示するとともに、市ホームページにおいても化学物質過敏症に関するページを設け、広く市民の方への周知・啓発に努めております。引き続き公共施設等を中心にデジタルサイネージも活用した周知啓発など、更なる効果的な情報発信方法について検討してまいります。今後も化学物質過敏症の方に寄り添った支援ができるよう積極的な情報収集を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
125	令和5年4月	ごみの件	<p>中崎2丁目のごみ捨て場の件です。最近、明南保育所分室前に移動されました。マナーが悪く、前日からごみをすてる人がいるようで、ごみが散乱していることがしばしばあります。観光客がよく通る道で、なおかつ子どもも通るので、ごみが歩くのに邪魔にならないよう、気が付けば片づけていますが、何とかならないでしょうか。前日からごみを捨てないよう注意喚起の張り紙を掲示するとか、からすや猫除けのネットをするなど、何か工夫は出来ないでしょうか。以前の場所の方が観光客や子どもの歩行の邪魔にならないので良かったです。今の場所は、歩くのにも邪魔になりますし、観光に来た人にもごみの散乱した所を通らせるので、印象が悪いです。</p>	<p>基本的には、ごみ置場の設置・管理は自治会や利用者が主体となって行っており、市は主にごみ出しマナーなどの啓発を自治会や利用者と協力して行っております。今回、ご提案のあった案件につきましては以下のとおり対応しました。前日からのごみ出しに係る注意喚起については、啓発に関することですので、市から当該ごみ置場を管理している管理者の了解を得たうえで警告看板を設置しました。ネットの設置は清潔保持という管理に関することですので、上記の管理者にネット設置の希望の旨を説明したうえで依頼しました。ごみ置場の移動・廃止等については、設置に関することですので、希望者から設置の主体である自治会や利用者によるその旨を申し出いただくこととなっておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	環境室収集事業課/078-918-5780
126	令和5年4月	建築法違反について	<p>歩道にせり出して玄関アプローチが施工されており屋根がついています。違法行為ではないのでしょうか。その歩道は小学生の通学路で、雨の日にはせり出した屋根に傘があたり、車道に出て歩く子どもがいます。車道は住宅街ですが2国への抜け道で、車は少なくありません。</p>	<p>ご連絡いただきました玄関アプローチの屋根については、職員が現地確認を行い、必要に応じて指導を行ってまいります。</p>	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
127	令和5年4月	総合福祉センターの予約について	総合福祉センターを利用している団体です。予約方法についてですが、現在は1ヶ月前の日に予約受付で、1ヶ月前に福祉センターが開く前から並ばないと体育館など人気の施設が使えない状況です。電話は優先順位が下がるみたいです。働く世代がメインの団体なので、1ヶ月前の日の9時に行く事も難しい状況です。予約方法をインターネットもしくは電話も含め、その後抽選対応などに変更できないでしょうか。同じ団体が月に何度も体育館を押さえる事が出来ているようですが、団体によっての優先度はあるのでしょうか。玉入れなども置かれていますが、団体の物を体育館に置く事は可能なのでしょうか。	総合福祉センターの使用予約は先着順としており、1か月前予約開始の登録団体同士で予約の優先度が異なることはありません。その上で、予約は窓口での直接申請を優先に取り扱っています。これは、電話予約では先着の判断が困難であるためです。ご指摘のとおり来館の上でのご予約が困難である方がいらっしゃることは認識しており、皆様にとって公平な利用環境の確保に取り組んでまいります。なにとぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、多目的体育館に保管している玉入れは、スポーツイベントに使用するために総合福祉センターが所有しているものであり、貸出しは行っておりません。また、総合福祉センター所有物以外を館内に保管いただくことはできませんので、こちらも併せてご理解よろしくお願いたします。	福祉政策室福祉総務課 /078-918-5025
128	令和5年4月	野良猫(地域猫)	近所の方が猫に餌をあげていて、うちの敷地内はその猫たちのトイレと化しています。餌をあげている人は「地域猫の保護」のつもりでいるようですが、排泄物の世話もしてこそその保護だと思います。市の方からその方に「地域猫の保護の定義」をご指導願えないでしょうか。	あかし動物センターでは、野良猫にエサを与えることにより、近隣住民に糞尿等の被害があり、エサを与えている方が特定されている場合は訪問して状況等直接お話しさせて頂き、エサを与えるのであれば不妊手術と、トイレの管理、近隣への配慮などをお願いしています。地域猫活動は、その地域で生活している猫について地域で話し合い不妊手術、エサやトイレの管理を行いながら手術した猫の一代限りの命を見守る取組です。この度のご相談では情報が少なく、エサを与えている場所、エサを与えている方も特定できませんので一度あかし動物センター(電話番号:918-5797)まで連絡頂きますようよろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター /078-918-5797
129	令和5年4月	ゴミ捨てのマナーについて	自宅のベランダの目の前にゴミ捨て場があるのですが、ゴミ収集の日時以外に平気で捨てに来る人が後を断ちません。前日はもちろん、2、3日前にゴミを置いていく人もいます。酷い場合は、自家用車で乗り付けて大量のゴミを置いていく人もいます。自分も含めですが明石市は移住者が多く、引っ越してすぐは頼れる人もいなくて、ゴミ出し等のルールなどは手探りで調べないといけません。ルールが分かりづらいから、指定曜日以外だけ捨ててくる人がいる可能性もあります。転入者が多いことを考慮し、より分かりやすくルールを伝えて欲しいですし、何故当日の朝に出すルールになっているのか基礎的な部分を含めて、周知徹底して欲しいです。あと、あまりに酷い人に対して、何らかの罰則を設けて欲しいです。	ごみ出しルール等の周知に関することですが、主にごみ出しマナーをまとめた「ごみ分別ハンドブック」と、ごみ収集日等を記した「ごみ分別カレンダー」を市民の方に配付することで行っています。配付のタイミングは転入手続きの際ですが、さらに「ごみ分別カレンダー」は毎年作成しているため、年末にも自治会や管理会社等を通じて市民の方へ配付しています。併せて、これらの刊行物は市役所本庁(行政情報センター)やあかし総合窓口、各市民センター・サービスコーナー等でも配付するとともに、刊行物の内容は市ホームページにも掲載しています。これらの刊行物を確認していただき、それでもごみ出しルール等でご不明な点がございましたら、収集事業課まで電話連絡をいただきましたら対応させていただきます。罰則に関することですが、収集日以外のごみ出しについては不法投棄となり、法令等で罰せられる場合がありますので、ご不安な場合は警察や収集事業課までご通報いただきますようお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
130	令和5年5月	西明石駅周辺環境について	私は仕事から最終電車で帰宅することがあります。西明石駅ではお酒を飲まれた方が駅周辺で立ち小便をしているところに何度か遭遇しました。深夜でするので非常に怖いですし何より不衛生です。最近では嘔吐物も多く放置されていて非常に汚いです。定期的に清掃したり夜間の警備や防犯カメラの設置をしたり対策をした方がいいかと思えます。	西明石駅周辺の現状につきまして不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。市として清掃を委託している範囲につきましては、よりきれいに清掃することを徹底し、又利用者のご協力も賜りながら、美化に努めていきたいと考えますので何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
131	令和5年5月	ゴミの不法投棄について	最近ゴミの日を守らない人が増えてきたようで、ゴミの分別マナーが出来ておらず、燃えるゴミの回収日前日に粗大ゴミや不燃ゴミを捨てるような非常識な方もいるようです。周辺住民に注意をしていただくことは可能でしょうか。	ごみ出しマナーの周知について、具体的にマナーが悪いごみ置場を教えてくださいましたら、当該ごみ置場を管理している自治会と協議して対策を講じますので、よろしく願います。	環境室収集事業課 /078-918-5780
132	令和5年5月	ゴミ捨て場にカラスがきます	西宮、神戸は、柵やネットなどでカラス対策をしています。なので、カラス対策がまた行き届いていない西明石にカラスがやってきて、ゴミを漁り道路を汚しています。カラスネットを自治会から配るといった対策をしていただけたらと思います。小久保一丁目のマンション前ゴミ収集所が、特にひどいらしいです。明石のカラス対策をよろしく願います。	ご連絡をいただいた住所地付近のごみ置場をごみ収集日に状況確認し、散乱がひどいごみ置場を特定したうえで、地元自治会にネットの設置を依頼しましたので、よろしく願います。	環境室収集事業課 /078-918-5780
133	令和5年5月	アメリカオニアザミと思われる植物について	樽屋町交差点の北西側歩道に、アメリカオニアザミと思われるトゲのある雑草がかなり大きく成長しています。駐車場内から生えるようにも見えますが歩道に大きく越境していますので、市として対応していただきたいです。	現地確認を行うとともに、駐車場管理者へ除草及び適切な維持管理を依頼し、後日対応済みであることを確認いたしました。今後も道路安全に努めてまいりますので、よろしく願います。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
134	令和5年6月	脱炭素化設備導入支援について	太陽光発電、蓄電池、v2Hの設置住宅に対する申請期間を来年まで延ばしていただきたいです。来年に家が完成します。よろしく願います。	令和5年度7月3日より受付開始の「家庭用脱炭素化設備導入支援補助金」において新築住宅では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)に対する補助があります。今年度中(令和6年3月31日まで)に引き渡し完了することを含めて、補助要件に該当する場合、設置予定でも申請していただけます。また、既存住宅の場合は、太陽光発電システム、蓄電池を今年度中設置の場合、補助対象となります。来年度以降の補助金につきましては、今年度の申請状況および国、県、他市等の取組を踏まえ検討してまいりますので、よろしく願います。	環境室環境創造課 /078-918-5786
135	令和5年6月	資源回収について	神戸市のスーパーの資源回収の品数は明石市のスーパーより多く、そこそ満足していました。具体的に言えば、鉄製の缶、ペットボトルの蓋、卵のパック、透明プラスチックなどです。明石市に来てがっかりしたのは、スーパーでの資源回収品種の少なさです。こういうことは、役所が決定し、進めることではないのでしょうか？全く資源回収の無いスーパーも多いです。7年前までは、埼玉にいました。廃プラを資源回収することになりましたというスーパーもありました。	スーパーでの資源回収につきましては、市が決定し、進めているのではなく、各店舗の責任において回収し、再資源化の処理を実施しているところです。市としましては、すでに資源回収を実施していただいている市内店舗等と資源回収の品目および店舗数についても協議していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしく願います。	環境室資源循環課 /078-918-5794
136	令和5年6月	ボタン電池処理	コロナで電子体温計などボタン電池を使う事が多くなりました。「使用済み電池はこちらを確認下さい」ですが、お年寄りも多くネットは難しく。市の広報で「ここで回収してます」を作成できないでしょうか。	本市のホームページに「各種電池類の廃棄方法のご案内」というリーフレットが掲載されています。市民の方でホームページでの閲覧が難しい方もおられますが、お問い合わせのように「広報あかし」に掲載するにはスペース的に他部署との調整も有り、すぐには難しい状態です。そのためお知りになりたい方には個別で対応しています。お問い合わせ等がございましたら環境室資源循環課までご連絡頂きますようお願いいたします。また、ご希望がございましたらリーフレット等を送付させていただきます。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
137	令和5年6月	一般道路における自動車の騒音について	大蔵谷ICから大蔵海岸公園までの南北の道路について、坂道でもあることから自動車の走る騒音が大きいので、何か道路上に対策を講じることができないでしょうか。	本市の環境行政について、ご協力いただきまして、ありがとうございます。自動車騒音については、様々な要因があり、現状を把握することが重要です。つきましては、下記連絡先までご連絡ください。  明石市環境室環境保全課【TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分～17時00分】	環境室環境保全課 /078-918-5030
138	令和5年6月	喫煙者及びタバコのポイ捨てについての対策	よく自宅前にタバコのポイ捨てがあり、捨ってもキリがありません。一般的なルールとして、喫煙者は任意で吸殻ケースを持つようにと言われていますが、実際のところごく僅かであると思っております。ですので、以下の対策をご提案します。国との兼ね合いがある以上難しい提案であることを重々理解した上でのもです。 1、喫煙スペースを今よりも多く設置する。または、喫煙用の吸殻箱の設置(飲食店などでも、現状ある喫煙スペースの数より多くする) 2、喫煙者が喫煙を克服したいと思っている場合、申告制にて通院にあたる補助を受けられる(カードを見せたら通院額の1、2割の補助、など) 3、市内義務化として、吸殻ケースの持参の徹底 4、ポイ捨て指導週間等を用いて、警察の方々の巡回時に組み込んで頂く 5、喫煙克服者は申告制にて、サービス券を与えられる 今の時期は梅雨で、雨が多い季節ですが、木材の建物も少なくありません。どうか、以上の提案ではなかったとしても、喫煙者に寄り添いながら、喫煙者を減らし、さらにはポイ捨て軽減に繋がる対策をお願いいたします。	ご提案いただきました1の飲食店に関する部分と2、5について回答いたします。 【ご提案1】健康増進法及び兵庫県の変動喫煙の防止等に関する条例により、飲食店等の建物については原則禁煙となっております。一部例外として、飲食店等では一定の条件を満たす場合に全面を喫煙可能とすることや喫煙室等を設けることができますが、望まない変動喫煙をなくすこと、とりわけ変動喫煙の被害が大きい20歳未満の方や妊婦の方を守るという法の趣旨からご提案の内容は難しいと考えております。 【ご提案2・5】禁煙治療に対する助成等についてですが、禁煙外来における効果については認識しており、一部の自治体において費用助成を行っていることも把握しております。しかしながら、現在は禁煙治療が保険適用となっていることや費用対効果などを踏まえ、診療費用を助成するのではなく禁煙相談窓口を設け、一人ひとりの生活スタイルに合わせたきめ細かなアドバイスや保険診療が可能な禁煙外来の情報提供などの支援を行っています。また、市内の禁煙外来がある医療機関をまとめたポスターを作成し、企業や医療機関へ掲示依頼を行い、喫煙者の方が目にする機会を増やすことで禁煙への意識を後押ししています。加えて、地域のお祭りやショッピングモールにおいて子どもたちを対象としたイベントを実施し、早い段階から喫煙による害、変動喫煙による健康被害などの周知にも取り組んでいます。引き続き、禁煙意識を高める効果的な取組を検討してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。 あかし保健所健康推進課  ご提案の1・3・4について、環境保全課より回答させていただきます。なお、ご提案1の「喫煙スペースを今よりも多く設置するまたは、喫煙用の吸殻箱の設置」とご提案3の「市内の義務化として、吸殻ケースの持参の徹底」につきましては、併せて回答させていただきます。本市では、主要駅周辺において、路上喫煙及び歩きタバコによるポイ捨て等が多いことから、令和2年度に複数あった駅前喫煙所を各駅1箇所に統合	あかし保健所健康推進課/078-918-5657  環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				及び改修等を行い、現在も市民のみなさまにご利用いただいております。また、吸い殻ケースを持っていることで、喫煙所以外で喫煙をされる方が増え、煙や臭いの苦情等が発生する可能性がございますので、引き続き、「たばこは喫煙所で」を認識していただけるよう、喫煙者のマナー向上に努めてまいります。 最後のご提案4の「ポイ捨て指導週間等を用いて、警察の方々の巡回時に組み込んで頂く」につきましては、主要駅では、市職員による啓発業務を日々実施しております。トラブル等があれば警察へ情報提供させていただき、一定期間パトロール等の巡回をお願いしているところです。今後も、関係団体の協力を得ながら、効果的な対策等を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 環境室環境保全課	
139	令和5年6月	ごみのクリーンセンターへの持ち込み予約について	4月1日から粗大ごみの回収申し込みについてはインターネットで出来るようになりましたが、クリーンセンターへの持ち込みについても同形式にして頂きたいです。 というも、なかなか電話が繋がりませんでした。 自動で案内されている月曜や休み明けを避けたにもかかわらずです。 ごみ収集を担当されている部署に繋がりましたので、今すぐの不便は解消されましたが、今後を考えると不安が残ります。 ぜひ、システムの改善をお願いいたします。	ごみのクリーンセンターへの持ち込み予約につきましては、家庭系ごみと事業系ごみの両方の持ち込みが可能であり、物によっては持ち込みをお断りするところから、搬入時のトラブルを未然に防止するため、電話のみでの予約受付とさせていただきます。 インターネット受付を導入しようとする、家庭系ごみと事業系ごみの見分けを丁寧に行う必要があり、聞き取り項目が多岐にわたり複雑化するうえ、適切に予約受付が行われず搬入された結果、搬入時にごみの持ち込みをお断りする件数が増加したという事例もございます。 また、クリーンセンターへごみの持ち込みを電話予約される方の大半が翌日の持ち込みを希望されます。インターネット受付の場合には、申込後、審査等が必要なことから、持ち込みまで1週間程度、期間を要してしまい利用者の利便性の低下を招いてしまうという事例もございます。 このような状況から、本市では受付センターで丁寧な聞き取りを行い、希望日にごみの持ち込みができるよう電話で予約受付させていただいております。なお、電話が繋がりにくい場合は、資源循環課明石クリーンセンターにご連絡いただければ対応させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 環境室資源循環課明石クリーンセンター 住所: 明石市大久保町松陰1131 電話: 078-918-5790	環境室資源循環課 /078-918-5794
140	令和5年6月	イタチ出没	緑地公園で、最近頻繁にイタチかテンと思われる動物が出ます。公園の柵の横を定期的に移動します。 この道に罠などをしかければ捕獲できるかと思えます。 市の方で、罠を仕掛けていただけたら有難いです。	イタチやテンについては、日本の固有種であり鳥獣を保護する法律で守られているため、実害がなければ駆除することはできません。また、ご自宅で実害が発生し駆除する場合は、許可が必要となりますので、農水産課へご相談ください。 今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
141	令和5年6月	朝霧駅前散乱防止重点区域について	朝霧駅前の散乱防止重点区域とは何ですか。喫煙は不可だと思いますが、路上にマークが貼ってあるだけで何の告知も、人による呼び掛けもないと思います。そこで喫煙する人がいたので、迷惑なのでやめてもらうようお願いしたところ、暴言をはかれ、暴力をふるわれそうになりました。 市の職員が声掛けや、文書を配る、もっと分かりやすく掲示する、見廻りをする等しないと喫煙もポイ捨てもなくなりません。、市がきちんと対応してくれることを期待します。	本市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」により、市内の主要駅周辺に散乱防重点区域を定めております。 JR朝霧駅においても、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨て防止に努めているところでございます。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、本来の人の往来に戻りつつあるなか、ご指摘のあった内容については、今後、更なる取り組みが必要であると認識しておりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
142	令和5年7月	自転車不法投棄	クリーニング屋の横に自転車が不法投棄されています。ご確認宜しくお問い合わせ致します。	本市では自転車等放置禁止区域のほか、市が管理する道路上に放置された自転車・原付については、警告札を貼り付け7日間経過したのち移動しています。なお、国道、県道、公園、水路、民地等、市の管理する道路以外の場所については、それぞれの管理者や所有者で対応していただきます。ご連絡をいただいた自転車の不法投棄につきまして、ご連絡の内容からは自転車の特徴等がわからなかったため断定はできませんが、7月7日午後1時に現地を確認したところ、私有地に放置されていることを確認しました。したがって、私有地の管理者にて対応していただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
143	令和5年7月	省エネ家電等買い替え促進	昨今の物価高騰を受け、近隣市町村が行っている省エネ家電買い替え促進事業を明石市でも取り入れていただければ非常に有り難く、市内業者などに限定すれば地域活性化にも繋がると思います。	ご指摘のとおり、近隣市町が実施している同様の事業は、市民の皆様への購入補助だけでなく、地域活性化に繋がるものと認識していますが、現時点において本市では実施する予定はありません。ご理解いただきますようお願いいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786
144	令和5年7月	ゴミの分別について	今後プラごみと燃えるゴミを分別して出すようになるとのことですが、もっと周知すべきです。こっそりやらないで欲しいですし、現状のまま分別せず出せるようにしてください。不便です。	国内における資源循環体制の構築、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、国においては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行され、近隣市におきましても、神戸市、姫路市、西宮市などでは、すでに容器包装プラスチックの分別回収を開始しております。明石市においては、老朽化している現クリーンセンターに代わる新ごみ処理施設の供用開始予定である令和12年度以降にプラスチック類等を分別して収集することについて、環境審議会の部会である資源循環推進部会において、協議を進めているところです。今後、パブリックコメントやタウンミーティングなどを実施し、市民意見を広く聴きながら市の方針を決定していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794
145	令和5年7月	広報あかしで掲載して頂きたい	PTA活動の中でも取り分け負担が大きいとされるベルマーク活動ですが、「ウェブベルマーク」はこの負担が一切かからず、なおかつベルマークポイントが獲得しやすく高ポイントであるのですが、まだまだ認知度が低いことが難点となっております。「ウェブベルマーク」が始まってから10年以上経過し、明石市内では多くの教育機関が取り入れているのですが、未だ「ベルマークはハサミで切って集めるもの」と考えている方がほとんどです。また、教育機関から子どもや孫が離れてしまった方、そもそも関係のなかった方でも、ネットショッピングをされる方であればどなたでも「ウェブベルマーク」の活動には参加することができます。どうかこの件をご考察いただき、是非広報あかしで大きく取り上げてくださるようお願い申し上げます。	現在、学校で行われているベルマーク等の収集は、ボランティアとして自主的に行われている活動であります。そのため、公的な取組や明石市の施策等に関する記事を掲載する広報あかしの掲載方針とは異なる性質のものであります。また、今回ご提案いただいた「ウェブベルマーク」につきましても、本市においてとりまとめる等の予定はなく、ご期待にそうすることができないこと、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
146	令和5年7月	焼き畑について	住宅の団地の真裏で焼き畑をされています。そこらじゅう煙と灰が充満して迷惑しています。やめさせられませんか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、原則、ごみを焼却することは禁止されています。ただし、いくつか例外的に焼却を認められるものがあり、農業に伴う草木の焼却等がこれにあたります。そのため、家庭ごみを燃やしているような場合は、すぐに焼却を中止するよう指導していますが、稲わらや刈り取った草のみを燃やしている場合は、強制的にやめさせることはできず、周辺に配慮して実施するようお願いしています。 上記を判断するには、現場を確認しない限りできませんので、焼却の現場を確認された場合には、下記連絡先までご連絡ください。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。  【連絡先】 明石市環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:平日8時30分から17時まで	環境室環境保全課 /078-918-5030
147	令和5年7月	自宅駐車場前の縁石について	自宅の前にある歩道と車道の境目の縁石を平らにしていただけないでしょうか。車庫入れに苦労しています。歩車道を分ける縁石ですので大切なものというのわかりますが、勝手に壊してしまう訳にもいかず悩んでいます。	個人の車両乗り入れに対し市での工事は行っておりません。また、個人の理由で工事が必要となる場合は、個人負担および個人施工となります。市の基準に合った施工が必要となることから、道路法24条に基づく手続き(工事施工承認)を含め工事業者にご相談ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
148	令和5年8月	終活サポート	横須賀市の終活について市が中心になって取り組んでいる内容を、明石市でも取り入れてほしいです。 無縁遺骨を減らすために、事前に市にお墓の場所やエンディングノートの場所などを登録するしくみで、横須賀市では、市民全員登録できるとのこと。これらの取り組みがあることで、心に余裕ができ生活が楽しめるのではないかと感じます。 子供に対する支援ばかりではなく、高齢者が住みやすい支援をもっとしてほしいです。	明石市では、市民のみなさまが年齢を重ねていく中で、自然と発生する終末期に関する不安や、福祉・医療関係者の抱える負担に対し、関係機関との連携協力のもと、必要となるサポートを行うことを目的に、後見支援センター(明石市社会福祉協議会内)に「終活相談支援窓口」を設置し、本年5月より弁護士・司法書士の法律職による終活に関する専門相談(来所)を実施しています。 相談内容は、相続・遺言、葬儀・納骨、遺品整理、死後の債権債務の清算、生前の財産管理、孤独死対策、終末期の医療・介護について、などです。「頼れる親族がいない、自分に何かあった時の相続や死後事務のことが心配」など、終活に関する不安や困りごとへの相談に応じ、情報提供や助言などを行います。 詳しくは、明石市後見支援センター(078-924-9151)までご連絡ください。  (相談窓口) 明石市後見支援センター(明石市貴崎1丁目5番13号) (専門相談日)第1・2・3火曜日の1日2枠(要予約) (面談時間) ①13:30~ ②14:30~(各45分) ※1人1枠までとなります。  今回いただいたご意見も含め、終活相談支援窓口に寄せられるご相談の内容などからニーズを把握し、今後の事業の進め方について検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	地域共生社会室地域総合支援担当/078-918-5289

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
149	令和5年8月	煙突から出る煙について	<p>銭湯の煙突から出る煙に困っております。</p> <p>・困っている点は、50メートル以上離れていても見えるほど有色の煙が出ています。</p> <p>窓を締め切ってエアコンだけ付けている状況であっても部屋の中が煙臭くなります。有色の煙で健康被害がないか心配です。</p> <p>・対応いただきたい点</p> <p>エンジン、燃料を変える等して有色の煙をなくすように働きかけできないでしょうか？今の時代住宅地の真ん中で有色の煙を出しているところはあまりないと思います。</p> <p>子供も含めて煙を吸い込んだ場合の健康被害ないか調査または既に調査済みであればその結果の開示をお願いします。</p>	<p>発生源となっている現場を確認いたしました。</p> <p>煙突からの有色煙の原因は、ボイラーの原料となる木材が着色されており、燃焼時に有色煙を発生させています。また、不完全燃焼が原因で燃焼温度が低下することが原因とされます。燃料を使用する際には、着色している木材を選別し、不完全燃焼とならぬよう、十分に注意しながら燃焼させるよう、お願いしております。</p> <p>発生状況にもよりますが、今後も同様なことがありましたら、下記連絡先までご連絡ください。よろしく申し上げます。</p> <p>明石市環境保全課 執務時間：8時30分～17時00分 連絡先：078-918-5030</p>	<p>環境室環境保全課 /078-918-5030</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
150	令和5年8月	駅前禁煙のお願い	<p>山陽電車の西江井ヶ島より通勤しております。毎朝、駅へ向かう途中に複数名歩きタバコの方がおり、朝から大変気分が良くありません。その後、改札前に数人も喫煙者がいます。</p> <p>また駅前にタバコ販売店があり灰皿を設置しますが駅前信号機の直下です。公共交通機関を使用する上で避けて通行できない所での喫煙を回避する条例等を含め何らかの対応をして頂けないでしょうか。</p> <p>明石市の他の駅でされている対策を含め、市としての対応について回答お願い致します。</p>	<p>タバコの煙には多くの有害物質が含まれているため、望まない受動喫煙によりタバコを吸わない人へも健康被害が生じるおそれがあり、それらを防止することは非常に重要なことであると認識しています。</p> <p>本市では、法律よりも規制の厳しい兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、受動喫煙の防止に向けた取組を実施していますが、屋外での歩きタバコに関して規制の対象外となっているのが現状です。</p> <p>西江井ヶ島駅につきましては、以前にもご意見をいただいております。山陽電鉄(株)へ協力を依頼し駅構内や周辺のフェンスへ受動喫煙の防止に関するポスターを掲示しています。</p> <p>今回のご意見を受け、山陽電鉄(株)の担当者とともに再度現地の確認を行いました。山陽電鉄(株)としても、駅構内での喫煙に関しては注意できるが、駅の外となると呼びかけが難しいとの回答でした。駅周辺については、ポスターの追加や掲示場所の変更等、現在実施している取組に工夫を加え、喫煙者のマナーが向上するようさらなる啓発に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、駅前のタバコ販売店へも聞き取りを実施しました。ご指摘のあった信号機下の灰皿については、午前中のみ設置しているとのことでしたが、通勤・通学等で人通りの多い時間帯において、信号待ちの方に受動喫煙の影響があることを説明し、終始撤去いただくこととなりました。あわせて、受動喫煙に配慮するポスターについても掲示いただくよう依頼をしております。</p> <p>その他市内各駅での取組として、山陽電鉄の各駅では西江井ヶ島駅と同様にポスター掲示による啓発を実施しています。また、JRの各駅ではポイ捨て削減の観点から環境部署による喫煙所への誘導も実施されています。</p> <p>引き続き、様々な機会を活用し受動喫煙の防止に向けた啓発に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	あかし保健所健康推進課/078-918-5657

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
151	令和5年9月	資源ごみの回収について	資源ごみの回収の日がありますが、空き缶、空き瓶、ペットボトルをビニール袋に入れてだすようになっていますが、空き瓶がわれると、危ないですし、別にしたほうがいいのではないのでしょうか。 私は、6月に加古川市から転入してきました。加古川では、資源ごみは分けてカゴに出していました。燃やせないごみも、ビニール袋に入れていませんでした。ビニール袋に入れるのも、プラスチックごみ削減、SDGsに反するように思います。 加古川市の分別方法より、いいやり方もあると思いますので、よりいい方法で、分別できるようルール作りをお願いします。	明石市のごみ処理施設である明石クリーンセンターでは資源ごみを機械による自動選別していることから、ごみ置場への排出についても、空き缶・空きびん・ペットボトルをそれぞれ分けてごみ袋に入れるのではなく、1つのごみ袋に入れていただいた上で排出していただいています。 ご提案のあったごみ置場でかごに空き缶などを排出することですが、明石市のごみ置場の半数以上が道路上などに設置されており、その大半は形状をなしていません。そのようなごみ置場に使用しないときに排出用のかごを放置することは適当ではなく、ごみ置場を管理する自治会や利用者に対して負担を強いることにもなります。 また、かごで分別して排出した場合、収集作業は荷台で分別して収集することができるダンプ車で行うことが適当ですが、明石市は十分な台数のダンプ車を所有していません。 以上のことから、明石市では資源ごみをごみ袋に入れていただき、それを塵芥車(パッカー車)で収集するという方法を採用しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
152	令和5年9月	空家に蜂の巣が3箇所	家の裏の空家に蜂の巣があり2箇所刺されました。確認すると今も蜂が入りしています。所有者と連絡を取ろうにもわからず、どうすればいいですか。	ご相談いただきました空き家のハチの巣につきましては、当課で現場確認を行い、当該空き家所有者に9月29日付で文書を郵送し、所有者から駆除するとご連絡いただきました。 ご理解・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046
153	令和5年10月	明石市大久保町の建物から出るシンナー臭	大久保町にある建物から、ときどきシンナー臭のような匂いがします。娘とすぐ近くの道を散歩するのですが、建物から20mくらい離れていてもわかる強い匂いです。 小さい子どもに揮発した薬品の影響が心配です。 健康に問題ないのか確認してほしいです。	ご相談の場所周辺について現場確認を行ったところ、ご指摘の臭気を確認できましたので、発生源である住宅街隣接の事業所を訪問し、相談内容を伝え、臭気対策を求めました。事業所から対策等の方針の報告があった際、相談者さまに具体的な内容をお伝えしますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。	環境室環境保全課 /078-918-5030
154	令和5年10月	路上喫煙及びゴミのポイ捨てについて	路上喫煙及びゴミのポイ捨てが目立ちます。受動喫煙防止の貼紙の前でも平気で喫煙されています。子育て支援のまちと宣言するのであれば、大人が最低限のマナーを守る手本を示すまちであるべきです。この惨状を見ながら育つ子どもが将来どうなるのか考えて下さい。 路上喫煙やポイ捨てを明確に禁止と宣言し、罰則を設けてご対応いただきたいです。。	市条例により、市内の主要駅周辺に「散乱防止重点区域」を定め、特に人の往来が多いJR5駅を中心に、ポイ捨てを防止するための啓発業務を実施しております。 この区域外では啓発業務等は実施しておりませんが、市民の方からの要望があれば、定期的に啓発業務を実施しています。また、マナーの向上を促す啓発看板の提供等も行っているところでございます。 ご指摘の内容について、場所の特定や時間帯等、より詳細を確認する必要があります。つきましては、下記までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。  明石市環境室環境保全課 【TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分～17時00分】	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
155	令和5年10月	魚の棚入り口のベンチの件	<p>国道2号線の高架歩道の南側エレベーター付近にあるベンチで、喫煙や飲酒している方がおり、景観だけでなく治安にも悪いのでベンチを撤去して頂けませんか。</p> <p>もし難しいようでしたら、路上喫煙などで過料を請求できるようにお願いしたいです。通学路にもあたるので、子ども達への悪影響も考えられますので、早急なご対応をよろしくお願いします。</p>	<p>現時点でのベンチ撤去は難しいため、引き続きビラ等によるマナー向上の啓発を図りたいと考えております。</p> <p>道路安全室道路総務課</p> <p>健康増進法や兵庫県の受動喫煙等の防止に関する条例において、過料の規定はございますが、受動喫煙防止区域(建物内やその敷地内)において喫煙している者に対し、退出を命じても応じない場合等に限られています。また、屋外は一部を除き受動喫煙防止区域の対象外とされており、本件についての過料請求は難しいのが現状です。</p> <p>引き続き、受動喫煙の防止に向けた効果的な取り組みを検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>あかし保健所健康推進課</p>	<p>道路安全室道路総務課 /078-918-5031</p> <p>あかし保健所健康推進課 /078-918-5657</p>
156	令和5年10月	ムクドリ	<p>拍子木を鳴らして追い払おうかと思いますが、効果があるかどうかわかりません。</p> <p>正直、いたちごっこになりますが、猛禽類での追い払いをお願いします。</p>	<p>ご意見いただきましたムクドリについては、夏から秋にかけ多くの苦情が寄せられていますが、野生鳥獣であり生態系の一部である鳥は駆除することができません。</p> <p>以前、明石市では、電線や建物、街路樹などに、転々と群れを成して周回するムクドリに対し、鷹匠による追い払い対策を行いましたが、戻ってこなくなるような改善はありませんでした。また、名古屋市では拍子木による対策が行われたようですが、日本野鳥の会によりますと「拍子木の高い音などが無くなれば戻ってくる可能性がある」とのことです。</p> <p>明石市では、ムクドリ以外にもカワウや鳩など、野生鳥獣による糞害等が発生しており、群れるのを防止するため街路樹の剪定を行っていますが、決定的な対策はなく苦慮しております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の対策の参考とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>市民相談室/078-918-5050</p>
157	令和5年10月	住宅地でのゴミ燃やし	<p>住宅地にも関わらず、ごみや草を家の庭で燃やす方がいます。</p> <p>一瞬火事かと思いきや、近隣住民も頭痛が激しくなり困っています。市から厳重に注意をお願い致します。</p> <p>また、家の庭でごみ焼きやBBQをすることを禁止する条例を制定すべきです。住宅が増え、昔と違う環境であることを理解させて行くべきです。人口が増えるのはいいことですが、マナーのない人も増えています。</p>	<p>一般廃棄物(家庭から出るごみ)については『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)』により、「何人も廃棄物を焼却してはならない(一部例外有り、法律施行令第14条)」とあり、原則ごみを焼却することは禁止されております。</p> <p>焼却行為(野焼き)の現場を確認した場合はすぐに焼却中止等の指導をいたしますが、あくまで焼却行為を行っている現場確認が前提となります。</p> <p>今後、焼却行為を行っていることを確認された場合には警察に通報(110番)していただくか、または下記連絡先までご連絡ください。</p> <p>ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>【連絡先】 明石市環境室資源循環課 電話:078-918-5794</p>	<p>環境室資源循環課 /078-918-5794</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
158	令和5年11月	通園、通学路の犬のフンについて	<p>明石市が子育てしやすいという事で4月に西宮市から引っ越して来ました。子供が江井島幼稚園に通っているのですが、幼稚園まで歩くまでの一本道に犬のフンが毎日落ちています。至る所にあるので、子供も私もベビーカーで踏まないように避けて歩くのが精一杯。交通量も多いので、フンを避けるのに道路の真ん中の方に飛び出して、車に轢かれないか不安でもあります。朝の忙しい時間帯にまっすぐの道なので、スピードを出している車もたまに見られます。看板で注意喚起するなど、何か対策をしていただけないでしょうか。通学路が安全で楽しい道になることを願っています。</p>	<p>犬のフンの放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導を行っているところです。今回のご相談については通園、通学路ということで広範囲であり飼い主の特定も難しいことからセンターでの個別の指導は難しい状況です。環境室あかし動物センター</p> <p>飼い犬のフンの放置は、基本的に飼い主のマナーやモラルが起因となっております。犬のフン害対策の一環として、啓発看板の提供や自治会等へ回覧チラシ等の配付を行っており、市民の方からの要望等に対応できるよう取り組んでまいります。今後も啓発パトロールを継続的に行い、飼い主のマナー向上に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。環境室環境保全課</p> <p>ご意見いただいた「スピードを出している車に対する看板での注意喚起」ですが、現地確認の結果、電柱を活用した巻き看板を設置し車両に対して注意喚起を行います。以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。道路安全室道路整備課</p>	<p>環境室あかし動物センター/078-918-5797</p> <p>環境室環境保全課/078-918-5030</p> <p>道路安全室道路整備課/078-918-5034</p>
159	令和5年11月	朝霧駅喫煙所について	<p>朝霧駅近くの喫煙所は、海からの風で、一人が吸っていても煙がきます。バス停もあり子供にも影響しますので、入口をふさぐなどもう少し工夫ができないでしょうか。</p>	<p>JR朝霧駅については、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨てを防止するために駅前喫煙所を設置しております。駅前喫煙所からの煙につきまちは、入口横の壁の下部にパネルを設置し、煙が流れないように対策等をしております。コロナ禍が明けて、本来の人の往来が戻りつつあり、マナーを守らない喫煙者もいる可能性がありますので、近日中に職員が現場を確認し、適正な施設管理に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>環境室環境保全課/078-918-5030</p>
160	令和5年11月	大蔵海岸のマンション前の堤防にて	<p>東端の立入禁止のフェンス辺りで、夜釣りをしている方がタバコの吸い殻を海に捨てており、注意をしても聞く耳を持ちません。許し難い行為に憤りを感じています。ゴミの不法投棄で取締りできませんか。バイクでも乗り付けています。</p>	<p>「たばこの吸い殻を海に捨てる」という行為を未然に防ぐ対策として、啓発看板の設置を推奨しています。ポイ捨てでお困りの市民の方から相談等があれば、啓発看板を無償にて提供しているところです。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。市民生活局環境室環境保全課</p> <p>大蔵海岸公園につきましては、園内各所にバイク乗り入れ禁止看板を設置しています。また、バイクの乗り入れを見かけた際には、巡回警備員等により直接声掛けを行い、即座に降りていただくよう指導・啓発に努めているところです。バイク進入できないようにすることは非常に難しい状況ですが、隣接する施設の管理者と引き続き連携を図りながら、バイクの乗り入れ禁止を周知するなど利用者のマナー向上に努めてまいります。都市局道路安全海岸・治水課</p>	<p>環境室環境保全課/078-918-5030</p> <p>道路安全室海岸・治水課/078-918-5042</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
161	令和5年11月	中崎2丁目南保育園分室前のごみ集積場について	ごみの不法投棄がひどいです。子供や観光客の人通りの多い歩道の横断歩道横にごみが散乱しています。歩道の上にごみを集めるようになっているので、不法投棄をするのにもってこいの広い場所となってしまっています。不法投棄の取り締まりが難しいのであれば、せめて子供や観光客の邪魔にならない、目立たない歩道以外の場所にごみ集積場を移動出来ないでしょうか。	このたびのご意見を受けて、当該ごみ置場の利用者に対して啓発チラシを配付し、収集日以外のごみ出し禁止をはじめとするごみ出しマナーの周知を行いました。 本来、ごみ置場の設置・管理の主体は自治会などでございますが、当該地区の自治会が解散しており、現状では当該ごみ置場を管理している方を把握できておらず、市としても苦慮しています。 引き続き、当該ごみ置場の管理者の把握に努めるとともに、マナー徹底の旨の啓発看板を設置するなどの対応も検討してまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	環境室収集事業課 /078-918-5780
162	令和5年11月	騒音問題	カラオケの音が外にもれてうるさく、再三注意しても一向に静かになりません。また、店が出たであろうダンボールを一般ごみに出しています。飲酒しているであろう客が代行を呼ばずに、車等運転して駐車場から出ています。どうかしてほしいです。	兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」では、一部の地域を除いて、カラオケ装置等の音響機器を設置して飲食業等を営む者に対し、午後11時から午前6時まででは使用を制限しており、外部に音が漏れないように防音装置を講じている場合は使用可能となっています。発生源であるカラオケ店の地域は、規制地域となっており、条例を遵守する必要があります。環境保全課では、12月1日(金)に店舗を訪問し、近隣住民から騒音苦情が発生している旨をつたえ、規制地域であることを店舗責任者へ説明し、近隣への配慮をお願いしております。今後も騒音の発生状況に変化がない場合は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。よろしく願いいたします。 明石市環境保全課 連絡先:078-918-5030 執務時間:8時30分から17時00分  店舗などから出たごみは、一般の家庭ごみの回収ステーションに出すことはできず、事業系廃棄物として、事業者自らが、責任をもって適正な処理を行うことが求められております。 今後、市としても、市内の事業者に対し適正な事業系廃棄物の処理についての啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 環境室 資源循環課  飲酒運転の取り締まりについては、警察にご相談ください。 市民相談室	環境室環境保全課 /078-918-5030  環境室資源循環課 /078-918-5794  市民相談室/078-918-5050
163	令和5年12月	自転車のヘルメット補助金について	学生、高齢者、子持ち夫婦以外の人にも、自転車のヘルメットの補助金を下さい。なぜ、上記の方だけの補助金なのでしょう。上記の方だけがヘルメットを被ればいいのでしょうか。ご検討宜しくお願いいたします。	お問い合わせいただきました、学生・高齢者・子育て世代を対象とした自転車ヘルメットの購入応援事業は兵庫県が実施している「自転車ヘルメット着用促進キャンペーン」のことかと思われます。お寄せいただいたご意見につきましては、当キャンペーンを担当しております兵庫県暮らし安全課へ情報提供をいたします。 なお、明石市でも自転車乗車時におけるヘルメット着用の重要性について重く認識しており、ヘルメットの着用推進に取り組んでいるところであります。今後も着用の啓発を行っていきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
164	令和5年12月	カラス問題	毎回ゴミの日にカラスに荒らされ、家の敷地内にもゴミが入りこんで臭いもひどく困っております。	お住まいの地域のごみ収集作業を担当している業者に、ごみの散乱状況の確認をすると、「ごみ置場の防鳥ネット内にごみが収まっていないのでごみが荒らされて散乱している」との返答を得ることができました。これを受けて、当該ごみ置場に防鳥ネットの適正利用(ネット内にごみを排出する)を記した啓発看板を設置いたしました。また、自治会長とも話し合いをして、啓発看板と同内容の啓発チラシを自治会内で回覧いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780
165	令和5年12月	鳥の糞について	白菊グランドビル周辺・新錦江ビル周辺・りそな銀行明石支店周辺・インティ明石ビル周辺の道は、鳥の糞が多く不衛生だと思います。夕方に鳥の群れがビルの上や木の上、電線の上に止まり糞をしているようです。明石駅に近く規模が大きいので、すでに市は何らかの対策をされているのでしょうか。	お問合せの箇所周辺の鳥の糞害に関しては、当市においても把握しており、路面の清掃や街路樹等の剪定に努めております。しかし、鳥獣保護管理法のもと、直接的な鳥の捕獲や駆除はできないことから、抜本的解決に至らず対応に苦慮しているところです。そのなか、明石市では、電柱や電線の管理者(以下「電柱管理者等」と継続的に協議し、電柱管理者等に対し電柱電線への鳥害対策の実施を依頼しております。また、お問合わせ周辺のビル管理者とも情報交換を行いながら、過年度には地上およびビル上階からの放鷹による鳥の追い払いなども実施しました。今年度も状況を判断しながら、放鷹による追い払いも検討しております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
166	令和5年12月	歩きタバコポイ捨てについて	JR土山駅のたこバスと山陽バスのロータリー付近で、毎日歩きタバコポイ捨てをされている方がいます。ロータリー横の溝にはポイ捨てされたたばこが溜まっている状態で、周辺に雑草があるので万が一燃えると、近くの工場や駐車場まで燃え広がる可能性も否定できません。「歩きタバコポイ捨て禁止」等注意書きを掲示することはできないのでしょうか。また、これまでに寄せられた意見の回答より、「主要駅では、市職員による啓発業務を日々実施」と記載がありますが、主要駅だけでなく、市内全ての駅で定期的に実施することを合わせてお願いします。	「主要駅だけでなく市内全ての駅で定期的に啓発を実施する」ことにつきましては、乗降客数の多い駅を中心に効率的に啓発業務をしており、現在、JR土山駅周辺においても定期的に公用車パトロールを実施しています。ご連絡をいただいてから、職員が現場を確認してまいりました。ご指摘の通り、ポイ捨てに係る啓発等が少ないことから、ポイ捨てを防止するために啓発看板等の設置を検討いたします。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
167	令和5年12月	ゴミ捨て場のカラス対策	材木町のゴミ捨て場にカラスが来るようになりました。袋を破られてゴミが散乱し、仕方なく家人が片付けたり、見張ったりしています。最近では樽屋町のゴミ捨て場も荒らされていました。現状確認の上、対策していただきたいです。	材木町や樽屋町におけるカラス被害について、現場を確認いたしました。ごみの散乱をお見受けすることができませんでした。また、これらの地域のごみ収集作業を担当している業者にも聞き取りをしましたが、同様の返答がありました。カラス被害を防止するためには、防鳥ネットを利用することが効果的ではありますが、これらの地域のごみ置場で防鳥ネットを利用されていないところもあり、カラス被害の一因となっていると考えます。なお、防鳥ネットはごみ置場の管理主体である自治会や利用者などがご用意されていますので、お手数ですが、自治会長や隣保長などにご相談いただきますようお願い申し上げます。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
168	令和5年12月	路上喫煙の禁止について	路上喫煙を条例で禁止してほしいです。子連れで外出する際に路上喫煙をしている人に遭遇し、受動喫煙が気になります。ピオレ明石の北側の喫煙スペースも煙が漏れ出ており、隣を通ると匂いがとても気になります。市内全域が路上喫煙禁止になればよいですが、明石駅周辺や小学校、保育園等の子どもがよく利用する施設の周辺だけでも禁止にいただくと、より安心して子どもと外出ができるので助かります。せっかく子育てに力を入れても、市民や企業がついて来なければ本当の意味での子育てしやすい街にはなかなかならないのではと思います。是非一度ご検討いただければ幸いです。	兵庫県の受動喫煙等の防止に関する条例において、施設ごとに喫煙に関する規制内容が定められています。その中で、学校や保育園については、建物内や敷地内に加えて、敷地の周囲や通学時間帯の通学路に関しても禁煙となっています。その啓発の取組として、小中学校等と連携し、校門や周囲のフェンスに禁煙であることを示す看板やポスターを掲示していただき、喫煙者への周知を図っています。路上喫煙に関しては、全てを規制することが難しい現状ではありますが、望まない受動喫煙を防止するため、引き続き対策を検討してまいります。ご理解賜りますようお願いいたします。 あかし保健所健康推進課  「ピオレ明石の北側の喫煙スペース」につきましては、本市が管理する駅前喫煙所でございます。明石駅前に数か所あった駅前喫煙所を現在の場所に統合し、一定基準以上の構造及び設備をしたうえで、市民の皆様にご利用いただいております。駅前喫煙所を利用される方でマナーを守らず喫煙所の周りや歩道で喫煙される方がおられます。このような行為をする方には、職員による声掛け(啓発業務)を行い、注意喚起をしたうえで駅前喫煙所へ誘導しております。今後も、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」の実現に取り組んでまいります。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 市民生活局環境室環境保全課	あかし保健所健康推進課/078-918-5657 環境室環境保全課/078-918-5030
169	令和5年12月	喫煙所	西明石駅前の喫煙所ですが、屋根が無いので夏は直射日光、雨の日は傘をさしての喫煙になります。屋根の設置をお願いいたします。	明石市内のJR主要駅におきまして、1箇所、喫煙所を設置しております。いずれも、基準を満たしたパーティション型(壁で囲まれ、天井が解放された構造物である)としています。何卒、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。	環境室環境保全課/078-918-5030
170	令和5年12月	タバコのポイ捨て等について	明石の子育て支援が充実しているところに惹かれ、大久保に住み始めました。気になっておりますのが、タバコのポイ捨てが非常に多いことです。近所の公園(大久保下ヶ谷公園)のベンチには常にタバコが捨てられております。また、駅に向かう道や、大久保駅付近でもタバコが多々見受けられます。せっかく子育て支援をしてくださっているのに、子どもが安心して暮らせる環境になっていないところが大変残念です。路上喫煙禁止にする等の対策は考えられないでしょうか。	ご指摘にあります、大久保下ヶ谷公園を点検したところ、多数のタバコのポイ捨てを確認しました。緑化公園課が管理する公園では、令和2年4月1日より全面禁煙となっていることから、受動喫煙を防止し妊婦さんや子どもが安心して公園を利用できるよう、禁煙看板を設置し啓発してまいります。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課  JR大久保駅周辺は、市の条例で定める散乱防止重点区域となっており、路上喫煙をしている方には注意喚起したのち駅前喫煙所へ誘導しております。また、区域内では委託事業者による清掃業務やボランティア団体による清掃等も行っており、駅前環境美化に努めているところです。今後も、たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても、安全で快適な駅前環境の実現に取り組んでまいります。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 環境室環境保全課	都市整備室緑化公園課/078-918-5039 環境室環境保全課/078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
171	令和6年1月	犬のフンの放置について	以前にも相談させていただきましたが、1年以上、犬のフンを放置する飼い主がいます。何か対策いただくことは可能でしょうか。	犬の糞の放置については、条例等で禁止しています。あかし動物センターでは飼い主が分かっている場合は、飼い主宅を訪問して、不適切な飼い方であると見受けられた場合は、適切な指導を行っているところです。 この度の糞の放置のご相談ですが、もうすこし詳しく状況等をお聞きしたいのであかし動物センター(078-918-5797)までご連絡をお願いします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
172	令和6年1月	西明石サービスコーナーに小型家電回収ボックス設置希望	小型家電回収ボックスがコープ西明石とスーパーマルハチ西明石店にしか設置されておらず、両店とも遠くて行けません。西明石サービスコーナーかサンライフ明石に設置していただけないでしょうか。	市内各所の小型家電回収ボックスの設置場所につきましては、市民の利便性と、設置できる施設の状況等を考慮して設置しています。 ご質問があった「西明石サービスコーナー」は施設内のスペースがなく、設置場所の確保が難しい状況です。また「サンライフ明石」においては今後、建替えの計画があるため、同じく設置が難しいと考えております。 この地域の方には「サンライフ明石」で、月1回の拠点回収(有人)をご案内しています。ご不便をおかけしますが、そちらをご利用いただけますようお願いいたします。 ・毎月第3回目の火曜日(祝日の場合はお休み):9:30~11:00 ・ご参考:明石市ホームページ「小型家電リサイクル」アドレス先 <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/kankyoku/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/kogata_kaden_r.html">https://www.city.akashi.lg.jp/kankyoku/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/kogata_kaden_r.html</a> 今後も市民の意見を聴きながら、小型家電回収ボックスの設置場所を増設していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室資源循環課/078-918-5794
173	令和6年1月	物価高に対する生活保護世帯への下水道免除について	近年の物価高で、生活保護世帯でも節約して生活をしており、高齢者を抱える世帯では介護面でもお金がかかり、生活を圧迫している状況です。これらを踏まえ、明石市では生活保護世帯への下水道免除はしないのでしょうか。	ご意見のありました物価高に対する生活保護世帯への下水道使用料の免除の件でございますが、生活保護世帯に支給されている生活扶助費には、日常生活に必要となる費用として下水道使用料相当分が含まれておりません。 下水道使用料は、下水道事業の財政基盤を支えるものとして、公共下水道を利用するすべての方からその使用状況に応じてご負担いただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 下水道室下水道総務課  ご意見のうち、生活保護制度上の下水道使用料の考え方について、以下のとおりご説明いたします。 生活保護世帯にお渡ししている生活扶助費には、飲食物費や被服費等の個人的経費である第1類費と光熱水費等の世帯共通的経費である第2類費があり、下水道使用料はこの第2類費に含まれています。 生活扶助基準に関しては、令和5年10月に生活扶助費の見直しが行われました。 生活保護を受給されている方々には、毎月の生活扶助費の基準内での生活に努めていただくようお願いしているところです。 よろしくご理解いただきますようお願いいたします。 生活支援室生活福祉課	下水道室下水道総務課/078-934-9620  生活支援室生活福祉課/078-918-5028

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
174	令和6年1月	もえるゴミ袋の指定について(カラス対策)	<p>ゴミ置き場のカラス被害が各地域で問題になっています。ゴミ袋を指定してはどうでしょうか。</p> <p>2005年東京都杉並区を皮切りに、「人間には中身が見えて、カラスには見えない黄色いゴミ袋」が各地の自治体で採用されるようになりました。例えば、このゴミ袋を導入した神奈川県藤沢市の調査によると、カラスの捕食率が一般的なポリ袋だと76～94%だったのに対し、顔料を練り込んだ袋は6～24%だったといえます。</p> <p>この紫外線をカットする特殊な顔料を練り込んだフィルムを使ったゴミ袋が、複数の企業によって開発されました。カラスのゴミ荒らし被害が大幅に軽減したのは、あくまでも特殊な顔料を練り込んだフィルムの効果であって、黄色のゴミ袋をカラスが嫌う訳ではありません。</p>	<p>現在明石市では、ゴミ袋の指定に関して他市の状況に注視しつつ、慎重に検討をすすめているところです。</p> <p>カラス対策だけでなく指定ゴミ袋の導入は、ごみの減量化及び再資源化において有効な手段であると認識しており、今後、市民の方々の意識調査や指定袋の導入と有料化の違いの説明等を行い、丁寧な検討を進めていきたいと思っております。</p> <p>今後とも明石市の環境行政にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	環境室資源循環課 /078-918-5794
175	令和6年1月	風呂リフォーム脱衣場壁紙張替え	<p>アスベストの処理、リフォーム費用等に国からの補助金受け取りに関してお尋ねします。</p> <p>自治体からは4月以降抽選と聞きました。国からの補助金はリフォーム個所によりポイントが5万未満なら付かないと聞きました。</p> <p>また、アスベスト除去費用が高額なのですが、この部分に補助ポイントはつきますか。お風呂リフォーム等には国から必ず補助金は有ると聞きましたが、その点に関して回答願います。</p>	<p>国土交通省の子育てエコホーム支援事業についてご説明します。</p> <p>この制度の補助対象者は工事発注者ですが、補助対象者に代わり予め事業者登録をした事業者が補助金の申請手続等をおこないますので、詳しくは工事について相談しておられる事業者にお聞きください。</p> <p>産業振興室産業政策課</p> <p>建築安全課より、アスベスト処理等に関する補助制度についてお答えさせていただきます。国の補助制度とは別の制度となりますが、明石市においては建築物に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去工事に対する補助制度がございます。ただし、吹付けアスベストが対象で、ボード類や外壁塗材等は対象外です。</p> <p>補助の対象となるかどうかは、建物の種別や個々の要件によって変わってきますので、詳細については下記連絡先までお問い合わせいただくか、明石市ホームページを参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/asubesutohojo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/asubesutohojo.html</a></p> <p>補助対象となった場合のお申込みにつきましては、今年度の受付は終了していますが、来年度、同補助制度を実施することが決まりましたら5月頃の広報あかしで案内する予定です。</p> <p>なお、国の補助制度につきましては、国の担当窓口等にお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p> <p>明石市役所 都市局住宅・建築室建築安全課監察係 問合せ先 078-918-5046(直通)</p>	<p>産業振興室産業政策課 /078-918-5098</p> <p>住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046</p>
176	令和6年1月	LGBTQについて	<p>LGBTQ+フレンドリープロジェクトはとっても迷惑です。</p> <p>一部の人間の利権の為に、大事な税金を使わないで下さい。</p>	<p>本市では「いつまでもすべての人が大切にされるやさしいまちづくり」の一環としてLGBTQ+/SOGIEに関する取組を進めています。</p> <p>性のあり方(性的指向、性自認、性表現)は多様で、尊重されるべきものです。</p> <p>しかし、LGBTQ+の人達は、性のあり方が多くの人とは違うことを理由に、偏見や差別を受け、生きづらさを抱えて暮らさざるを得ない現状があります。</p> <p>こうした状況を解消するため、本市では、当事者の方に寄り添った相談支援や、性のあり方に関する理解を広げるための市民・地域団体・学校等に対する研修・啓発をはじめとしたLGBTQ+/SOGIE施策を進めています。「LGBTQ+フレンドリープロジェクト」もその取組の一環になります。</p> <p>今後も、誰もが自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままのまちなち」の実現を目指し、取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	インクルーシブ推進室 /078-918-6037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
177	令和6年1月	大久保駅北側の禁煙地域は？	大久保駅北側ロータリーにある信号より西に入った、3階建てぐらいの駐輪場の前で、たばこを吸っているうす緑の作業服を着た市の職員のような方がいました。以前、市の広報車がこの辺りは禁煙地区だとアナウンスをしていました。通学路だし、禁煙地区になっていると思っていましたが、違うのですか。	本市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」により、市内の主要駅周辺に散乱防止重点区域を定めております。JR大久保駅においても、駅前周辺を散乱防止重点区域と定め、ポイ捨て防止に努めているところでございます。ご指摘の「大久保駅北側ロータリーにある信号より西に入った駐輪場」につきましては、散乱防止重点区域外となっております。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
178	令和6年2月	あかし広報 PFASについて	2/1便を拝見して思ったことですが、水道水がどうやって処理されるのかそこに焦点をしばったのでしょうか。図解説はわかりやすいのですが、PFAS問題を何気なくかわしているように感じます。今回、市長、副市長が厚生省、環境省へ赴いてくださったことには心から感謝しています。行政からの声を届けてくださったことには、やはり市民の水を守ろうとする姿勢がみえたと解釈しました。これからも引き続き、この働きかけを続けてくださるよう切望します。やんわりイメージの記事だけでは、市民が本気で明石の水を考えることにはつながりません。それは行政はよくしてくれているというレベルです。現実を伝えていかなければ、問題は見えてきませんし、市長を追い詰めるだけのものになると思います。	2024年(令和6年)2月1日に発行した広報あかしの水道特集は、明石川の有機フッ素化合物や、令和6年能登半島地震による長期断水に関する報道を受け、本市の水道事業の現状について市民の皆さまへお知らせするために広報したものです。「明石の水はどこから」については、市内の居住地域により水源が異なることから、それぞれの地域でご使用されている水道水の水源種類及び割合を分かり易く表現したものです。「災害に強い水道」については、隣接する市町と緊急時連絡管が敷設されていることや、老朽管の更新に合わせ耐震化された配管へ更新している様子を掲載しています。「安全な水づくり」については、有機フッ素化合物対策として、浄水処理において、活性炭の量と交換頻度を上げるなどの対策を行い、国の暫定目標値以下となっておりますので、飲料水として安心してお飲みいただけることをご知らせしています。また、有機フッ素化合物に関しては、健康への影響や指標値の明確な対応やわかりやすい情報を市民へ伝えるよう市長から国に対して要望を行っています。なお、水量・水質ともに不安定な明石川河川水については、県営水道から増量受水、阪神水道企業団から新規受水することにより水源転換を図り、令和10年度を目途に水源として廃止する予定となっております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	経営企画担当/078-918-5064
179	令和6年2月	ゴミのポイ捨て、歩きタバコ多すぎます	西新町駅周辺のフェンスで囲われている所々にゴミの投げ入れが多いです。ながら食べをしてポイ捨てされるゴミや、歩きタバコのポイ捨てが、ほぼ毎日出勤時に確認されます。前の方が吐いた煙を、後方を歩いている私が吸いたくなくても吸ってしまい、喘息持ちにはつらいです。また、相変わらず明石警察署の周りや裏の駐車場側にゴミはポイ捨てされているし、40キロ速制限減でも、信号が変わるからと明らかにスピード違反してる車もいます。大人のルールをまず守らせてください。子育てに力入れる前に子供の親となる、家族となる方々のルール、モラルを守らせてください。まずは駅前からでも、ポイ捨て禁止という張り紙を貼られてはどうですか。意見がないからやらないのではなく、1人でも意見があるならまず行動するのではないですか。毎日とは言いませんが、綺麗になっているのか調査すべきではないですか。一刻も早い改善を求めます。	「西新町駅のフェンスで囲われているが、店舗使用の募集はされている状態かここにゴミの投げ入れが多い」ことにつきましては、山陽電気鉄道株式会社の管理地でありますので情報提供等はさせていただきます。また、「制限速度が40キロとは書いているが、信号が変わるからと明らかスピード違反している車」件につきましても、明石警察署へ情報提供しております。本市の現在の取組としては、ポイ捨て等を防止するために啓発看板を設置しております。また、駅を利用される方に周知していただくため、夜間でも周知が可能な啓発看板も設置しております。不定期ですが、ポイ捨てを防止するため、職員によるパトロール等も実施しております。駅前周辺を再度確認し、市民への周知が不足していることであれば、ご対応等させていただきます。この度頂いたご意見につきまして、駅前周辺のコンビニや近隣自治会等にも情報提供し、駅前周辺を綺麗な状態にするためのマナーの向上に取り組みたいと考えます。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
180	令和6年2月	各自治会管理のゴミステーションの件	<p>一カ月ほど前からゴミステーションのカラス被害が絶えません。コミュニティー生涯学習課・収集事業課に相談したところ、対策としてはカラスが入らないように、すき間を作らないようアドバイスはいただきました。ただ、ゴミステーションを改修するような補助金はなく、管理は各自治会にお任せしているとの回答でした。</p> <p>現在は、回覧でゴミの出し方を周知し、ネットとレンガで対策はしていますが被害は減りません。新興住宅街やマンションでは、一部しっかりとした囲い付きのものもありますが、それ以外はほとんどネットと重しのみ対策。うちの地域では高齢者にとってネットをしまうのもしんどいとの意見もあります。</p> <p>正直改めてこの現状を見ると、黄色や青のネットでの対策は見た目も悪く決して景観がよいとは思えませんし、雨になると衛生的にも悪く、ネットの劣化も早いです。</p> <p>そこで、明石市の方で各自治会への補助金等があればまちもきれいになってよいのではないのでしょうか。まちの景観向上にもつながりますので</p>	<p>ごみ置場の設置・管理につきましては、自治会や利用者をお願いしており、カラス対策も管理の一環として、自治会や利用者で防鳥ネットの購入などの対応をさせていただいております。</p> <p>市では従前からカラス被害に係る相談に対応しており、防鳥ネットを設置していないところにつきましては、設置をお願いしております。</p> <p>今後も、カラス対策につきましては、近隣他都市の状況を参考に、補助金を含めてより効果的な対策を調査してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	環境室収集事業課 /078-918-5780
181	令和6年2月	自治会について	<p>最近、明石市では子育て支援のおかげで転入される若い人が増えていますが、自治会に入らない方が多く、任意なので強制はできないため、ゴミステーションの掃除や年2回の溝掃除など、自治会が主体の事に参加してもらえず困っています。高齢者ばかりで役員もすぐ周り、困り果てる始末です。</p> <p>どうしたら良いのか、何かよい方法はないのでしょうか。多分、このような問題は、どの地域も当てはまってきていると思います。</p> <p>少しでも、地域のコミュニケーションがとれるようにできたらなあと思います。</p>	<p>自治会の加入については、価値観の多様化や居住形態の変化などによりとところが大きく、残念ながら明石だけでなく全国的にも低下傾向にあります。そのような中で、住みよい地域づくりのために自治会活動は重要であり、市としても、転入者に窓口で自治会加入案内チラシを配布するなど、加入促進を行っております。</p> <p>また地域によって状況が異なるため、まずは各自治会で未加入世帯の現状把握を行い、継続した、組織的な取組をお願いしています。</p> <p>加入促進の具体的な内容や進め方については、明石市連合まちづくり協議会と市が発行しております「自治会・町内会加入促進マニュアル」にまとめておりますので、ぜひ自治会のみなさまでご参考になさってください。</p> <p>ごみステーションに関連して、未加入者向けの加入促進チラシも作成しておりますので、こちらもご活用いただければと思います。</p> <p>市としても引き続き加入促進を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>※「自治会・町内会加入促進マニュアル」掲載ページのリンク  <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/jichikai/annual.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/jichikai/annual.html</a></p>	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
182	令和6年2月	ゴミ収集について	<p>ゴミ収集についてですが、市(西部地区)の紙類・布類の収集が、毎月第4土曜日に、自治会の再生資源の収集日が第2、第4の日曜日になっています。</p> <p>市の第4土曜日と、自治会の第4日曜日が連日になっているので、月に1回だけの市の収集日に出している世帯はほとんどいません。</p> <p>市と自治会での話し合いは難しいと思いますが、なんとかならないのかと思っています。</p>	<p>再生資源集団回収につきましては地域の自治会、子ども会、高年クラブ等の団体が地域の皆さんと協力し、資源物(新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール等の古紙、布類、アルミ・スチール缶など)を回収して業者に引渡し、ごみの減量・再資源化にご協力いただいている活動です。また、活動を通じて地域のコミュニティ活性化等にご活躍いただいております。市では集団回収活動に助成金を交付しております。(年2回)</p> <p>次に市が行っております紙類・布類行政回収は月1回土曜日に各地域のごみステーションに出された新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、布類を、市が委託している業者が回収しております。紙類・布類行政回収については集団回収の補完として実施しており、市民の方の都合で集団回収に出せない場合、行政回収をご利用いただくよう啓発しております。</p> <p>いただきましたご意見のように、行政回収にはほぼ出されない地域もございますが、上記のことから特定の地域(またはごみステーション)だけ回収しないということではできません。</p> <p>以上ご説明となりますが、今後とも市の環境事業にご理解、ご協力をいただけますようお願いいたします。</p>	環境室資源循環課 /078-918-5794
183	令和6年2月	窓口に於ける本人確認の方法について。	<p>健康保険の減免 申請の際の本人確認方法は、国民健康保険の窓口の場合はマイナンバーカード又は免許証が必要でしたが、後期高齢者保険の窓口の場合は、後期高齢者医療被保険者証だけで受付してもらえました。</p> <p>現在の本人確認は、顔写真のあるマイナンバーカードや免許証で行うのが一般的だと思います。今後は健康保険証もマイナンバーカードに移行される事が決定されているので、窓口での本人確認の方法を統一する方がセキュリティの面からも安全だと思います。</p>	<p>窓口に於ける本人確認の方法についてですが、保険証や決定通知の再交付にかかる申請で即日交付するものにつきましては、後期高齢者医療におきましても顔写真付きの身分確認(マイナンバーカード・運転免許証等)を行っています。</p> <p>ただ、保険料の減免申請につきましては、明石市の窓口では申請書類の受付のみを行っており、減免額につきましては兵庫県後期高齢者医療広域連合で審査・決定がされます。このため申請受付における申請者は本人・同一世帯の家族はもちろんですが、別世帯の家族での申請も受理しているところです。このため、前述しましたとおり申請のみの受付のため、保険料額について回答をすることもないため、保険証を提示いただき申請受付させていただきました。以上、よろしくお願いたします。</p> <p>市民生活室長寿医療課</p> <p>減免申請における窓口での本人確認の方法について回答いたします。国民健康保険料の減免申請につきましては、後期高齢者広域連合と異なり、申請書類の受付から審査・決定までを一連で行っているため、窓口で保険料等の説明をする必要があることから、顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証等)で本人確認を行っています。</p> <p>以上、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。</p> <p>市民生活室国民健康保険課</p>	<p>市民生活室長寿医療課 /078-918-5165</p> <p>市民生活室国民健康保険課/078-918-5021</p>
184	令和6年2月	大気調査について	<p>大気調査をして頂きたいです。主人が喘息になったり、周りに喘息や中耳炎の子が凄く多く心配です。</p> <p>子どもの体に悪影響なら引っ越しをしなければと考えています。</p> <p>是非、周辺の調査をして頂きたいです。</p>	<p>ご連絡いただいてから、対象となる企業を訪問し、状況確認してまいりました。詳細については環境保全課までご連絡ください。</p> <p>【環境保全課 連絡先 078-918-5030 執務時間 8:30~17:00】</p>	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
185	令和6年2月	ゴミ・タバコの件	<p>明石の子育て支援が充実しているところに惹かれ、西新町に住み1年が経過しました。市役所の方にお伝えしたりメールを送らせていただいているのですが、全く改善されていません。せっかく子育て支援をしてくださっているのに、子どもが安心して暮らせる環境になっていない、改善されていない点が残念で、子供に対しても悪影響でしかありません。</p> <p>タバコのポイ捨ては路上喫煙禁止にすることや、ゴミのポイ捨て不法投棄禁止等の対策は考えられないでしょうか。</p> <p>西新町の都市開発の話聞きこちらに引越したのに、駅周辺ではゴミだらけ・タバコだらけで都市開発どころかゴミだらけで本当に良くしていきたいという気持ちが全く見えません。</p>	<p>本昨年より、西新町駅周辺においてポイ捨て等の苦情等があり、駅前にあるコンビニ、周辺自治会や警察等にも情報提供し、ポイ捨てを防止するためのマナー向上にご協力いただいているところです。</p> <p>本市の取組としては、ポイ捨て等を防止するために不定期ではございますが、職員による啓発や公用車からのアナウンス等を実施しております。また、駅を利用される方に夜間でも周知が可能な啓発看板も設置しております。</p> <p>ご指摘の「駅周辺ではゴミだらけ・タバコだらけ」について、ポイ捨ては人のマナーやモラルの低下によるところが非常に大きく、マナー向上やモラルのある行動を行っていただければ、近隣自治会等にも再度情報提供してまいります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	環境室環境保全課 /078-918-5030
186	令和6年3月	騒音について	<p>違法改造と思われるバイクが、休日、夜、深夜に爆音で数台が走っています。騒音が迷惑のうえ、夜の帰宅時など子供に危険が及ぶのではないかと危惧しています。</p>	<p>当市では「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指して令和3年4月に第3次明石市交通安全計画を策定し、交通事故の削減および交通弱者優先の思想を広めるため交通安全教育・啓発に取り組んでいるところです。この度のご意見にあります、バイクの騒音につきましては、明石警察署へ情報提供を行うとともに取締りの強化を依頼してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、不正改造については国土交通省が「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置しておりますので、ぜひご活用ください。</p> <p>詳しくは、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/</a></p>	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
187	令和6年3月	小学校コミセン利用者の駐車場について	<p>小学校の敷地内駐車場は、基本的に幼稚園、小学校の職員が有料で利用していると聞きます。コミセン利用者は無料で駐車しても良いのでしょうか。</p> <p>利用者さんから、みんな停めてるから大丈夫と聞きましたが、職員が有料と聞くと停めるのに抵抗があるため教えて頂きたいです。</p>	<p>通勤で使用する自家用車を学校内など市の敷地に恒常的に駐車する場合、使用許可を得る必要があります。あわせて使用料を支払う必要があります。</p> <p>施設の立地状況により、一部使用料が免除となる場合もありますが、基本的には、学校教職員などは有料で駐車していることとなります。</p> <p>また、コミセン利用者については、一時的な駐車のため、使用許可を行わず使用料も徴収しておりません。</p> <p>なお、駐車についてはあくまでも学校運営等公務に支障のない範囲で許されるものと認識しており、学校内に駐車場はございません。</p> <p>土・日曜日など駐車しやすい状況ではありますが、できる限り車での来館は控えていただきますよう、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004
188	令和6年3月	電柱にいる鳥からの糞被害について	<p>家の前にある電柱から伸びている電線が敷地の上を通っており、鳥のフンが敷地内に落ちています。電線がどこの会社のものなのかお調べいただけないでしょうか。</p> <p>また、行政より電線の会社にお伝えいただくことは可能でしょうか。一度NTTIに確認すると、電柱自体は明石市のものみたいなのでご確認いただくと助かります。</p>	<p>今回ご連絡頂きました電柱の所有者につきましては、明石市ではなく、関西電力送配電が所有者となっております。明石市の街路灯は、その電柱をお借りして設置させて頂いているため、申し訳ありませんが明石市では電線の所有者までは把握できておりません。</p> <p>どの電線がどの所有者であるかは電柱所有者である関西電力送配電のみが把握しているため、まずは関西電力送配電にご連絡の上、関西電力送配電に現地確認などをして頂き、実際に鳥が留まる電線の所有者をご確認頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>【関西電力送配電 問い合わせ窓口：<a href="https://www.kansai-td.co.jp/faq/contact/">https://www.kansai-td.co.jp/faq/contact/</a>】</p> <p>尚、電線に鳥が留まらないようにする対策は、場所の相違などが発生しないよう対策を希望される方から電線の所有者に直接ご依頼頂くこととなっております。</p> <p>何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
189	令和6年3月	有線放送について	<p>地域の放送設備からの時報は、乳児が昼寝中に驚いて起きてしまい、生活リズムの妨げになっています。</p> <p>また、お祭りなどのアナウンスなども、音が大きすぎて割れており、内容は聞き取れたことはありません。そのため、我が家では放送によるメリットは感じていません。</p> <p>子育て世代も増加しているようですし、音量の調整や時代に合った方法でのお知らせに変更はできないのでしょうか。</p>	<p>自治会の放送設備につきましては、地域住民への日常連絡や緊急連絡のために設置されているもので、各自治会において管理・運用されています。ご住所に該当する自治会に確認致しましたところ、時報については、確かに自治会の放送設備から流れており、その他アナウンスについては月に1回程度、各種団体の行事等の呼びかけで利用されているとのことでした。</p> <p>放送内容等につきましては、各自治会にて運用されていることから、コミュニティ・生涯学習課より該当と思われる自治会へ、この度頂きましたご意見をお伝えさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、近隣自治会からの放送の可能性もございます。放送にて、ご住所に該当する以外の自治会の名前が聞き取ることができました場合、当課にご連絡いただけましたら、同様に対応させていただきます。</p>	<p>市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004</p>